

## 長野県廃棄物処理計画（第4期）の策定について

資源循環推進課

## 1 趣旨

廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、当県内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する法定計画である「長野県廃棄物処理計画」を策定する。

計画期間：平成28年度から平成32年度までの5年間

## 2 廃棄物専門委員会における検討経過

委員長	高木 直樹（信州大学工学部建築学科教授）
委員長代理	藤波 博（（公財）廃棄物・3R研究財団調査部長）
委員	笠井 雪子（千曲川流域レジ袋削減推進協議会長）
〃	小林 文江（長和町町民福祉課長）
〃	長田 秀彦（茅野市美サイクルセンター長）
〃	平栗 幹夫（（一社）長野県資源循環保全協会会長）
〃	丸山 剛（長野県農業協同組合中央会協同活動推進部長）
〃	矢島 清弘（セイコーエプソン(株)人事本部総務部主事）

回数	開催日	主な検討内容
第1回	6月10日	・ 廃棄物の現状、市町村等の取組 ・ 廃棄物処理計画（第3期）の進捗状況 ・ 廃棄物処理計画（第4期）の骨子案の検討
第2回	7月16日	・ 廃棄物処理計画（第3期）の取組状況の検証 ・ 県内市町村の地域特性の分析、産業廃棄物総排出量増加の分析 ・ 廃棄物処理計画（第4期）の素案の検討（第5章）
第3回	8月20日	・ 廃棄物処理計画（第4期）の素案の検討（全体）
第4回	10月20日	・ 廃棄物処理計画（第4期）の素案の検討（全体）
第5回	12月17日	・ 目標値等の検討 ・ 廃棄物処理計画（第4期）の答申案の検討

## 3 スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境審議会		5/26 諮問						11/17 中間 報告				3/17 答申
専門 委員会			第1回 6/10	第2回 7/16	第3回 8/20		第4回 10/20		第5回 12/17			
県民意見募集 パブリックコメント								↔ 30日間				
市町村等 意見照会								↔				

#### 4 中間報告時のご意見等と対応状況

区分	ご意見等	対応状況
①	<ul style="list-style-type: none"> <li>畜産業による家畜排せつ物や生ごみによる発電などエネルギーと廃棄物を結びつけていくことについて、将来的なものとして計画に掲載してはどうか。</li> <li>「バイオガス発電」により廃棄物の有効活用ができるという研究もあるので、計画に取り入れていただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4章第3節の2に「(5)廃棄物のエネルギー利用の推進」として追加記載しました。(95 ページ)</li> </ul>
②	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生ごみの農地還元」とあるが、農地に生ごみを放置すると、野生動物を引き寄せ、更なる農作物被害拡大のおそれがある。関係部局と検討いただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農家等に対する埋設方法等の適正処理について農政部と調整します。</li> </ul>
③	<ul style="list-style-type: none"> <li>台風等で落下した果物等の堆肥化等による処理方法の検討をいただきたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農業に係る課題について、関係団体との意見交換の場を検討します。</li> </ul>
④	<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの分別について、ごみ処理の流れを明確化し、県民が分別の意味を感じることができるようにしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第4章第3節の2の(4)にイメージ図を追加記載しました。(94 ページ)</li> </ul>
⑤	<ul style="list-style-type: none"> <li>トピックスを事例集としてまとめて、市町村に配付してはどうか。</li> <li>計画本文に事例集があっても、県民が読むのは困難なため、県民向けの啓発用の冊子を作成してはどうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事例だけを別に整理し、事例集としての印刷・市町村等への提供を行う予定です。また、電子データとして、市町村等への提供、県ホームページへの掲載等、幅広く活用方法を検討します。</li> <li>県民向けの啓発用の冊子については、別途概要版を作成する予定です。</li> </ul>
⑥	<ul style="list-style-type: none"> <li>市部、農村部などの地域別の分類・分析について、可能であれば、数値目標をこれに対応するような形で作った方がよいのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県内の市町村を地域の特色別に抽出した上で分析したものですので、個別に具体的な削減目標を掲げることは困難です。</li> <li>排出量の多い市町村においては、削減に取り組む契機としていただきたいと思いますと考えています。</li> </ul>
⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所、人口の多い市町村からの排出量は当然多くなるため、大きな都市の排出量が多く見えてしまう統計となっている。人口や従業員数当たりで表すなど、統計的な処理が必要と思われる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人1日当たりのごみの排出量としての比較に加え、事業所当たり及び従業員数当たりでの比較ができるよう記載しました。(45～52 ページ)</li> </ul>

## 5 パブリックコメント

- (1) 期間 平成 27 年(2015 年)11 月 18 日から 12 月 17 日まで  
 (2) ご意見提出数 1 個人、8 件

区分	ご意見要旨	対応状況
①	「計画の位置付け」の前後に計画の策定趣旨を項目立てすべき。 計画素案には、本来あるべき策定趣旨がない。	第 1 章において項目立てしました。 (1 ページ)
②	「目指す循環型社会の姿」における「物質を自然の許容する範囲で循環させること」という実態の把握・評価が困難なことに取り組むよりも、各主体の連携活動を重視すべき。	県は各主体とともに、循環型社会の形成の推進に向けて取り組んでいくことと修正しました。 (3 ページ)
③	「目指す循環型社会の姿」における「自然の許容する範囲」について、わかりやすく説明すべき。	②により、当該部分は修正しました。
④	他県等における県内から排出された廃棄物の処理について、他県等の環境に負荷をかけないようにする県の姿勢を明確にすべき。	第 6 章の 2 における地域循環圏の形成を踏まえて、地域での循環に取り組んでまいります。
⑤	「目指す循環型社会の姿」における「物質を自然の許容する範囲で循環させる」というビジョンについて、実現するために解決すべき課題と道筋を示すべき。	②により、当該部分は修正しました。
⑥	産学官が一体となって緊急かつ優先的に取り組むべき、最重要課題を示すべき。	関係業界等の皆様と連携し、長野県工業技術総合センターにおいて、低環境負荷製造技術等について取り組んでまいります。
⑦	産学官が一体となって直ちに取り組むべき、重要課題の解決方策の創出を目指す新たな施策を提示すべき。	関係業界等の皆様と連携し、長野県工業技術総合センターにおいて、低環境負荷製造技術等について取り組んでまいります。
⑧	一般県民に理解しやすい計画とするため、目指す姿、課題解決方策の創出への道筋、必要な各種施策といった論理的な体系・構成・内容に修正すべき。	第 2 章において目標、第 4 章及び第 5 章において現状と課題及び施策について記載しています。

## 6 市町村意見照会

(1) 期間 平成 27 年(2015 年)11 月 18 日から 12 月 4 日まで

(2) ご意見提出数 1 市(松本市)、12 件

区分	ご意見要旨	対応状況
①	<p>廃棄物処理法における国の基本方針では、廃棄物の「排出抑制」という文言が使われているが、3Rが法制化されたのは、循環型社会形成推進基本法においてである。</p> <p>その上で、環境省は、リデュースは発生抑制と整理しており、排出抑制とは意味合いが違うので、発生抑制という観点で整理する方が適切だと考える。</p> <p>また、第4章第1節の一般廃棄物の有料化制度等の項目は、第2章第1節に移した方が適切だと考える。</p>	<p>本計画は、国の基本方針に即して策定していることから、同方針で使用している「排出の抑制」を使用しています。(なお、排出抑制と発生抑制は同義との旨、環境省にも確認しています。)</p> <p>(4 ページ等)</p> <p>有料化制度等の項目は、リデュース施策であることから、第4章第1節としています。</p> <p>(43 ページ)</p>
②	<p>事業所で従業員が飲食した空き缶、ペットボトル、弁当くず(プラスチック製)などは自治体により一般廃棄物か産業廃棄物か判断が分かれるところであるため、判断を明確にすることを希望する。</p>	<p>空き缶等については、いずれの判断も可能であり、各自治体において、それぞれの事情に基づき判断し、一般廃棄物処理計画に位置付けているものと考えます。</p>
③	<p>「第3章第3節 県民総参加によるごみの減量化」の「家庭での取組」について、手付かず食品のことだけ記載するのではなく、食品ロス全体のことを記載すべき。</p>	<p>手つかずの食品は、県民の皆様にわかりやすいものの例として取り上げています。</p> <p>(38 ページ)</p>
④	<p>「第3章第3節 県民総参加によるごみの減量化」で、減量の目安を県民1人1日あたり「卵Sサイズ1個分」としてあるが、「ミニトマト3個分」と統一して記載した方が分かりやすい。</p>	<p>「ミニトマト3個分」へ修正記載しました。</p> <p>(39 ページ)</p>
⑤	<p>「第3章第3節 県民総参加によるごみの減量化」の「食べ残しを減らそう県民運動」について、食品ロスの中で一番多い、野菜等の過剰除去のことを記載した方がよい。</p>	<p>野菜等の過剰除去等について、追加記載しました。</p> <p>(41 ページ)</p>
⑥	<p>「第4章第1節 廃棄物排出抑制(リデュース)の推進」の「(5) 食べ残し・食品ロスの削減」について、「食べ残し」は、「食品ロス」に含まれるため、改めて書く必要はない。</p>	<p>「食べ残し」の記載を削除しました。</p> <p>(59 ページ)</p>
⑦	<p>「第4章第1節 廃棄物排出抑制(リデュース)の推進」の「食べ残し・食品ロスの削減」における課題について、食品ロスが年間642万tもあり、そのうち半分は家庭から出ていること等を課題とした記載が必要。</p>	<p>食品ロス等の課題について、追加記載しました。</p> <p>(60～61 ページ)</p>

区分	ご意見要旨	対応状況
⑧	「第4章第2節 使用済み製品の再使用(リユース)の推進」の「リターナブル容器等のリユース」について、学校給食で牛乳びんの使用率は、全国平均 25.6%に対して、長野県 94.9%と非常に高いことを紹介してはいかが。(H23 年度実績)	県内における学校給食用牛乳びんの使用率 (H25 年度実績) について、追加記載しました。 (70 ページ)
⑨	「第4章第2節 使用済み製品の再使用(リユース)の推進」について、松本市で本年度から子ども用品を無料で回収し無料で配布する「松本キッズ・リユースひろば」の事業を始めたため、トピックスに追加してほしい。	トピックスとして追加記載しました。 (76 ページ)
⑩	「第4章第3節 適正な再利用(リサイクル)の推進」の「県民・事業者・市町村等が取り組むリサイクル」について、家庭で徹底して分別を行うことは非常に重要な課題であり、内容を充実させるべき。	家庭等における分別について、追加記載しました。 (91ページ)
⑪	「第4章第4節 環境教育等の推進」について、小さいころから環境教育を行うことは、非常に重要な視点であるため、内容を充実させるべき。	「環境等に係る持続可能な開発のための教育(E S D)」の考え方も踏まえた記載を追加しました。 なお、松本市の幼児教育の例については、トピックス3で紹介させていただいています。 (98 ページ、53 ページ)
⑫	「第6章の2 公共関与による施設整備(最終処分場)」について、県内産業廃棄物最終処分容量が不足しているとはいえ、直ちに公共関与により最終処分場を整備する状況ではない」と記載されているが、県主導による一般廃棄物最終処分場の建設について検討されたい。	県は、最新の知見に関する情報の提供や国の循環型社会形成推進交付金の事務に関する支援などの技術的援助に努めてまいります。

## 7 平成 27 年 11 月長野県議会定例会環境委員会

区分	ご意見要旨	対応状況
①	・ 産業廃棄物の目標設定について、業種別に、減量する廃棄物の種類、排出量等の目標を定めるべきではないか。	・ 業種別の排出量の目標について、注記に記載しました。 (33 ページ)

## 計画の趣旨

### ◆計画の位置付け

- ・廃棄物処理法に基づく法定計画
- ・循環型社会形成推進基本法を踏まえた計画

### ◆計画期間

平成28年度から32年度までの5年間



## 基本目標等

**「もったいない」を大切にして  
ごみ減量日本一！  
～美しい信州を次世代へ～**

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、「もったいない」の気持ちを大切にして、廃棄物の排出抑制、再使用等の取組を進め、ごみの減量日本一を常に目指します。

そのために

【2Rを意識した取組により、廃棄物の減量化を進めます。】

優先順位①  
リデュース：排出抑制

優先順位②  
リユース：再使用

優先順位③  
リサイクル：再生利用

2R優先

## 現状と課題

### ◆長野県の現状

1人1日当たりの一般廃棄物排出量全国順位(H25)

順位	都道府県	排出量
1位	沖縄県	829g
<b>2位</b>	<b>長野県</b>	<b>847g</b>
参考	全国平均	958g



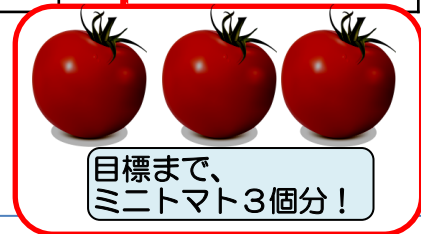
区 分		20年度実績値	25年度実績値
一般廃棄物	総排出量	722千t	667千t
	1人1日当たり排出量	907g	847g
産業廃棄物	総排出量	3,709千t	4,341千t

### ◆課題等

- ・一般廃棄物の総排出量は、20年度実績からは減少しているが近年は横ばい傾向
- ・産業廃棄物の総排出量は、増加傾向

区 分		平成32年度目標値
一般廃棄物	総排出量	588千t
	1人1日当たり排出量	795g
産業廃棄物	総排出量 ※	4,358千t

※総合5か年計画及び環境基本計画の達成目標を併せて変更



目標まで、ミニトマト3個分！

## 取組

### < 県民総参加によるごみの減量化 >

～県民及び事業者が広く関わりながら行う県民運動～

#### 【チャレンジ800ごみ減量推進事業】

全ての県民が参加するごみ減量の取組を広げ、しあわせ信州創造プランで掲げる「県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量800g以下」の達成を目指します。

#### ◆チャレンジ800実行チームによる取組

#### ◆レジ袋削減県民スクラム運動

- ・レジ袋削減協働アピール
- ・統一行動日のキャンペーンの実施

#### ◆食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

- ・協力店の登録促進
- ・新たに、小売業者にも参加を呼びかけ
- ・宴会たべきりキャンペーンの実施

#### ◆次世代への教育

- ・食品ロス削減の教材を作成し、環境教育を推進



### 《 排出抑制・再使用等の推進》

#### ◆リデュース(排出抑制)～大切に使い、ごみを減らす～

- ・一般廃棄物処理の有料化の促進
- ・地域的特色に応じた市町村の取組の支援
- ・事業系一般廃棄物の減量化
- ・オフィス商工会の仕組作りを研究等
- ・レジ袋の削減
- ・食品ロスの削減
- ・フードバンク活動への協力検討等
- ・事業者の自主的な資源生産性向上等による排出抑制の推進
- ・環境マネジメントシステムの導入の推進
- ・長野県産業廃棄物3R実践協定の推進

#### ◆リユース(再使用)～使えるものは繰り返して使う～

- ・リターナブル容器等のリユース
- ・利用が図られる仕組づくりを県内企業と研究
- ・各主体(家庭、市町村、地域、職場)によるリユース

#### ◆リサイクル(再生利用)～資源として再び利用する～

- ・法規制によるリサイクル
- ・インクカートリッジのリサイクル
- ・信州リサイクル製品の普及
- ・ごみの分別収集
- ・分別収集やダンボールコンポストによる生ごみの削減、堆肥化
- ・廃棄物のエネルギー利用の推進

#### ◆環境教育等の推進

#### ◆取組指標

- ・一般廃棄物 最終処分量 58千t(H25年度) → 51千t(H32年度)  
1日1人当たり家庭系ごみ 424g(H25年度) → 390g(H32年度)
- ・産業廃棄物 最終処分量 81千t(H25年度) → 78千t(H32年度) 等

### 《適正処理の推進》

- ◆廃棄物の適正処理の確保
- ◆廃棄物の適正処理基盤の整備 等

### 《長期的取組》

- ◆ごみ処理の広域化
- ◆地域循環圏の形成 等

『もったいない』を大切にして  
ごみ減量日本一！

～美しい信州を次世代へ～



長野県廃棄物処理計画（第4期）

平成28年3月  
長野県



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

名前:長野県PRキャラクター「アルクマ」

年齢: ?

性別: ?

出身:信州・日本アルプスのどこか



名前:長野県リサイクルキャラクター「クルるん」

性別:女の子

顔:地球をイメージ

顔のまわりのやじるし:3R(スリーアール)を表現

カラー:赤、青(緑)、黄色(色の三原色)を表現



編集・発行 長野県環境部資源循環推進課  
〒380-8570

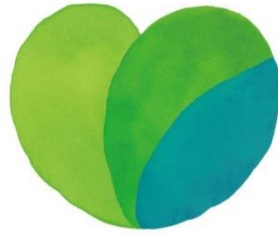
長野市大字南長野字幅下692-2

電話 026-235-7187(直通)

FAX 026-235-7259

長野県公式ホームページ <http://www.pref.nagano.lg.jp>

E-mail [junkan@pref.nagano.lg.jp](mailto:junkan@pref.nagano.lg.jp)



しあわせ  
信州

# 目 次

## 第 1 章 廃棄物処理計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	3
4	基本目標	3
5	目指す循環型社会の姿	3
6	3R（スリーアール）と2Rを意識した取組	4
7	廃棄物の定義等	7

## 第 2 章 廃棄物の現状と目標

### 第 1 節 廃棄物の現状

1	一般廃棄物の現状	9
2	産業廃棄物の現状	18

### 第 2 節 数値目標

1	一般廃棄物の将来推計	23
2	一般廃棄物の数値目標	29
3	産業廃棄物の将来推計	30
4	産業廃棄物の数値目標	32

## 第 3 章 各主体の協働と役割

### 第 1 節 協働と責務

### 第 2 節 各主体の役割

1	県民、地域・NPO（市民活動団体）の役割	34
2	事業者の役割	34
3	市町村・広域連合・一部事務組合の役割	35
4	県の役割	35

### 第 3 節 県民総参加によるごみ減量化

1	“チャレンジ 800” ごみ減量推進事業	36
2	レジ袋削減県民スクラム運動	40
3	食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～	41

## 第4章 廃棄物の排出抑制・再使用等の推進

第1節	廃棄物の排出抑制（リデュース）の推進	
1	一般廃棄物のリデュース	43
2	産業廃棄物のリデュース	61
第2節	使用済み製品の再使用（リユース）の推進	
1	リターナブル容器等のリユース	70
2	各主体によるリユース	74
第3節	適正な再生利用（リサイクル）の推進	
1	法規制によるリサイクル	79
2	自主的なリサイクル	87
第4節	環境教育等の推進	
1	環境教育・環境学習等	97
2	環境美化活動	100
第5節	当面する課題への取組	103
第6節	取組指標	104

## 第5章 廃棄物の適正処理の推進

第1節	廃棄物の適正処理の確保	
1	廃棄物の適正処理の確保	105
2	廃棄物の適正処理基盤の整備	113
3	災害等緊急時の適正処理体制の確保	118
第2節	廃棄物の不法投棄等の防止	
1	一般廃棄物の不法投棄等の防止	122
2	産業廃棄物の不法投棄等の防止	123

## 第6章 循環型社会形成のための長期的取組

1	処理施設の整備	126
2	地域循環圏等の形成	129
3	地球温暖化対策	130

## 付属資料

# 第1章 廃棄物処理計画の基本的な考え方

## 1 計画策定の趣旨

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくためには、大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした社会経済システムやライフスタイルを見直し、循環型社会の形成を目指すことが必要となります。そのため、県では、平成28年度を初年度とする「長野県廃棄物処理計画（第4期）」を策定し、県民、事業者、市町村、県といった多くの主体が連携・協働のもと、循環型社会の形成に向けて、総合的かつ計画的に取り組んでいきます。

## 2 計画の位置付け

我が国における環境政策の基本的な考え方は、環境基本法で定められています。

循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みについては循環型社会形成推進基本法において、廃棄物の具体的な処理方法等については廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）において定められています。

廃棄物処理法第5条の2に基づき、国は「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（国の基本方針）を示しており、本計画は国の基本方針に即し、廃棄物処理法第5条の5に基づく都道府県が定めることとされている法定計画です。

本計画は、循環型社会形成推進基本法を踏まえた計画として位置付けるとともに、廃棄物処理法に基づく計画として位置付けていきます。

また、本計画は、これらの法律による位置付けに加えて、しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）、長野県環境基本計画を上位計画とした個別計画としても位置付けられています。

### <循環型社会とは>

廃棄物等の発生抑制、循環資源の利用、適正な処分がなされることにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。

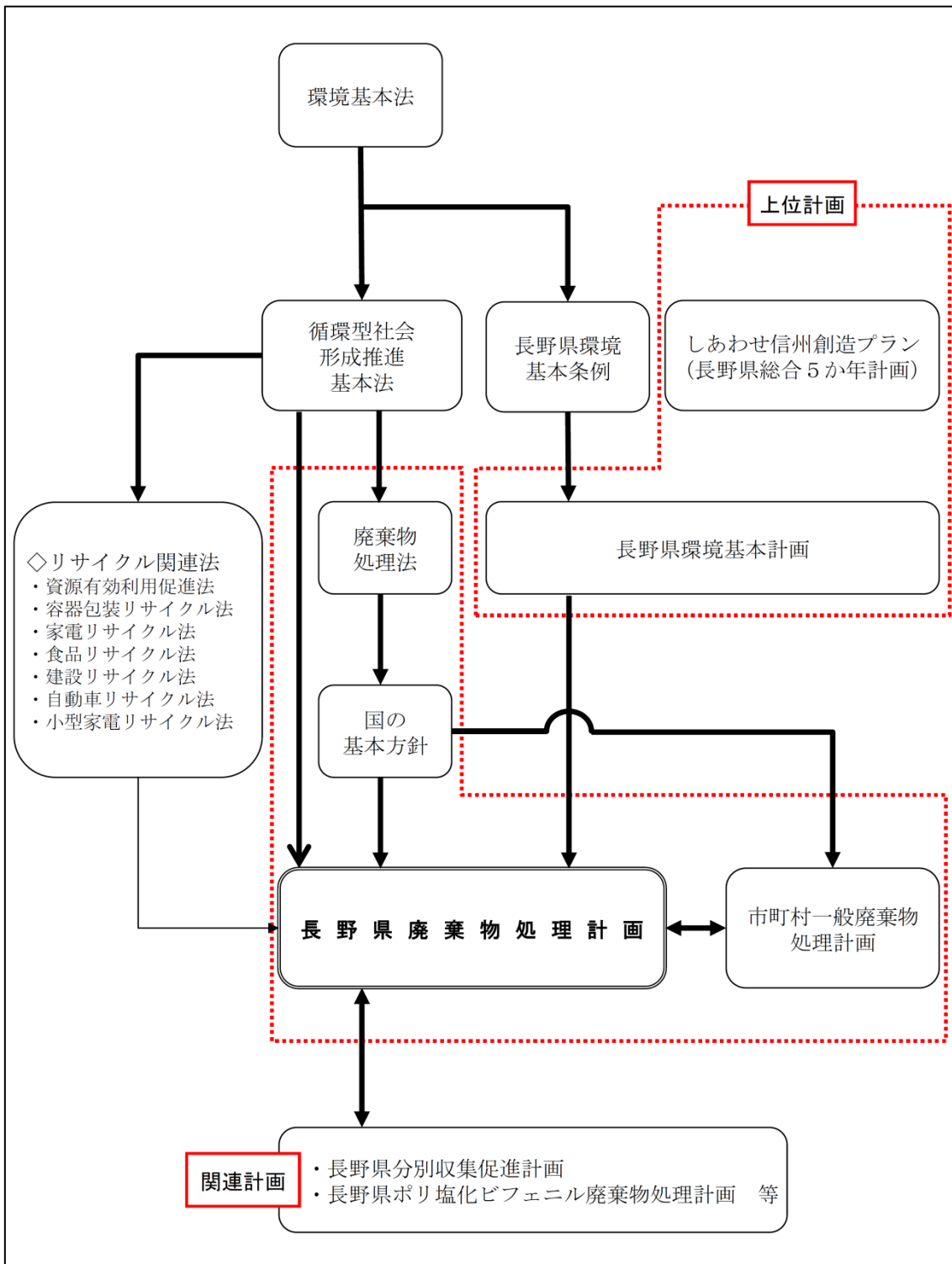


図 1-1 廃棄物処理計画の位置付け

### 3 計画の期間

平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間とします。

### 4 基本目標

「もったいない」を大切にして  
ごみ減量日本一！  
～美しい信州を次世代へ～

長野県の美しく豊かな自然環境を守り、次の世代に引き継いでいくため、「もったいない」の気持ちを大切にして、廃棄物の排出抑制、再使用等の取組を進め、ごみの減量日本一を常に目指します。

1 人 1 日当たりの一般廃棄物総排出量

順位	県名	重量
1 位	沖縄県	829 g
<b>2 位</b>	<b>長野県</b>	<b>847 g</b>
3 位	熊本県	848 g
参考	全国平均	958 g

(出典：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」(平成 25 年度))



### 5 目指す循環型社会の姿

目指す循環型社会は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる社会です。

また、循環型社会の形成を推進するにあたっては、常に低炭素社会及び自然共生社会の取組を意識しながら統合的に進める必要があります。

県は、県民、事業者、市町村等の多くの主体とこれらの考えを共有しながら、循環型社会の形成の推進に向けて取り組んでいきます。

## 6 3R（スリーアール）と2Rを意識した取組

### (1) 3Rについて

3R（スリーアール）とは、リデュース（Reduce：排出抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の総称です。

循環型社会形成推進基本法においては、これらの3Rについて、環境負荷の少ない順に、1番に「リデュース（排出抑制）」、2番に「リユース（再使用）」、3番に「リサイクル（再生利用）」として、その優先順位を定めています。

また、廃棄物処理法に基づく国の基本方針は、廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向について、「まず、できる限り廃棄物の排出を抑制し、次に、廃棄物となったものについては不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行い、こうした排出抑制及び適正な循環的利用を徹底した上で、なお適正な循環的利用が行われないものについては、適正な処分を確保することを基本とする。」としています。

3Rを効果的に実践した後、残ったごみは熱回収に利用し、最後に適正な処分を行います。これらの優先順位を踏まえて、ごみの減量・再資源化に取り組むことが大切です。

### (2) 2Rを意識した取組

3Rのうち、リサイクルに比べて優先順位が高いリデュース、リユースの2つは「2R（ツーアール）」と呼ばれています。

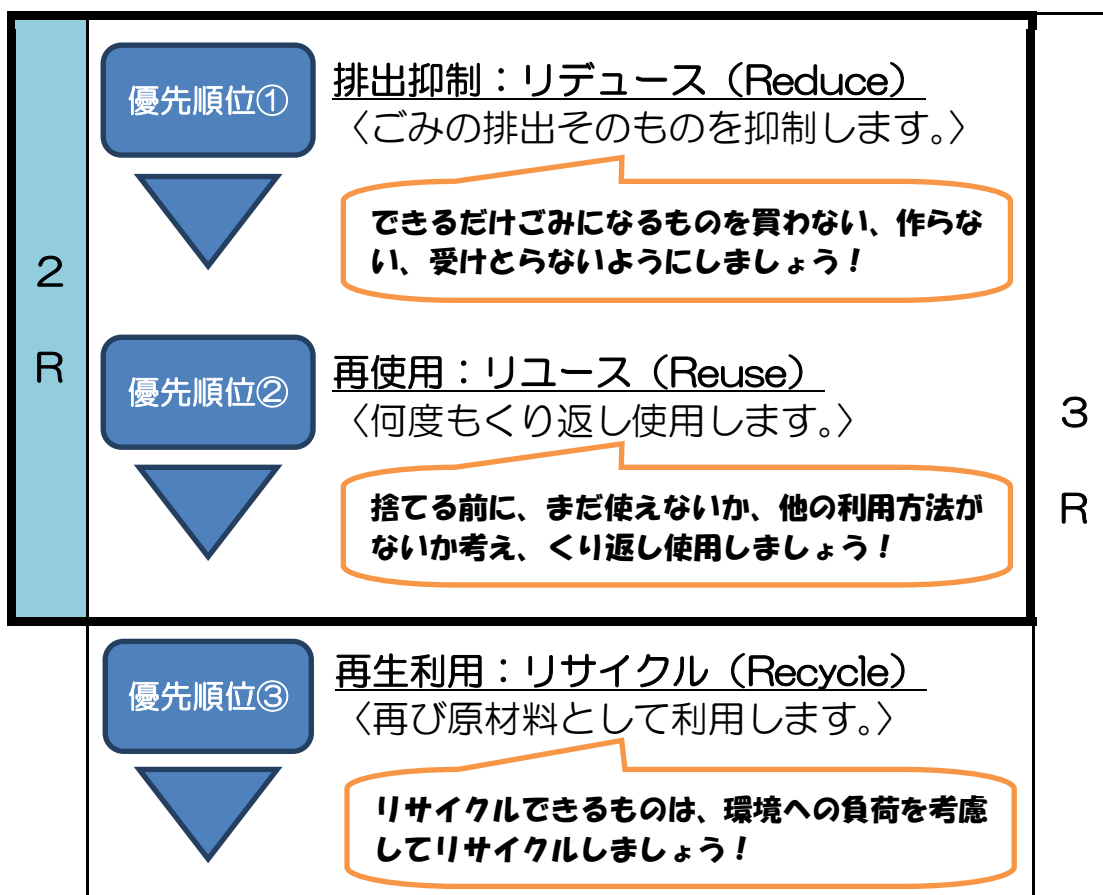
循環型社会形成推進基本法に基づき、国が策定した第三次循環型社会形成推進基本計画では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減していくためには、リサイクルに先立って、2Rを可能な限り推進することが基本とされています。

また、国の第四次環境基本計画において、循環型社会の形成に関連した重点的取組事項の1つに「2Rを重視したライフスタイルの変革」が記載されており、リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会システムの構築を目指すとしています。

循環型社会の形成の推進にあたっては、“できるだけごみにしない”という、ごみの発生自体を抑制するリデュース及びリユースという2Rの取組を積極的に進めていく必要があります。

これらを踏まえ、本計画においては、3Rの優先順位に従い、リデュース及びリユースの2Rを意識した取組により廃棄物の減量化を進め、より環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進していきます。





それでも、ごみになってしまうものは・・・

**熱回収**

〈単に焼却するのではなく、焼却の際に発生するエネルギーを回収します。〉

**適正処分**

〈最後に残った廃棄物を適正に中間処理や埋立処分します。〉

図 1-2 処理の優先順位について

《「どうして2Rなんだろう？」ある日のクルんとアルクマ》



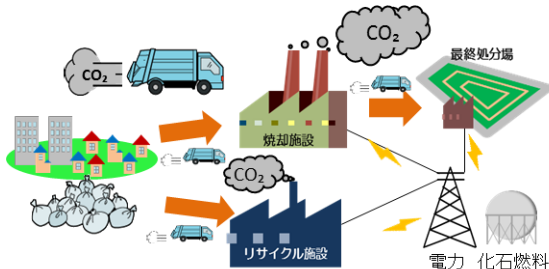
どうしてごみを減らさないといけないのか知っている？ごみが増えるとどんなことが困るか考えてみよう！



お、重い...

**ごみが増えてしまうと・・・**

**その1 ごみ処理による環境への負荷が増加する！**



ごみの運搬、焼却・リサイクルには、たくさんのエネルギーが必要で、CO<sub>2</sub>も出ているよ！  
ごみ収集車や、ごみを燃やすのにも化石燃料が必要だよ！



**その2 ごみ処理施設がたくさん必要になる！**



ごみがたくさんあると、ごみ処理施設がたくさん必要！  
最終処分場もすぐに満杯になってしまう！



もう施設を造る場所がない・・・



**その3 ごみ処理の費用がたくさんかかる！**

- 長野県全体 **＝ 約226億円**
- 長野県民1人当たり **＝ 約10,500円**
- 10kg当たり **＝ 約340円**

一般廃棄物の処理には皆さんの税金が使われているんだよ！

※一般廃棄物処理事業実態調査（平成25年度実績）より



**2Rを実践して、ごみが少なくなれば・・・**

軽々♪



CO<sub>2</sub>の発生量やエネルギーの使用量も減って、環境負荷も減る！せっかく造ったごみ処理施設も長く大切に使えるね！もちろん、ごみ処理費用も少なくて済んじゃう！  
環境負荷の少ない循環型社会をつくるために、2Rが大切なんだよ！



**それでもごみになったものはリサイクルへ！！**

## 7 廃棄物の定義等

### (1) 廃棄物の定義

廃棄物とは、占有者自らが利用し、又は他人に有償で譲渡することができないために不要となった物（固体又は液体）をいいます。

廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされています。

### (2) 廃棄物の分類

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類され、それぞれ処理の方法や処理責任者が異なります。

#### ア 一般廃棄物

一般的には、住民の日常生活に伴って生じた廃棄物のことを指しますが、廃棄物処理法では「産業廃棄物以外の廃棄物をいう。」と規定されており、実際には、事業活動に伴って排出される廃棄物の一部も含まれます。

市町村がその処理方法を決定し、住民及び事業者はそれに協力しなければなりません。

一般廃棄物の処理に関しては、市町村が統括的な処理責任を有しています。市町村が処理業者に処理を委託等した場合であっても、市町村が引き続きその処理責任を有しており、最終処分が終了するまでの適正な処理を確保しなければならないとされています。

#### イ 産業廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物で、その種類は廃棄物処理法で指定されています。一般的には、質的にも量的にも市町村が処理責任を負うことが難しいものが指定されています。

排出事業者が自ら又は委託により、政令で定める収集、運搬、処分等の基準又は委託の基準に従って、処理しなければなりません。

産業廃棄物の処理に関しては、排出事業者がその処理について責任を有しています。排出事業者が処理業者に処理を委託した場合であっても、最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるための必要な措置を講ずることが排出事業者に求められています。

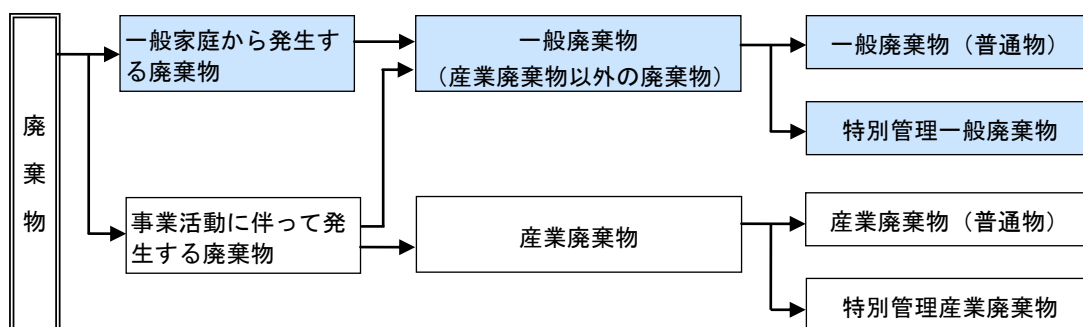
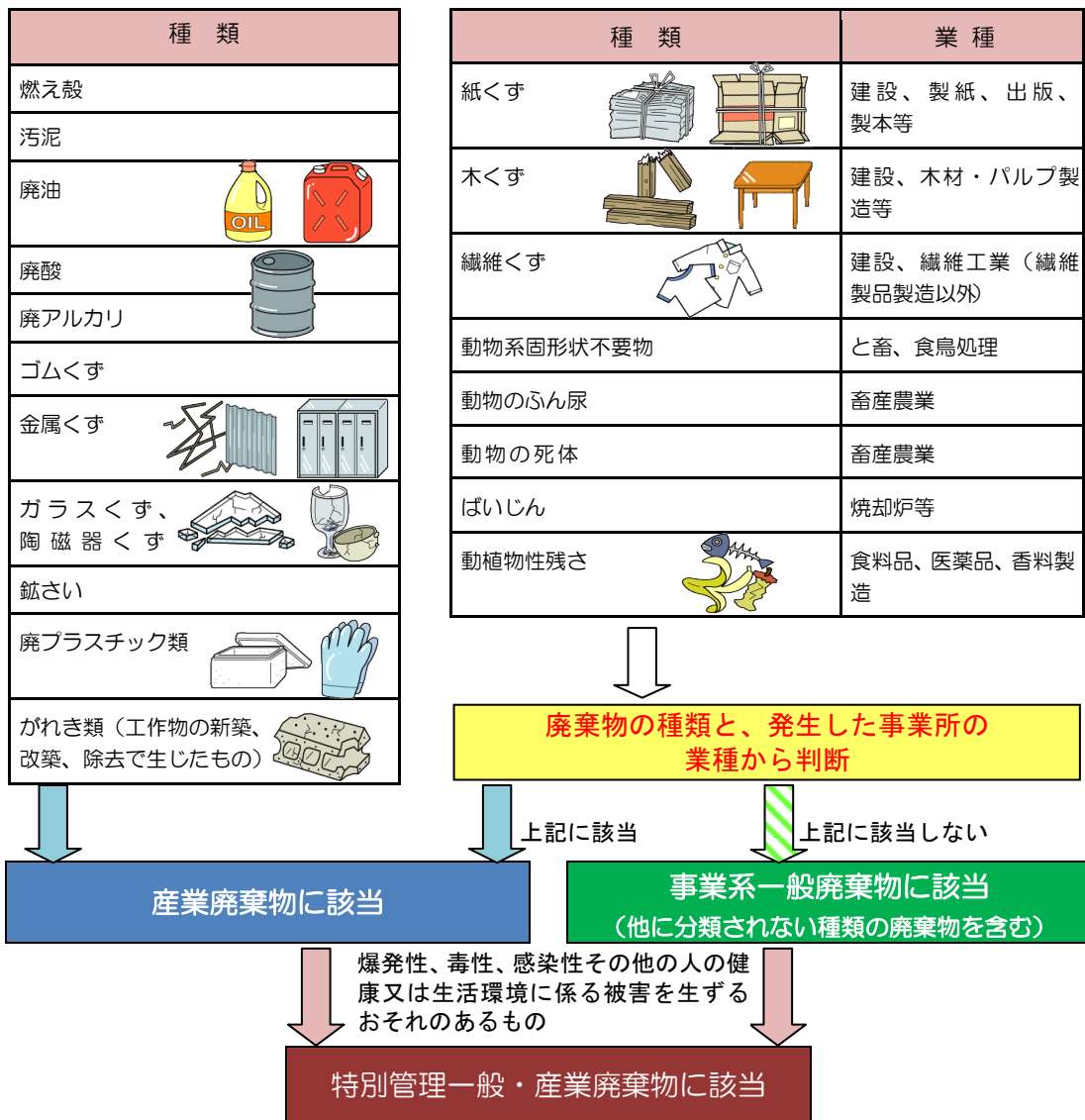
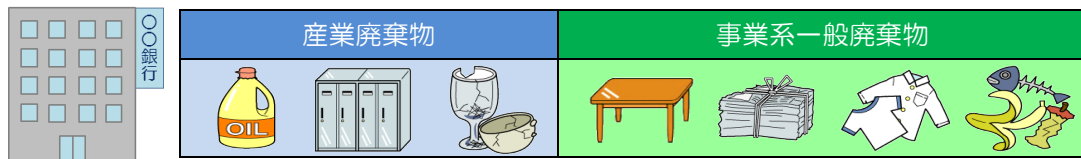


図1-3 廃棄物の体系図



例 1：オフィスや飲食店で発生する廃棄物の分類は・・・



例 2：食品工場で発生する廃棄物の分類は・・・



図 1-4 事業所から排出される廃棄物とその区分について

## 第2章 廃棄物の現状と目標

### 第1節 廃棄物の現状

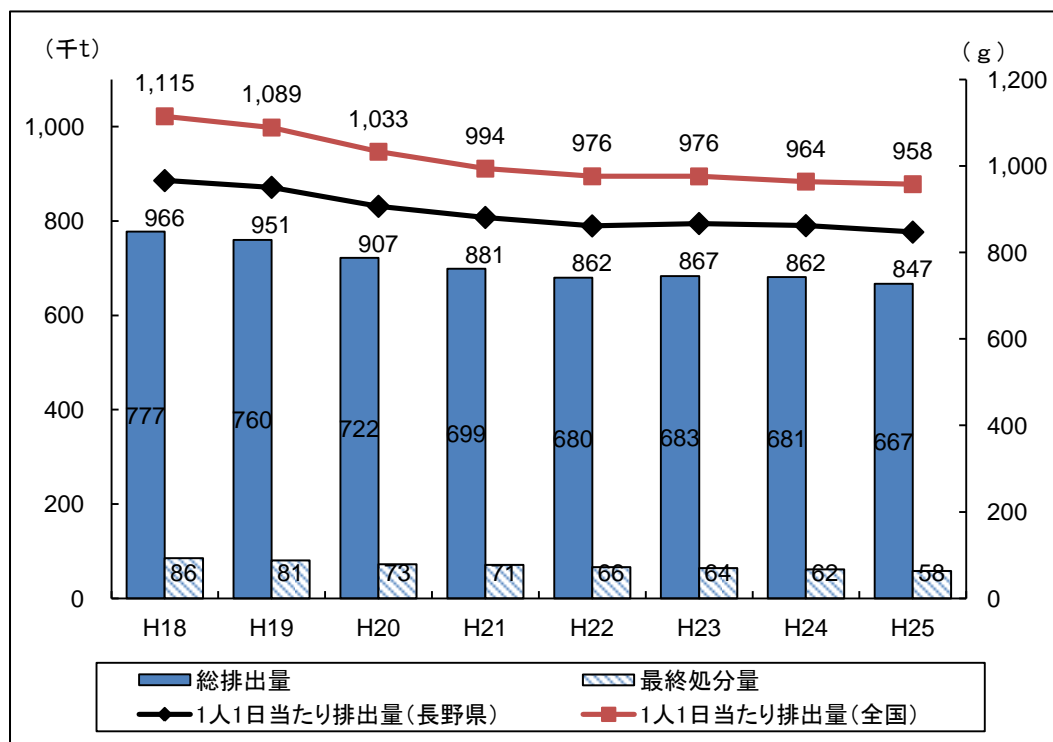
#### 1 一般廃棄物の現状

##### (1) 一般廃棄物の総排出量等

平成25年度の総排出量は、約66万7千トンとなっています。県民1人1日当たりの排出量は847グラム（参考：平成25年度全国値958グラム）で、全国で2番目に排出量が少なくなっています。

平成18年度以降、総排出量、県民1人1日当たりの排出量とも減少傾向にありましたが、近年は横ばいの傾向にあります。

また、平成25年度の最終処分量は、約5万8千トンとなっています。



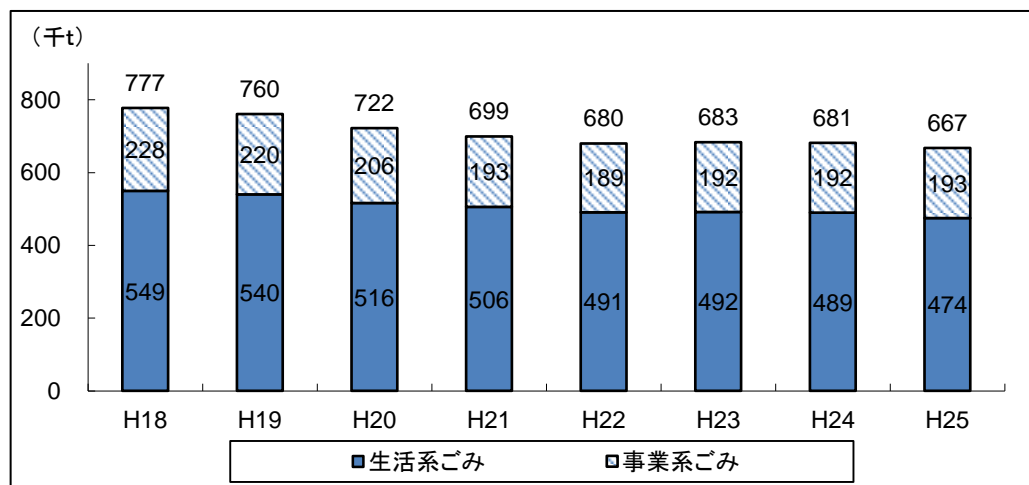
(平成26年度一般廃棄物処理事業実態調査(環境省) 以下「一般廃棄物処理事業実態調査」)

図2-1-1 総排出量と最終処分量の推移

## (2) 一般廃棄物の種類別の排出量

平成 25 年度の総排出量約 66 万 7 千トンのうち、生活系ごみは 71.1%の約 47 万 4 千トンで、事業系ごみは 28.9%の約 19 万 3 千トンとなっています。

平成 18 年度以降、生活系ごみは、減少傾向にあります。事業系ごみは、横ばい傾向にあります。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-2 生活系と事業系の総排出量の推移

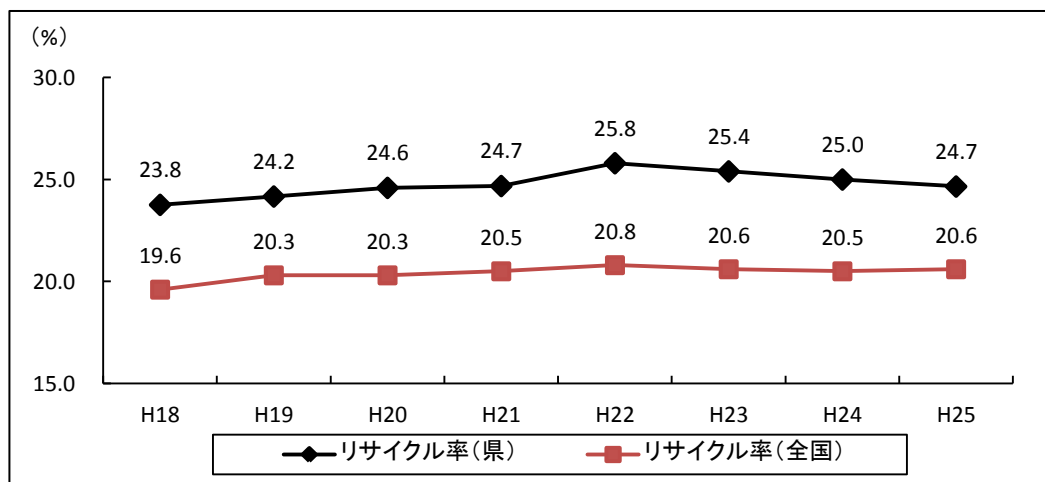
### <生活系ごみと事業系ごみ>

生活系ごみとは、日常生活に伴って発生する廃棄物をいいます。

事業系ごみとは、事業活動に伴って発生する廃棄物のうち、産業廃棄物に該当しないものをいいます。

### (3) 一般廃棄物のリサイクル率

平成 25 年度のリサイクル率は 24.7%で、全国順位で 8 位となっています。リサイクル率は、全国値より高い水準で推移しています。

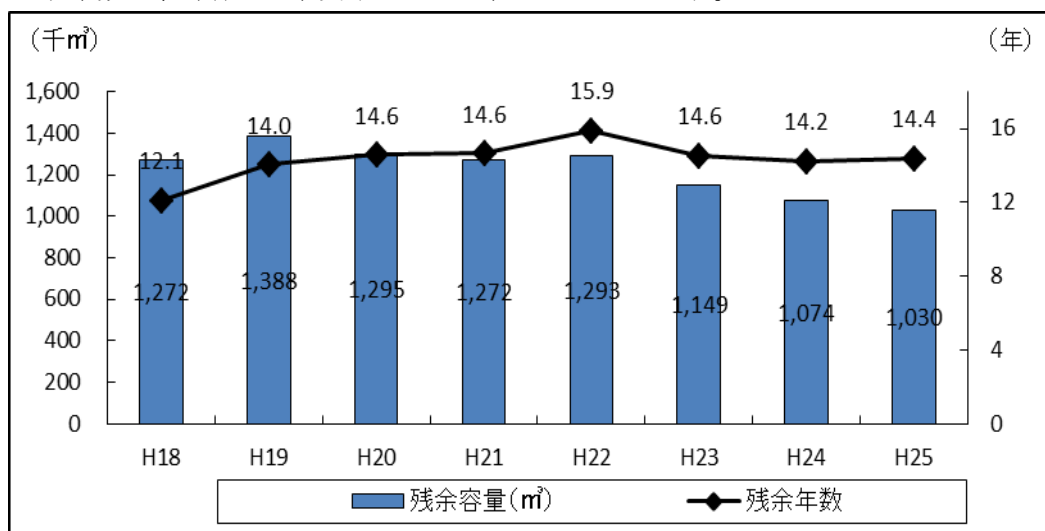


(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-3 リサイクル率の推移

### (4) 一般廃棄物の最終処分場の残余容量等

平成 25 年度の最終処分量が今後も続いた場合における一般廃棄物の最終処分場の残余年数は、平成 25 年度末で 14.4 年となっています。



(平成 27 年度 資源循環推進課)

※ 残余年数とは、新しい最終処分場が整備されず、当該年度の最終処分量により埋立が行われた場合に、埋立処分が可能な期間(年)であり、(当該年度末残余容量m³ ÷ (当該年度最終処分量 t/年 ÷ 埋立ごみ比重 (0.8163t/m³))) により算出する。

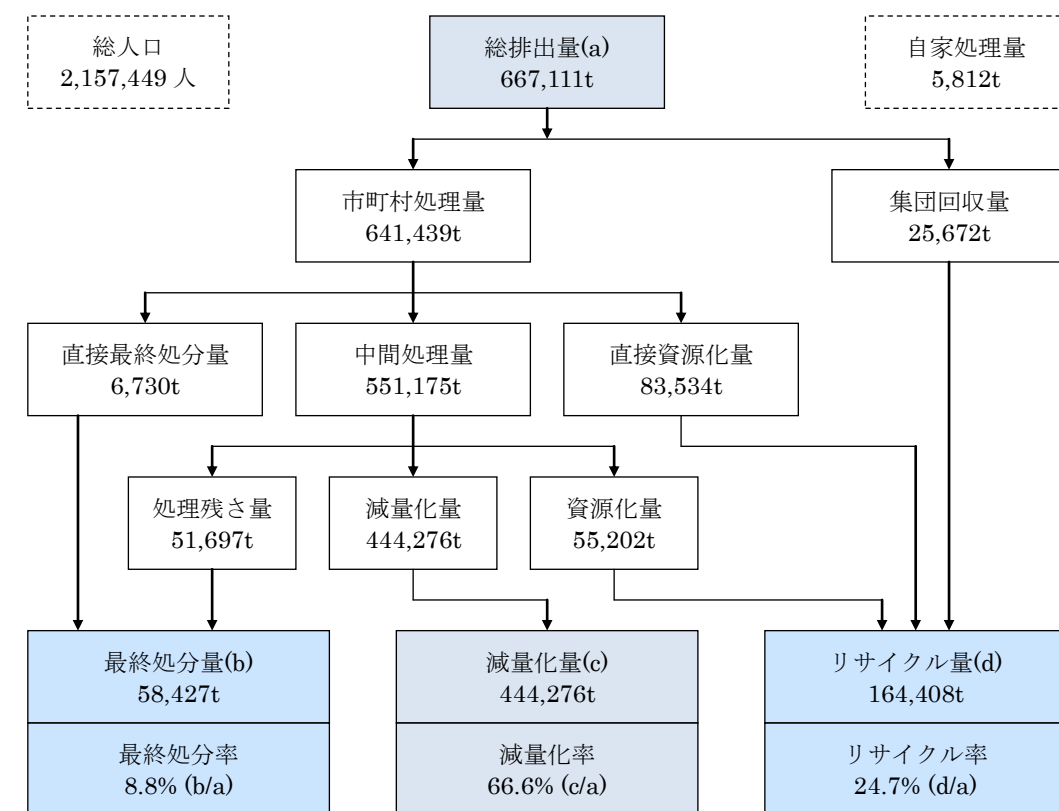
図 2-1-4 最終処分場の残余容量・年数の推移

(5) 一般廃棄物の処理量、リサイクル量等

平成 25 年度の処理状況を見ると、総排出量 66 万 7 千トンのうち、焼却、破碎等により中間処理されたものは約 55 万 1 千トン、再生業者等へ直接資源化されたものは約 8 万 4 千トン、直接最終処分されたものは約 7 千トンとなっています。

集団回収量に直接資源化量と中間処理後の資源化量とを合わせたリサイクル量は、約 16 万 4 千トンで 24.7%となっています。

直接最終処分量と中間処理後の処理残さ量を合わせた最終処分量は、約 5 万 8 千トンで 8.8%となっています。



図中の%は排出量に対する割合です。  
数値の表示については、四捨五入しているため総数と個々の数字の合計が一致しないものがあります。

(一般廃棄物処理事業実態調査)

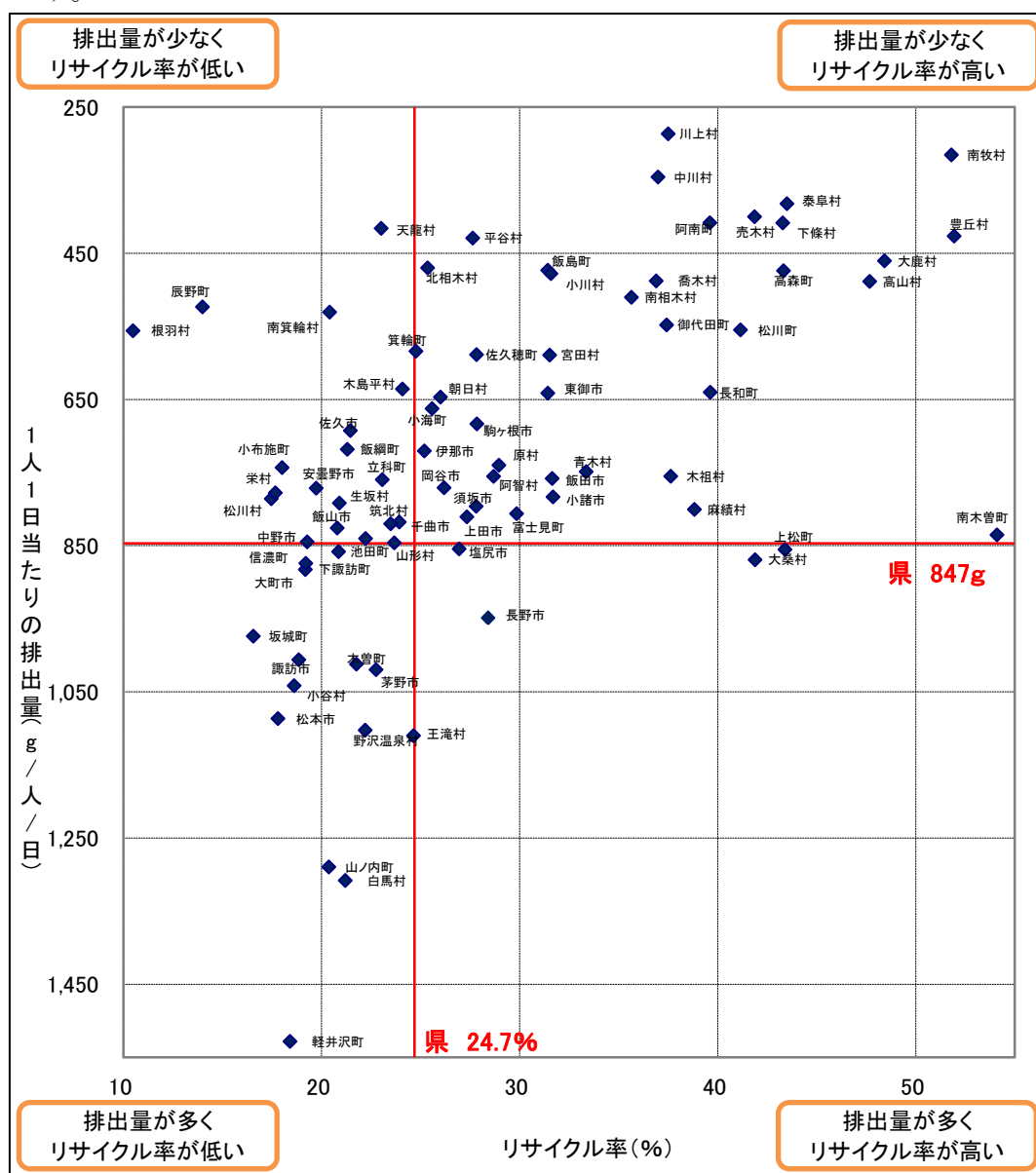
図 2-1-5 一般廃棄物の処理フロー (平成 25 年度)



### (6) 市町村別の一般廃棄物の排出量及びリサイクル率

平成 25 年度の市町村別の状況をみると、1 人 1 日当たりの排出量が多い市町村は、軽井沢町、白馬村、山ノ内町等の観光地が上位を占めています。これは、観光客が滞在・利用するホテル・旅館、飲食店から排出される事業系ごみが、定住人口で算定する「1 人 1 日当たりの排出量」をかさ上げしているものと考えられます。

一方、1 人 1 日当たりの排出量が少ない市町村は川上村、南牧村、中川村等で、生ごみの自家処理が進んでいること、住民への啓発活動が行われていることなどが考えられます。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-6 一般廃棄物排出量とリサイクル率の市町村分布 (平成 25 年度)

(7) 一般廃棄物処理施設の設置状況

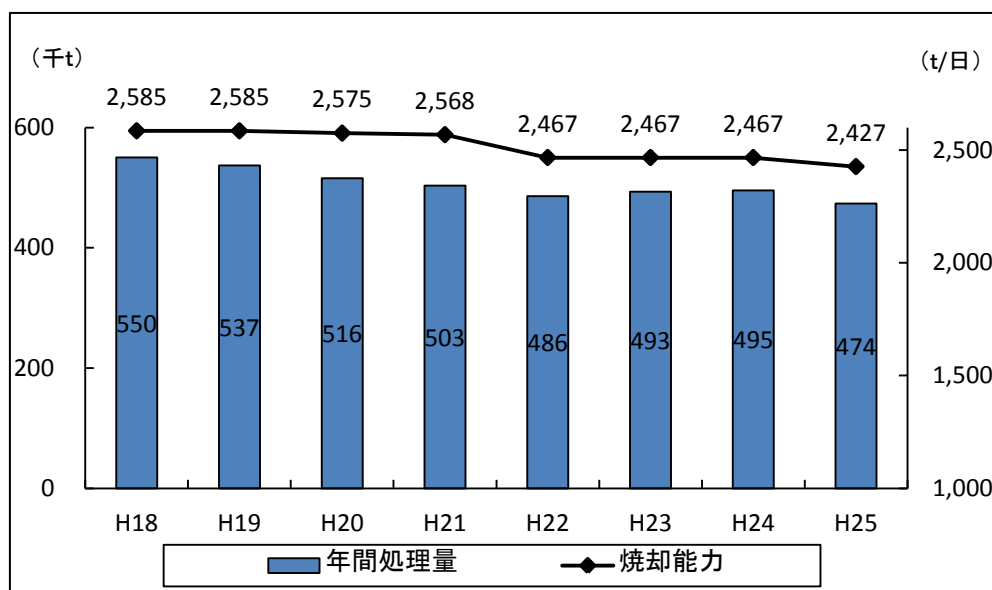
ア 焼却施設

平成 25 年度末現在、一般廃棄物の焼却施設は 24 施設で、処理能力の合計は約 2,427 トン／日となっています。

燃焼方式別では、全連続式（24 時間運転）が 9 施設、准連続式（16 時間運転）が 6 施設、バッチ式（8 時間運転）が 9 施設となっています。

処理能力は、近年ほぼ横ばいですが、年間処理量は減少傾向にあります。

なお、一部の市町村は、民間委託や県外市町村との共同処理を行っています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 2-1-7 年間処理量と処理能力の推移

イ 最終処分場

平成 25 年度末現在、一般廃棄物の最終処分場は 41 施設で、残余容量は約 103 万立方メートルとなっています。

表 2-1-1 一般廃棄物処理施設の状況

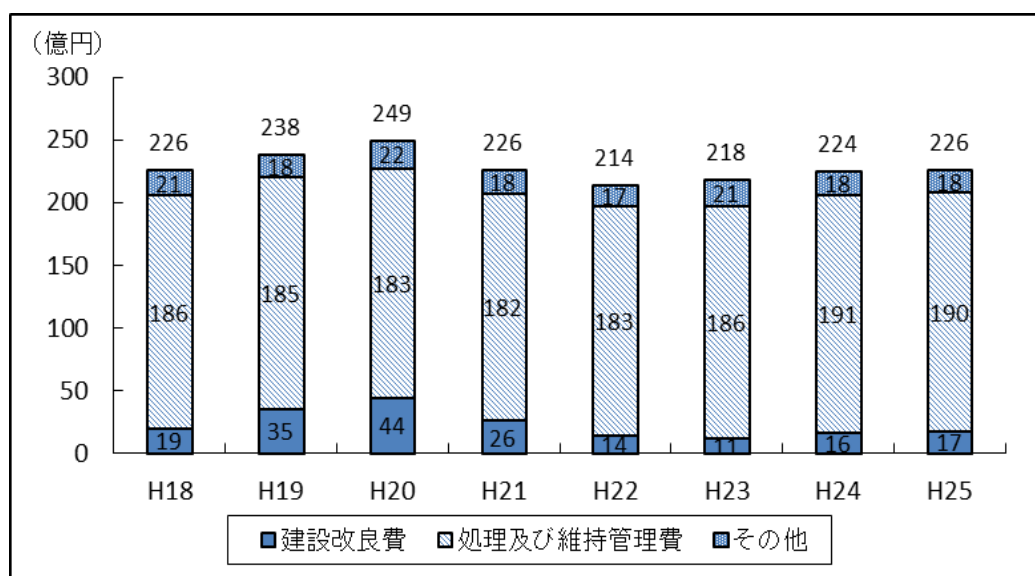
区分	施設数	処理能力・残余容量
焼却施設	24	2,427 t / 日
最終処分場	41	1,030,303 m <sup>3</sup>

(一般廃棄物処理事業実態調査)

## (8) 一般廃棄物の処理経費

一般廃棄物の処理経費は、施設建設等に伴う一時的な経費である建設改良費と、処理事業の実施及び処理施設の維持管理に伴う継続的な経費である処理及び維持管理費に大別されています。

建設改良費は、施設の新設・更新のため年度によって増減があり、処理及び維持管理費は、横ばい傾向にあります。平成 25 年度の処理経費は、建設改良費が約 17 億円、処理及び維持管理費が約 190 億円となっています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

※「その他」には、家庭用生ごみ処理機の助成費などが計上されています。

図 2-1-8 処理経費の推移

処理経費を県民総人口で割った 1 人当たりの年間経費の過去 10 年間の平均は、10,410 円となります。そのうち、997 円 (9.6%) が建設改良費、8,553 円 (82.2%) が処理及び維持管理費となっています。

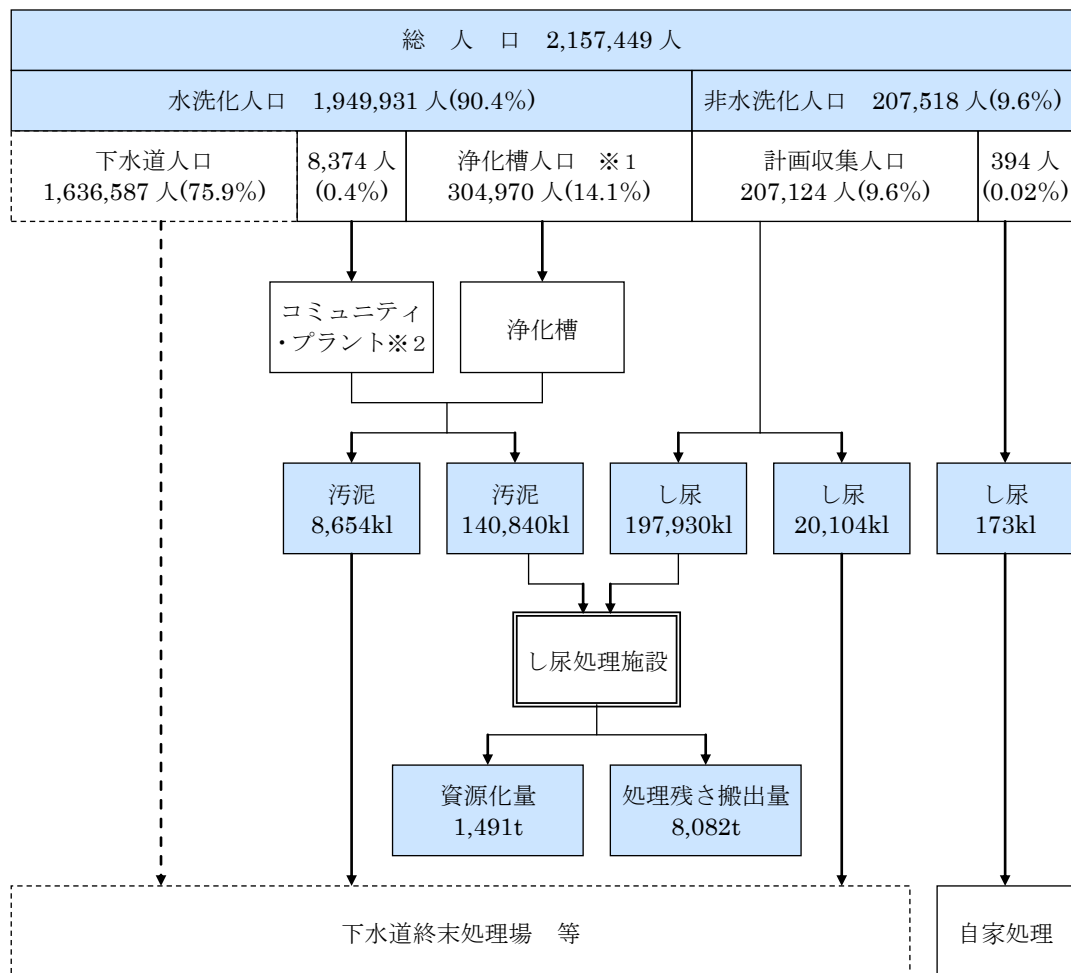
分別回収の種類を多くするなど分別方法を細分化するほど、また、排ガス処理装置の高度化など有害物質の処理対策を推進するほど、処理経費は増加します。

熱利用及び環境対策を積極的に推進することが求められる反面、コストが増加することも懸念されるため、市町村等では、費用対効果について環境と経済の両面から検討しています。

(9) し尿処理の現状

ア し尿の排出量、処理量等

し尿の水洗化人口は、平成 25 年度末では 90.4%となっており、その内訳は公共下水道人口が 75.9%、浄化槽人口が 14.1%等となっています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

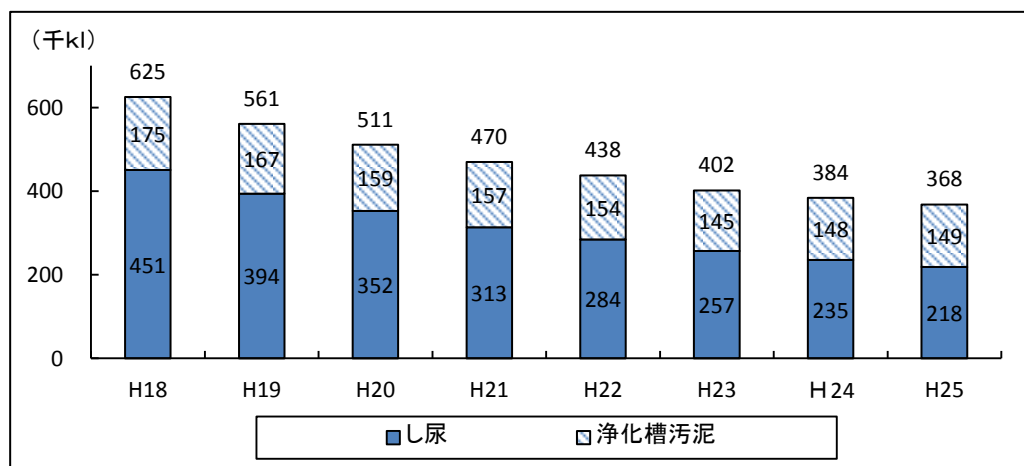
※1 浄化槽人口：合併処理浄化槽人口(＝農業集落排水施設人口＋その他の合併処理浄化槽人口)  
＋単独処理浄化槽人口

※2 コミュニティ・プラント：複数の住宅から排出されるし尿と生活雑排水を共同処理する施設

図 2-1-9 し尿の排出及び処理フロー (平成 25 年度)

## イ し尿の処理量

下水道等の整備普及に伴い、処理量は減少しています。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

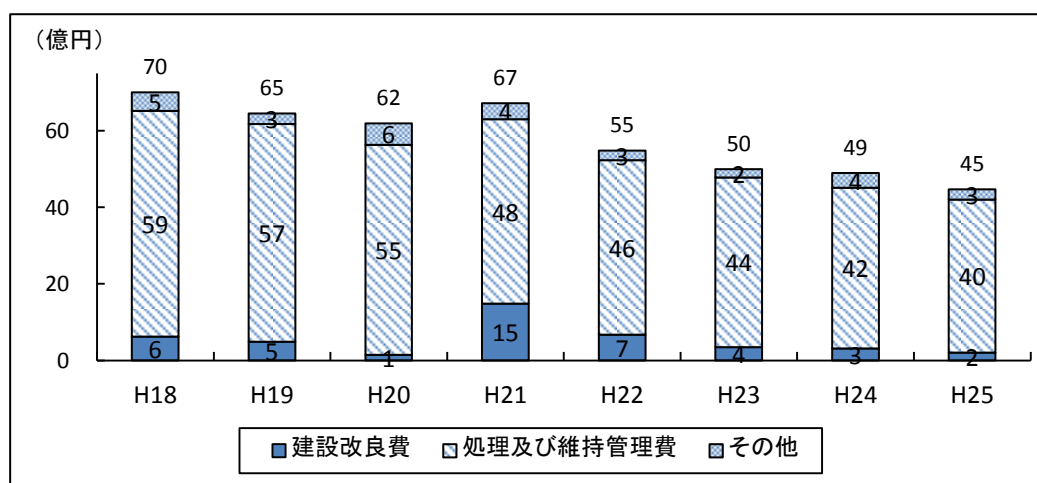
図 2-1-10 し尿処理量の推移

## ウ し尿の処理経費

し尿の処理経費は、ごみ処理施設の経費と同様に、施設建設等に伴う一時的な経費である建設改良費と、処理施設での処理及び処理施設の維持管理に伴う継続的な経費である処理及び維持管理費に大別されています。

し尿の処理経費は、処理量の減少に伴って減少傾向にあります。

し尿の処理経費を利用人口（非水洗化人口及び浄化槽人口の合計）で割った1人当たりの年間経費の過去10年間の平均は、9,329円となります。



(一般廃棄物処理事業実態調査)

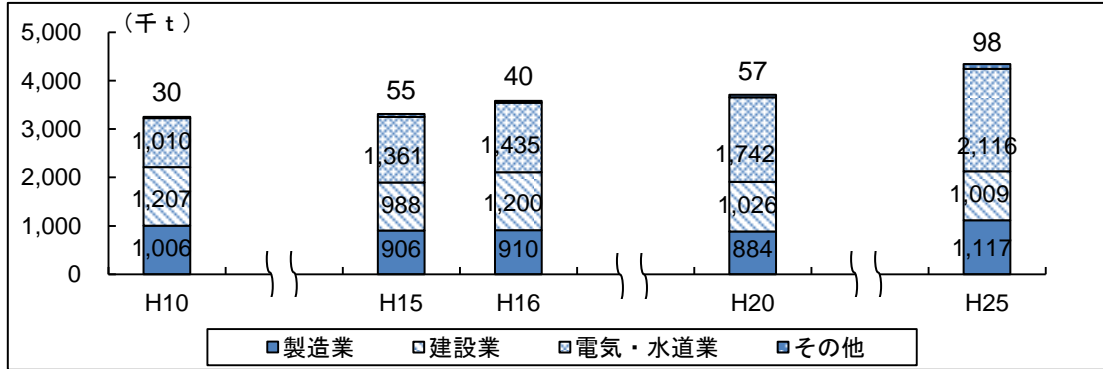
図 2-1-11 し尿の処理経費の推移

## 2 産業廃棄物の現状

### (1) 産業廃棄物の総排出量

平成 25 年度の総排出量は、約 434 万 1 千トンとなっています。電気・水道業が約 211 万 6 千トンで最も多く、次いで製造業が約 111 万 7 千トン、建設業が約 100 万 9 千トンとなっています。

電気・水道業は増加傾向に、建設業は減少傾向にあります。



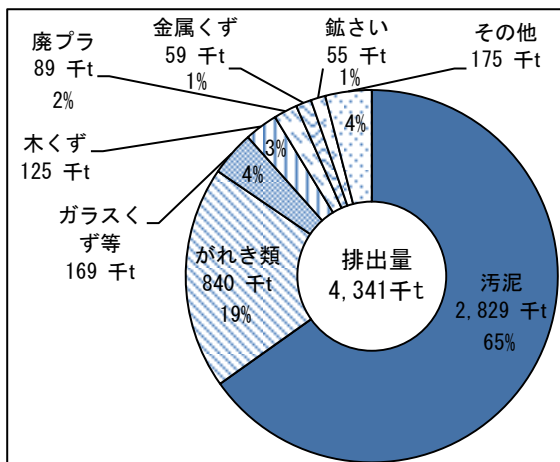
(平成 26 年度長野県産業廃棄物実態調査 (資源循環推進課) 以下「産業廃棄物実態調査」)

図 2-1-12 業種別の産業廃棄物排出量の推移

### (2) 産業廃棄物の種類別の排出量

平成 25 年度の総排出量を種類別にみると、汚泥が 65% の約 282 万 9 千トンで最も多く、次いでがれき類が 19% の約 84 万トン、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが 4% の約 16 万 9 千トン、木くずが 3% の約 12 万 5 千トン、廃プラスチック類が 2% の約 8 万 9 千トンとなっています。

総排出量の 6 割以上を占める汚泥のうち、上下水道業から排出される汚泥は、総排出量の 49% と、ほぼ半数を占めています。



(産業廃棄物実態調査)

図 2-1-13 種類別の排出量

#### <上下水道汚泥>

上下水道業から排出される汚泥は、事業活動から生じるため、産業廃棄物に分類されます。

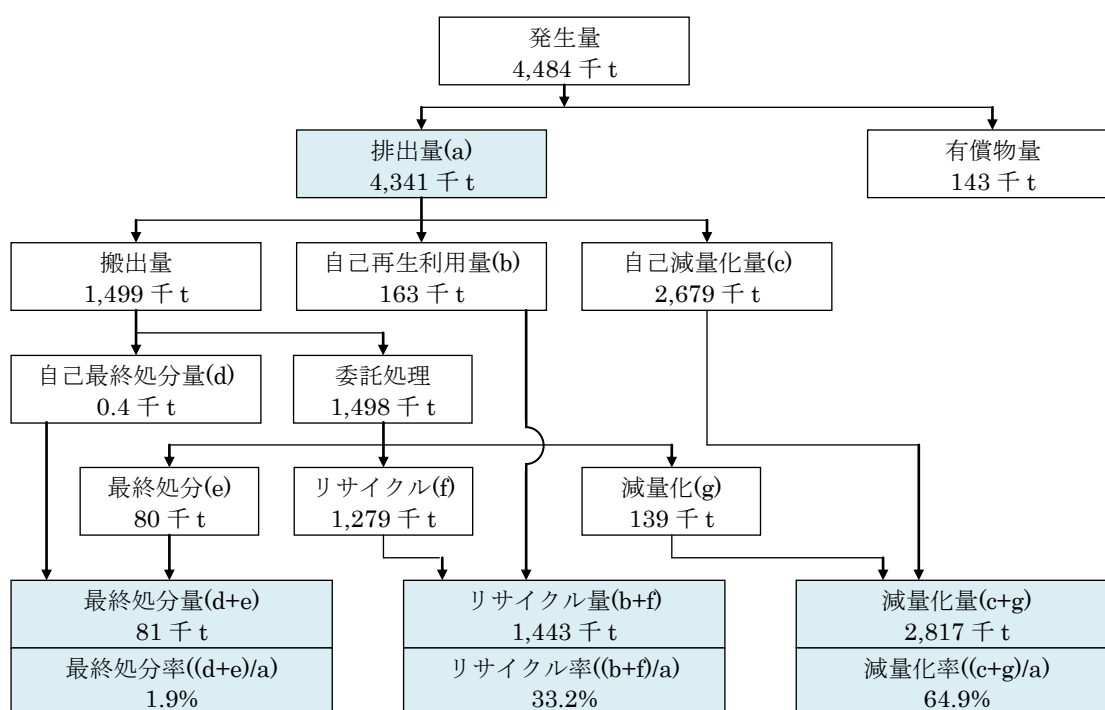
上下水道業から排出される汚泥のほとんどは、下水処理場で汚水を処理する際に発生する下水汚泥です。

### (3) 産業廃棄物の処理量

平成 25 年度の処理量をみると、総排出量約 434 万 1 千トンのうち、排出事業者自らの中間処理による減量化量約 267 万 9 千トン及び自己再生利用量約 16 万 3 千トンを除いた搬出量は、約 149 万 9 千トンとなっています。

搬出量のほとんどが産業廃棄物処理業者によって処理されており、委託処理量約 149 万 8 千トンのうち、中間処理による減量化量が約 13 万 9 千トン、リサイクル量が約 127 万 9 千トン、最終処分量が約 8 万トンとなっています。

最終的に、減量化量が約 281 万 7 千トンで 64.9%、リサイクル量が約 144 万 3 千トンで 33.2%、最終処分量が約 8 万 1 千トンで 1.9%となっています。



図中の%は排出量に対する割合です。

数値の表示については、四捨五入しているため総数と個々の数値の合計が一致しないものがあります。

(産業廃棄物実態調査)

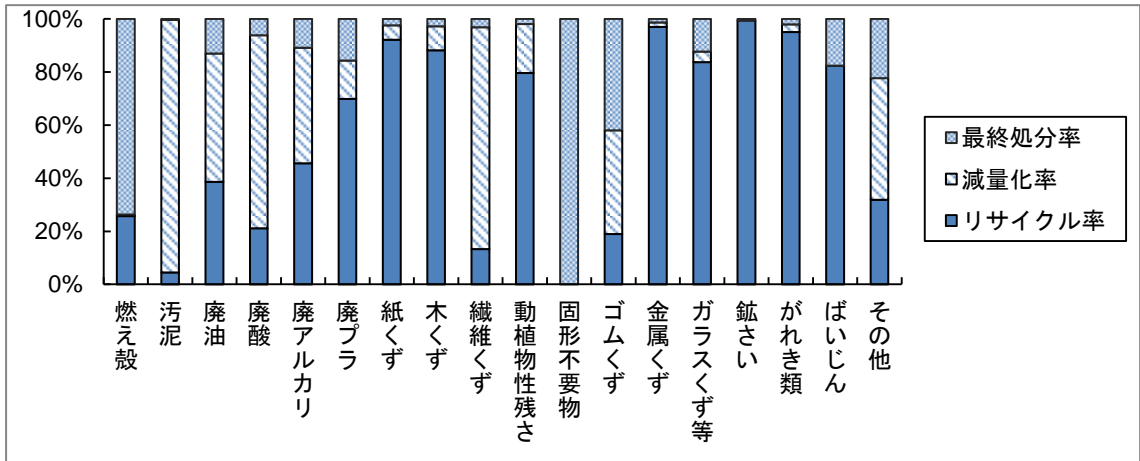
図 2-1-14 産業廃棄物の処理フロー (平成 25 年度)

### (4) 産業廃棄物の種類別の処理状況

平成 25 年度の種類別の処理状況をみると、金属くずやがれき類のリサイクル率は高く、ほとんどがリサイクルされていますが、燃え殻は最終処分率が、汚泥は減量化率がそれぞれ高く、いずれもリサイクル率は低くなっています。

＜汚泥の処理＞

汚泥は約 282 万 9 千トンと最も多く排出されており、全体の約 65%を占めています。汚泥は事業所において脱水等の処理が行われ、事業所から搬出される量は約 18 万 2 千トンに減量化され、その後、処理施設等において更に減量化されているため、減量化量が多くなっています。



(産業廃棄物実態調査)

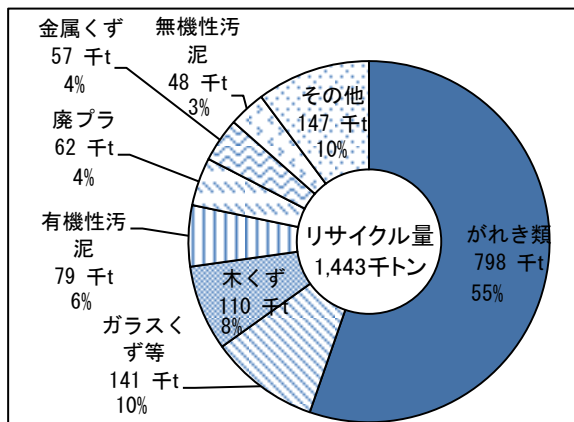
※鋳さい：鋳物廃砂、電炉等溶融炉かす等

固形不要物：と畜場において処分した獣畜等に係る固形状の不要物

図 2-1-15 種類別の処理状況

(5) 産業廃棄物の種類別のリサイクル量

平成 25 年度のリサイクル量は、約 144 万 3 千トンとなっており、総排出量の 33.2%を占めています。種類別にみると、がれき類が約 79 万 8 千トンで最も多く、次いでガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずが約 14 万 1 千トン、木くずが約 11 万トン、有機性汚泥が約 7 万 9 千トンとなっています。



(産業廃棄物実態調査)

図 2-1-16 種類別のリサイクル量

＜中間処理後の産業廃棄物の約 95%をリサイクル＞

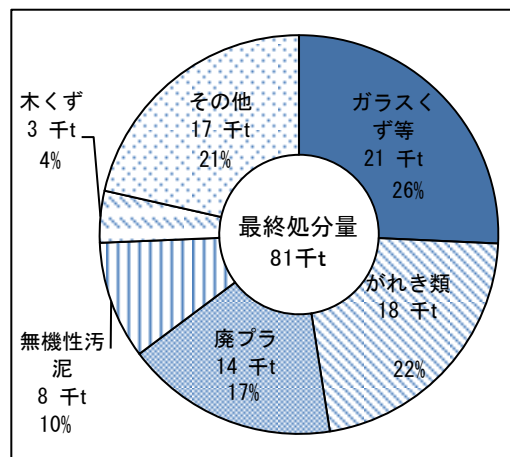
産業廃棄物は、脱水、焼却、破碎等の中間処理により減量化、減容化、無害化されます。中間処理により産業廃棄物は 434 万 1 千トンから 152 万 4 千トンに減量化されますが、そのうち約 144 万 3 千トンはリサイクルされ、残り約 8 万 1 千トンが最終処分されています。



## (6) 産業廃棄物の種類別の最終処分量

平成 25 年度最終処分量は、約 8 万 1 千トンとなっており、総排出量の 1.9%が最終処分されています。

種類別にみると、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずが約 2 万 1 千トンで最も多く、次いでがれき類が約 1 万 8 千トン、廃プラスチック類が約 1 万 4 千トン、無機性汚泥が約 8 千トンとなっています。



(産業廃棄物実態調査)

図 2-1-17 種類別の最終処分量

## (7) 産業廃棄物処理施設の設置状況

### ア 中間処理施設

平成 26 年度末現在、産業廃棄物の中間処理施設（廃棄物処理法の許可を受けた施設）は 498 施設となっています。

最も施設数の多い破碎施設は 398 施設で、処理能力の合計は 162,445 トン／日となっています。

表 2-1-2 産業廃棄物の中間処理施設（許可施設）の状況（長野市を含む）

区分	施設数	処理能力
焼却施設	57	1,420t/日
破碎施設	398	162,445t/日
脱水施設	29	2,099m <sup>3</sup> /日
その他の施設	14	836m <sup>3</sup> /日
合計	498	—

(平成 27 年度 資源循環推進課)

### イ 最終処分場

平成 26 年度末現在、産業廃棄物の最終処分場（廃棄物処理法の許可対象外施設を含む。）は 26 施設となっています。また、平成 25 年度末現在、合計の残余容量は約 64 万立方メートルとなっています。

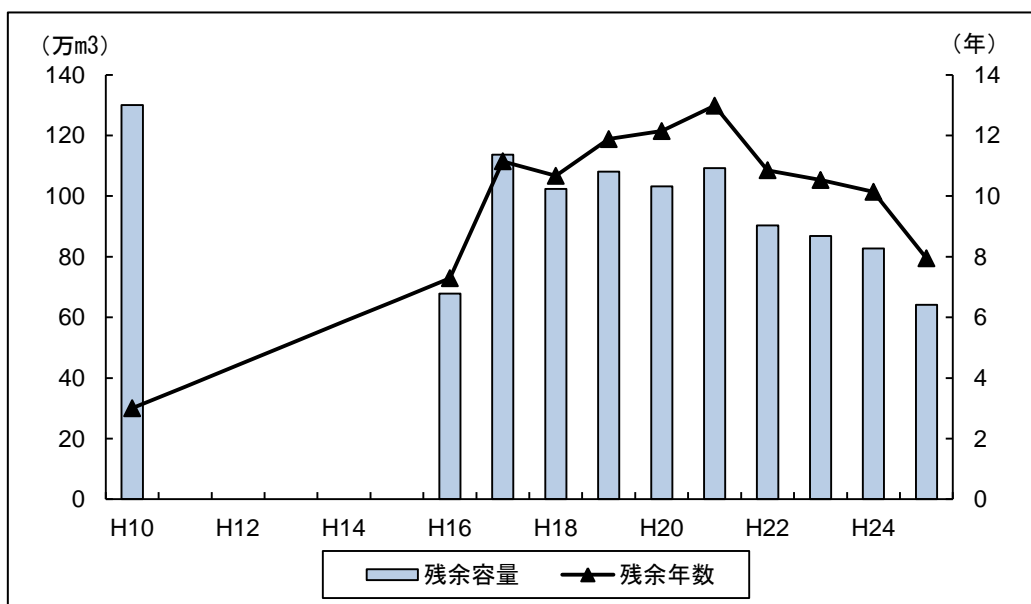
平成 24 年度及び平成 25 年度最終処分量が増加しており、最終処分場の残余年数は 7.9 年となっていますが、産業廃棄物の最終処分量は微減の傾向にあります。

表 2-1-3 最終処分場の状況

区 分	施設数		H25 年度末残余容量
		うち処理業者 施設数	
安定型	20	12	445,088 m <sup>3</sup>
管理型	4	4	195,456 m <sup>3</sup>
遮断型	2	2	855 m <sup>3</sup>
合 計	26	18	641,399 m <sup>3</sup>

※長野市を含む。埋立が終了した最終処分場を除く。

(平成 27 年度 資源循環推進課)



$$\text{残余年数 (年)} = \frac{\text{最終処分場残余容量 (m}^3\text{)}}{\text{産業廃棄物最終処分量 (t/年)}} \\ \text{(t と m}^3\text{ の換算比を 1 とする)}$$

(平成 27 年度 資源循環推進課)

図 2-1-18 最終処分場の残余容量・年数の推移

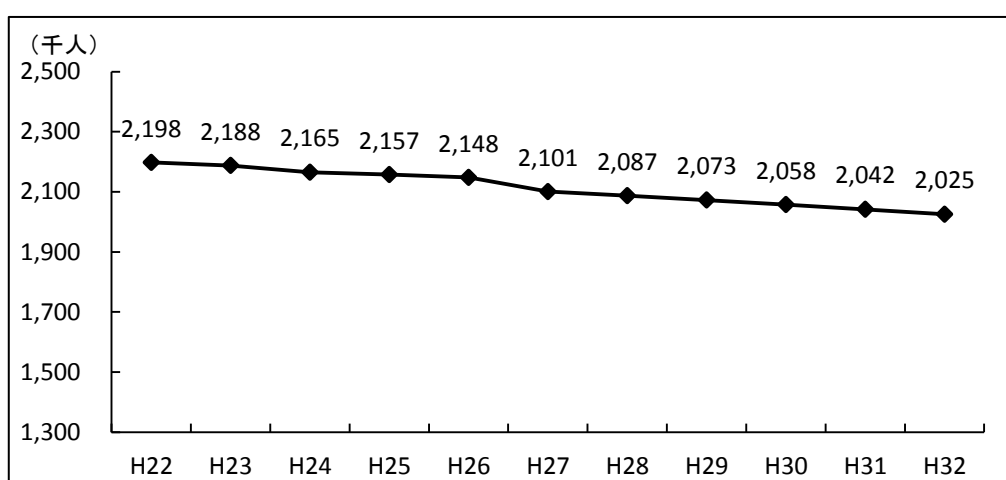
## 第2節 数値目標

### 1 一般廃棄物の将来推計

#### (1) 一般廃棄物の総排出量の将来推計

##### ア 人口の推計

一般廃棄物の総排出量のうち、生活系ごみは人口の推移に影響されるため、しあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）における長野県の人口の見通し（平成23年推計）に基づく人口予測値から、平成27年度から平成32年度までの各年度における人口を推計しました。



※ H22～26年については住民基本台帳による、H27～H32年についてはしあわせ信州創造プラン（長野県総合5か年計画）の人口による

図 2-2-1 長野県の人口の推移

##### イ 平成26年度の総排出量の推計

平成26年度の県内の一般廃棄物の排出等の状況を把握するため、県内の19市における平成26年度の排出量等の調査を実施しました。

表 2-2-1 19市における排出量等の調査結果

区分	H25年度 実績値	H26年度 実績値	変化率
生活系ごみ 1人1日当たりの排出量（g）	607.6	597.1	△1.72%/年
事業系ごみの排出量（t）	166,706	166,819	0.07%/年

19市の調査結果から、平成25年度から平成26年度までの変化率を求め、平成26年度の県全体の排出量も同様の変化率で推移すると仮定し、平成26年度の県全体のごみの排出量を推計しました。

表 2-2-2 平成 26 年度の県全体の排出量の推計

区 分	H25 年度 実績値	19 市の変化率	H26 年度 推計値
生活系ごみ 1人1日当たりの排出量 (g)	602.5	△1.72%/年	592.1
事業系ごみの排出量 (t)	192,641	0.07%/年	192,776

#### ウ 平成 27 年度から平成 32 年度までの排出量の推計

平成 22 年度から平成 26 年度までの過去 5 年間の傾向をもとに次のとおり推計を行いました。

##### (7) 生活系ごみの排出量の推計

1人1日当たりの排出量について、過去5年間のトレンド（対数近似）から推計を行いました。

近年は横ばいの傾向が続いており、今後も同様に推移していくことが見込まれます。

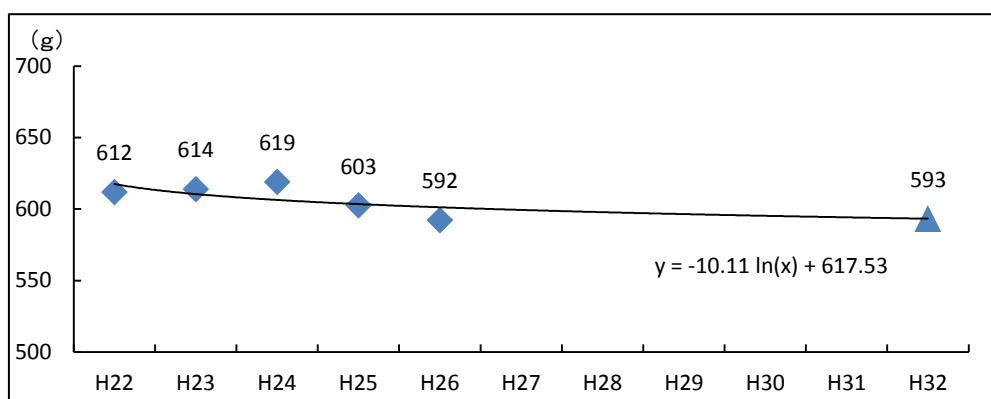


図 2-2-2 生活系ごみ 1 人 1 日当たりの排出量の推計

生活系ごみの排出量について、1人1日当たりの排出量の推計値と将来人口から、排出量を推計しました。

$$\text{生活系ごみ排出量} = \frac{\text{1人1日当たりの生活系ごみ排出量 (g/人・日)}}{\text{生活系ごみ排出量 (g/人・日)}} \times \text{将来人口 (人)} \times \text{年間日数 (365 又は 366 日)}$$

※ 1人1日当たりの生活系ごみ排出量及び将来人口は推計値

表 2-2-3 生活系ごみ排出量の推計

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
生活系ごみ排出量 (t)	464,232	460,860	455,460	451,295	447,095	444,067	438,572

(イ) 事業系ごみの排出量の推計

事業系ごみの排出量について、過去5年間のトレンド（対数近似）から推計を行いました。

近年は微増傾向にあり、今後も同様に推移していくことが見込まれます。

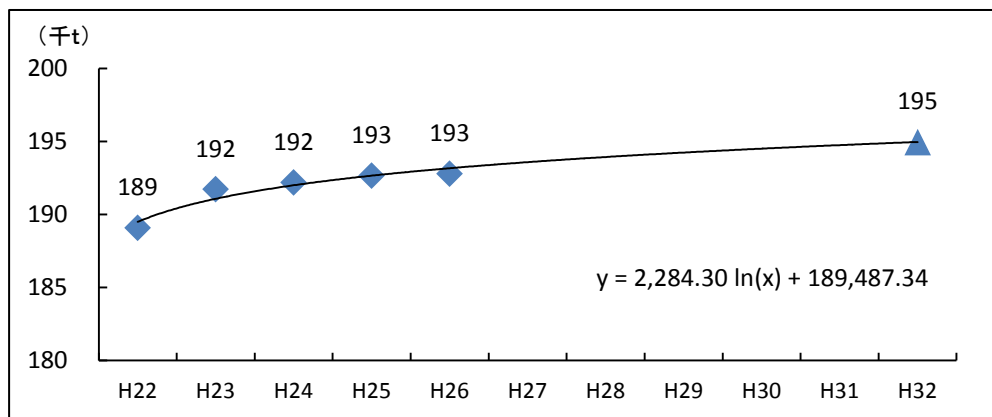


図 2-2-3 事業系ごみ排出量の推計

表 2-2-4 事業系ごみ排出量の推計

年度	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
事業系ごみ排出量 (t)	192,776	193,932	194,237	194,506	194,747	194,965	195,164

(2) 一般廃棄物の総排出量等の実績及びの将来推計値

(1)の方法により推計した一般廃棄物の総排出量等は、次のとおりです。

表 2-2-5 一般廃棄物の総排出量等の実績及び将来推計値

区分	年度	総人口	総排出量(t)			1人1日当たり(g/人・日)		
			生活系	事業系	計	生活系	事業系	計
実績	H22	2,162,034	490,795	189,066	679,861	622	240	862
	H23	2,153,171	491,535	191,714	683,249	624	243	867
	H24	2,165,212	489,141	192,176	681,317	619	243	862
	H25	2,157,449	474,470	192,641	667,111	603	245	847
推計値	H26	2,147,930	464,232	192,776	657,008	592	246	838
	H27	2,100,718	460,860	193,932	654,793	599	252	852
	H28	2,087,217	455,460	194,237	649,697	598	255	853
	H29	2,072,809	451,295	194,506	645,801	596	257	854
	H30	2,057,629	447,095	194,747	641,842	595	259	855
	H31	2,041,761	444,067	194,965	639,032	594	261	855
	H32	2,025,306	438,572	195,164	633,736	593	264	857

※ 住民基本台帳法の改正に伴い、平成 24 年度実績から 1 人 1 日当たりの排出量を算出する際に用いる総人口に外国人人口を含むこととなった。そのため、将来推計に用いる平成 22 年度及び 23 年度の 1 人 1 日当たりの排出量は、平成 24 年度実績以降と同様の定義により再算出した数値としている。

※ 平成 24 年度以降の総人口には外国人人口を含む。

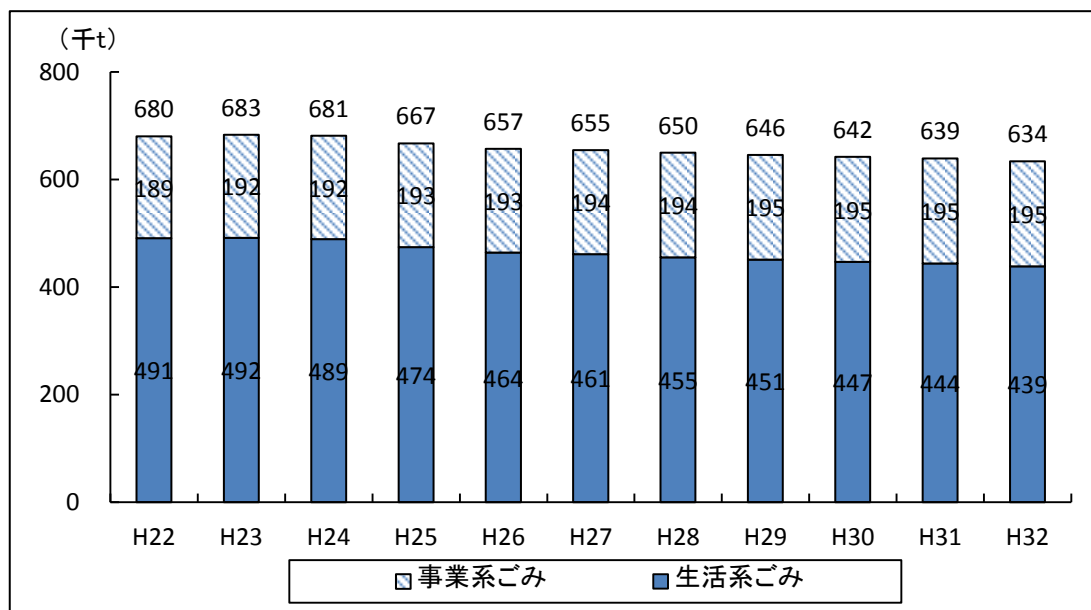


図 2-2-4 一般廃棄物の総排出量等の実績及び将来推計値の推移

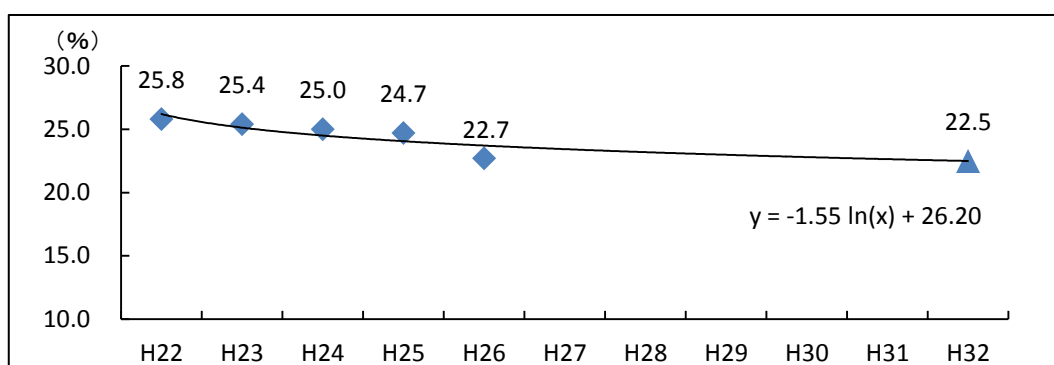
### (3) 一般廃棄物のリサイクル率等の将来推計

平成 22 年度から平成 26 年度までのリサイクル率及び最終処分率の傾向から、平成 27 年度以降のリサイクル率及び最終処分率を推計し、推計した各比率に一般廃棄物の総排出量の推計を乗じて、平成 27 年度以降のリサイクル量及び最終処分量を算出しました。

#### ア リサイクル率の推移と将来推計

リサイクル率について、過去 5 年間のトレンド（対数近似）から推計を行いました。

リサイクル率は近年低下傾向にあり、今後も同様に推移していくことが見込まれます。



※ 平成 26 年度の数値は、平成 25 年度から平成 26 年度までの 19 市の変化率を平成 25 年度の県全体の数値に反映して推計したもの（イにおいて同じ）

図 2-2-5 リサイクル率の実績及び将来推計値の推移

#### イ 最終処分率の推移と将来推計

最終処分率について、過去 5 年間のトレンド（対数近似）から推計を行いました。

最終処分率は低下傾向にあり、今後も同様に推移していくことが見込まれます。

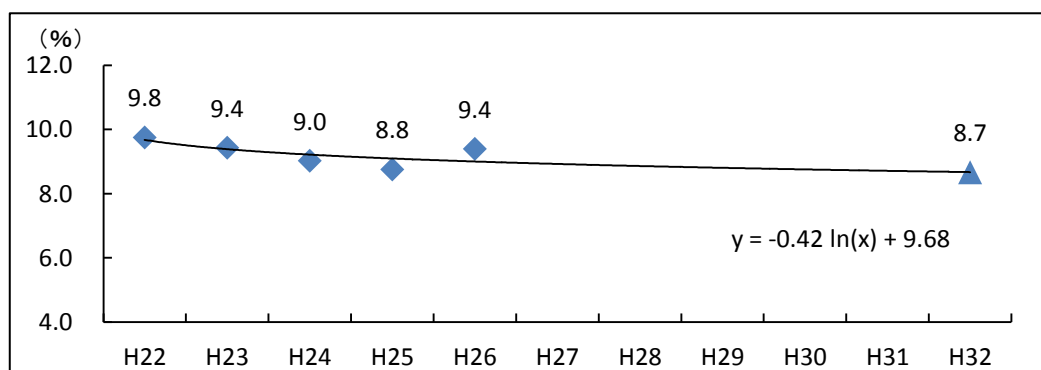


図 2-2-6 最終処分率の実績及び将来推計値の推移

(4) 一般廃棄物のリサイクル率等の実績及び将来推計値

(3)の方法により推計した一般廃棄物のリサイクル率等は、次のとおりです。

表 2-2-6 一般廃棄物のリサイクル率等の実績及び将来推計値

区分	年度	総排出量 (t)	リサイクル率 (%)	リサイクル量 (t)	最終処分率 (%)	最終処分量 (t)
実績	H22	679,861	25.8	175,486	9.8	66,316
	H23	683,249	25.4	173,335	9.4	64,462
	H24	681,315	25.0	170,706	9.0	61,517
	H25	667,111	24.7	164,408	8.8	58,427
推計値	H26	657,008	22.7	149,371	9.4	61,752
	H27	654,793	23.4	153,418	8.9	58,440
	H28	649,697	23.2	150,678	8.9	57,570
	H29	645,801	23.0	148,437	8.8	56,863
	H30	641,842	22.8	146,359	8.8	56,193
	H31	639,032	22.6	144,677	8.7	55,666
	H32	633,736	22.5	142,540	8.7	54,951

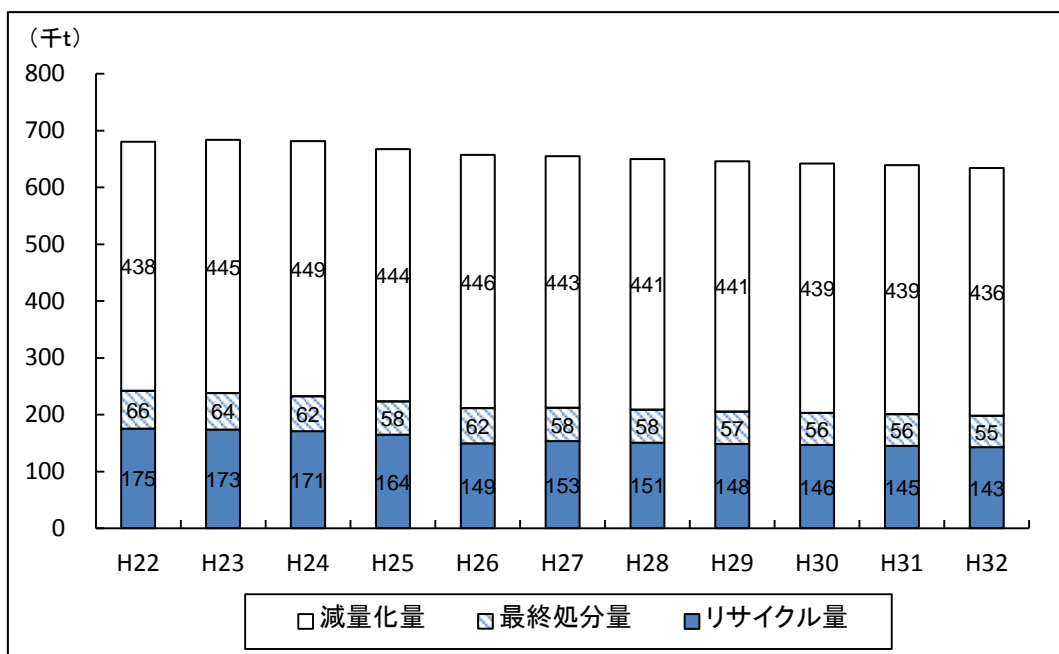


図 2-2-7 一般廃棄物の総排出量等の実績及び将来推計値の推移



## 2 一般廃棄物の数値目標

### (1) 廃棄物処理計画（第3期）における目標の達成状況

廃棄物処理計画（第3期）における平成27年度目標値の達成状況（推計）は、総排出量、リサイクル率・量、最終処分量については達成困難な状況と見込まれます。最終処分率については達成可能な状況と見込まれます。

目標達成が困難な要因としては、総排出量については、減量化に有効な手段とされるごみ処理の有料化について近年新たに導入する市町村がないことなどが考えられます。また、リサイクル率・量については、小売店における古紙等の店頭回収の利用により、市町村の計画収集によるものが減少していることなどが考えられますが、このことは、県民にとって収集機会の増等の利便性やリサイクル意識が向上してきたともいえます。

表 2-2-7 廃棄物処理計画（第3期）の目標の達成状況

区 分	H22 年度 実績値	H25 年度 実績値	H27 年度 推計値	H27 年度 目標値	目標達成見 込み
総排出量	680 千 t	667 千 t	655 千 t	620 千 t	達成困難
リサイクル率	25.8%	24.7%	23.4%	30.0%	達成困難
リサイクル量	175 千 t	164 千 t	153 千 t	186 千 t	
最終処分量	66 千 t	58 千 t	58 千 t	56 千 t	達成困難
最終処分率	9.8%	8.8%	8.9%	9.0%	達成可能

### (2) 廃棄物処理計画（第4期）における数値目標

廃棄物処理計画（第4期）においては、2Rを意識した取組により、廃棄物の発生自体の抑制を進めていくことを踏まえて、総排出量を数値目標とします。

総排出量の平成32年度の数値目標については、平成32年度推計値は63万4千トンとなっていますが、排出量の削減の取組を進めることにより58万8千トンとします。

表 2-2-8 廃棄物処理計画（第4期）の数値目標

区 分	H32 年度 推 計 値	H32 年度 目 標 値	H32 年度 国の目標値	備 考
総排出量	634 千 t	588 千 t	599 千 t	国の基本方針による目標値よりも11千t多く削減

### 3 産業廃棄物の将来推計

#### (1) 産業廃棄物の平成 25 年度の総排出量等の推計

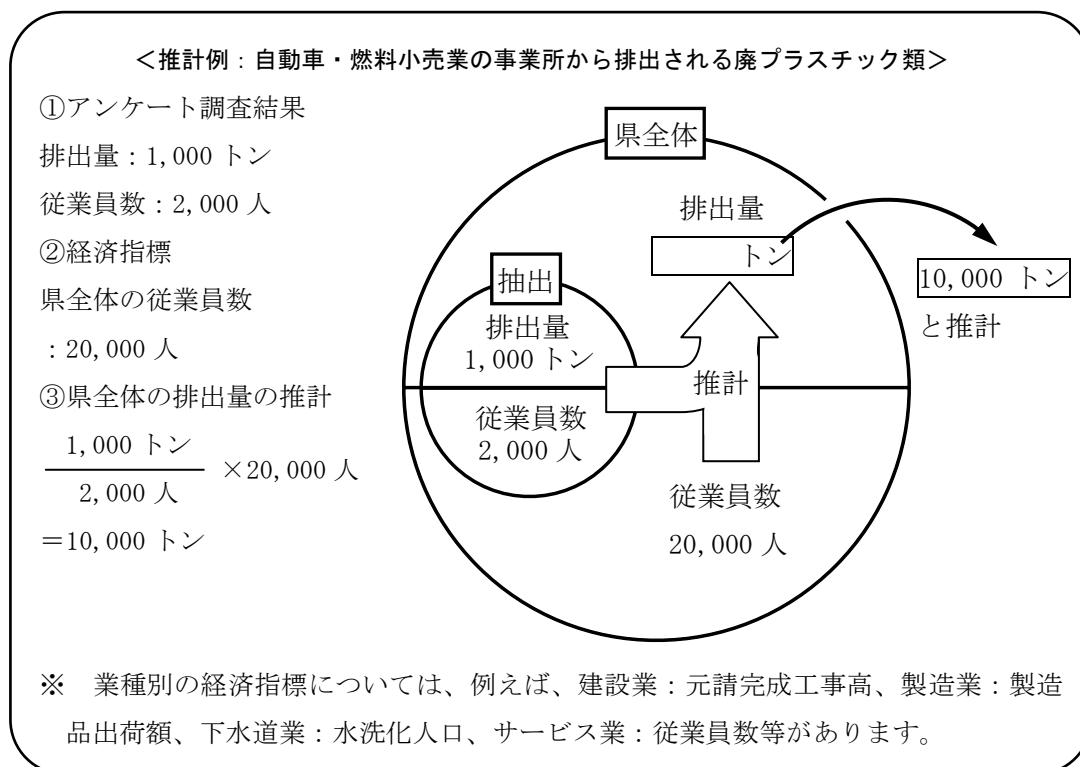
県内の産業廃棄物の排出、リサイクル、処理等の状況を把握するための調査（産業廃棄物実態調査）を、次の方法により実施しました。

##### ア 業種別の排出量等の推計

県内に所在する全ての排出事業者を対象とする調査を実施することは難しいため、業種別に抽出したアンケート調査を実施し、調査結果から得られた調査対象事業所の業種別の排出量等と、国の統計調査による経済指標等を勘案し、県全体の業種別の排出量等を推計しました。

##### イ 県全体の排出量等の推計

アで推計した業種別の排出量等をそれぞれ合計することにより、県全体の排出量、リサイクル量、最終処分量を推計しました。



#### (2) 産業廃棄物の総排出量等の将来推計の方法

排出事業者からの排出量及び処分業者における処分量について、近年の傾向が同様に推移すると仮定した上で、業種別に将来の排出量及び処分量の傾向を推計しました。

## ア 業種別の排出量の将来推計

業種別の排出量の将来推計の考え方は、次のとおりです。

### (ア) 建設業

建設工事施工統計調査報告の県内の元請完成工事高の過去 10 年間の推移を勘案し推計しました。

### (イ) 製造業

工業統計調査の製造品出荷額（県内）の過去 10 年間の推移をそれぞれ勘案し推計しました。

### (ウ) 水道業

上水道業からの排出量には変動がほとんどなく、下水道業は水洗化人口の今後の推移を見込み推計しました。

### (エ) その他業種

経済指標である従業者数等について、過去 10 年間の推移を勘案し推計しました。

表 2-2-9 排出量の傾向の参考とした経済指標

区 分	単 位	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
元請完成工事高	10 億円	814	943	848	767	729	641	678	698	753	824	
製造品出荷額	基礎素材	100 億円	88	89	97	110	114	87	95	92	97	92
	加工組立	100 億円	427	453	456	508	455	323	382	351	325	325
	生活関連 その他	100 億円	88	84	83	85	94	88	86	85	88	85
水洗化人口	万人	—	—	—	—	—	148	152	155	160	161	

※ 水洗化人口の平成 20 年度以前については、集計方法が平成 21 年度以降と異なるため掲載していない。  
なお、平成 25 年度の各数値は速報値。

## イ リサイクル率等の将来推計

リサイクル率及び最終処分率は、再生利用技術及び減量技術の向上により増減しますが、参考とする適当な指標がないため、今後も同様に推移すると見込みました。

### (3) 産業廃棄物の排出量等の将来推計値

(2)の方法により推計した、産業廃棄物の総排出量等は、次のとおりです。

表 2-2-10 産業廃棄物の総排出量等の実績及び将来推計値

区 分	H25 年度実績値	H27 年度推計値	H32 年度推計値
総排出量	4,341 千 t	4,366 千 t	4,367 千 t
リサイクル率	33.2%	32.8%	32.2%
リサイクル量	1,443 千 t	1,431 千 t	1,404 千 t
最終処分量	81 千 t	80 千 t	78 千 t
最終処分率	1.9%	1.8%	1.8%

表 2-2-11 産業廃棄物の業種別の排出量の実績及び将来推計値（単位：千 t）

産業分類	H25 年度実績値	H27 年度推計値	H32 年度推計値
建設業	1,009	998	970
製造業	1,117	1,087	1,082
電気・水道業	2,116	2,184	2,219
その他	98	98	95
合計	4,341	4,366	4,367

表 2-2-12 産業廃棄物の種類別の排出量の実績及び将来推計値（単位：千 t）

区 分	H25 年度実績値	H27 年度推計値	H32 年度推計値
汚泥	2,829	2,896	2,929
がれき類	840	832	814
ガラスくず等	169	168	165
その他	503	470	459
合計	4,341	4,366	4,367

## 4 産業廃棄物の数値目標

### (1) 廃棄物処理計画（第 3 期）における目標の達成状況

廃棄物処理計画（第 3 期）における平成 27 年度目標値の達成状況（推計）は、総排出量、リサイクル率及び最終処分量については、達成困難な状況と見込まれます。リサイクル量及び最終処分率は達成可能な状況と見込まれます。

目標達成が困難な要因としては、総排出量については、水洗化率が伸びたことによる下水道汚泥の増加などが考えられます。また、リサイクル率については、排出事業者や処理業者における継続的な取組によりリサイクル量に大きな変動はあり

ませんが、脱水により大幅な減量化が行われる汚泥の増加による総排出量の伸びが大きいことから、総排出量に対するリサイクル量が少なくなり、リサイクル率を押し下げているものと考えられます。

表 2-2-13 廃棄物処理計画（第 3 期）の目標の達成状況

区 分	H20 年度 実績値	H25 年度 実績値	H27 年度 推計値	H27 年度 目標値	目標達成見 込み
総排出量	3,709 千 t	4,341 千 t	4,366 千 t	3,600 千 t	達成困難
リサイクル率	38.8%	33.2%	32.8%	36.1%	達成困難
リサイクル量	1,439 千 t	1,443 千 t	1,431 千 t	1,300 千 t	達成可能
最終処分量	85 千 t	81 千 t	80 千 t	70 千 t	達成困難
最終処分率	2.3%	1.9%	1.8%	1.9%	達成可能

## (2) 廃棄物処理計画（第 4 期）における数値目標

廃棄物処理計画（第 4 期）においては、2R を意識した取組により、廃棄物の発生自体の抑制を進めていくことを踏まえ、総排出量を数値目標とします。

総排出量の平成 32 年度の数値目標については、平成 32 年度推計値は 436 万 7 千トンとなっていますが、排出量の削減に取り組む事業者を支援していくことにより、435 万 8 千トンとします。

表 2-2-14 廃棄物処理計画（第 4 期）の数値目標

区 分	H32 年度 推 計 値	H32 年度 目 標 値	H32 年度 国の目標値	備 考
総排出量	4,367 千 t	4,358 千 t	4,471 千 t	国の基本方針による目標値よりも 113 千 t 多く削減

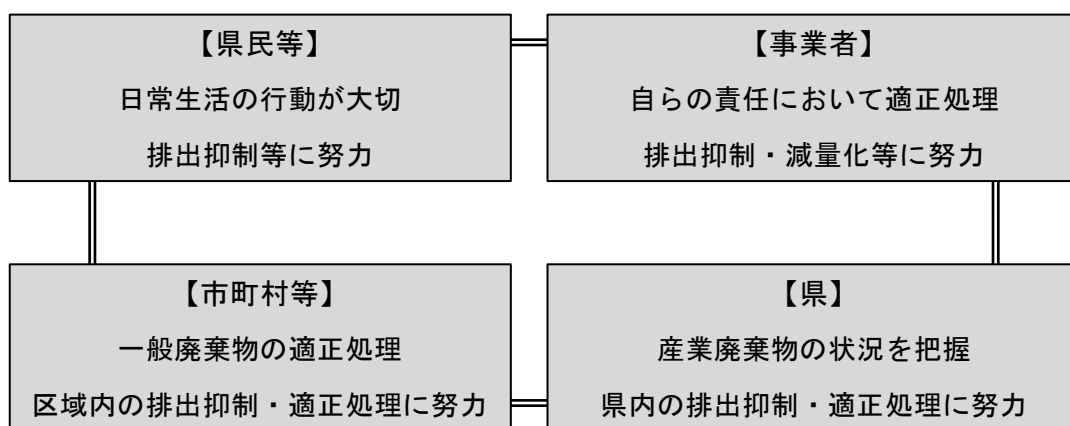
※ H32 年度目標値業種別内訳：建設業 967 千 t、製造業 1,077 千 t、電気水道業 2,219 千 t、その他 95 千 t

※ 長野県は、農業系廃棄物等を数値目標等に計上していません。

# 第3章 各主体の協働と役割

## 第1節 協働と責務

廃棄物等の排出抑制、再使用、再生利用及び適正処理を推進し、循環型社会を実現するためには、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県等の適切な役割分担による主体的な取組と、各主体間の連携、協働が必要です。



## 第2節 各主体の役割

### 1 県民、地域・NPO(市民活動団体)の役割

県民等は、日常生活の中でごみを排出していることから、自らの日常生活における一人ひとりの行動が重要であることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて排出抑制、再使用等に努めます。また、製品の購入時・購入後において、2R（排出抑制：リデュース、再使用：リユース）の取組を進め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に努めます。

### 2 事業者の役割

#### (1) 排出事業者

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自ら取組を進めて排出抑制、再使用等に努めます。

## **(2) 廃棄物処理業者**

廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識するとともに、行政の施策に積極的に協力し、自らの取組を進めて排出抑制、再使用等に努めます。

## **3 市町村・広域連合・一部事務組合の役割**

市町村等は、区域内の一般廃棄物を適正に処理するとともに、住民、排出事業者、廃棄物処理業者、県及び国と連携し、自ら取組を進めて区域内の一般廃棄物の排出抑制、再使用等に努めます。

## **4 県の役割**

県は、県内における廃棄物の状況を把握するとともに、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村及び国と連携し、自ら取組を進めて県内廃棄物の排出抑制、再使用等に努めます。

## 第3節 県民総参加によるごみ減量化

各主体における役割に応じた様々な取組に加え、県民及び事業者が広く関わりながら行う県民運動としての行動を通じて、排出抑制、再使用等の取組を広げることによって、家庭や事務所・事業場のごみの削減を図り、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成の推進を図ります。

### 1 “チャレンジ 800” ごみ減量推進事業

県職員自らがごみ減量に向け率先して行動するとともに、全県又は広域単位でのごみの減量化の取組を市町村や教育関係機関等と連携して展開します。

#### <チャレンジ 800 とは>

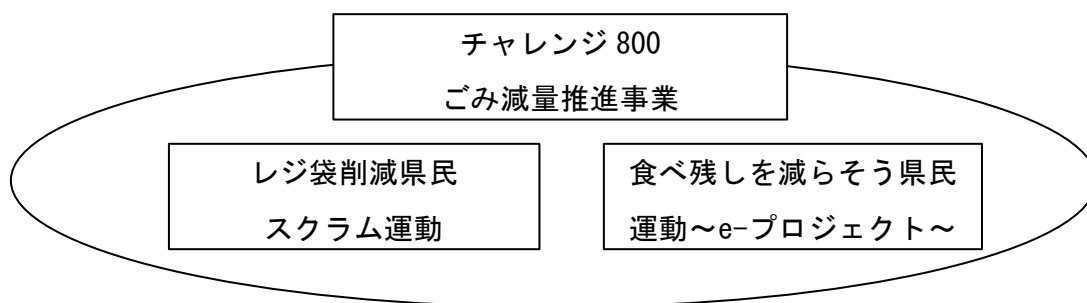
全ての県民が参加するごみ減量の取組を広げ、しあわせ信州創造プランで掲げる「県民1人1日当たりの一般廃棄物の排出量 800g 以下」を達成しようとする県の取組です。

#### (1) チャレンジ 800 実行チーム

地域の実情に応じたごみ減量の取組を進めるため、地方事務所ごとに市町村等との協議の場（チャレンジ 800 実行チーム）を設置し、できる取組から市町村等とともに順次実施します。

#### (2) 「レジ袋削減県民スクラム運動」及び「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」の取組

“チャレンジ 800” ごみ減量推進事業の一環として、「レジ袋削減県民スクラム運動」及び「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」に今後も積極的に取り組みます。



#### (3) 次世代への教育

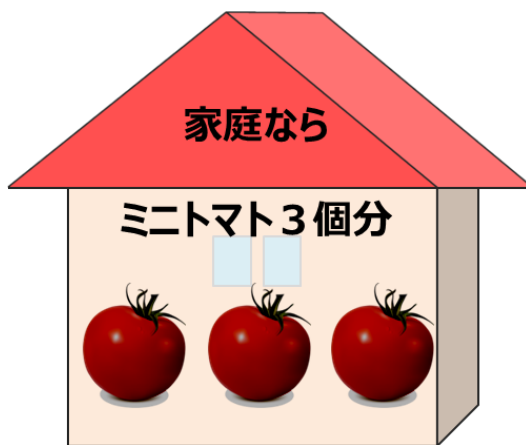
「もったいない」という意識を高め、ごみの減量・資源化を進めるため、関連教材を作成し、子どもたちにごみ削減の取組について学ぶ機会を提供します。



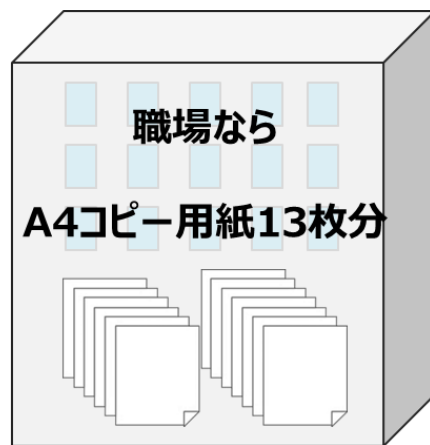
## 1人1日当たりごみ排出量の削減

平成32年度：795g(※1)まで  
あと52g(※2)の削減!!

※1 平成32年度の総排出量の目標値 588千t ÷ H32人口 ÷ 365日で算定  
※2 平成25年度との差



※ミニトマトは1個18gで算定



※A4コピー用紙は1枚4gで算定



## 県民みんなで取り組むごみの削減

(県民1人1日あたりの削減量)

### 家庭での取組

生ごみは「しっかり水切り」をしてから捨てましょう



生ごみの量が、約10%削減されます

生ごみをしっかり水切りしてから捨てると、約24グラムの削減になります！  
(県全体で、18,960 t / 年 削減)

食材は必要な分だけ購入し、食べ残さないようにしましょう



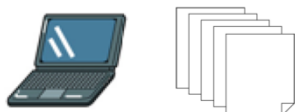
生ごみのうち、手つかずで捨てられる食品は、約4.5%

手つかずのまま捨ててしまう食品をなくすと、約11グラムの削減になります！  
(県全体で、9,000 t / 年 削減)



### 職場での取組

コピー用紙の削減、電子データ化などにより、紙の使用量を減らしましょう



県内の事業所で、A4用紙を1日50枚減らせば、約7グラムの削減になります！  
(県全体で、5,390 t / 年 削減)

マイボトル、マイカップ、マイ箸を使いましょう



県内の事業所で、ペットボトルを1日10本減らせば、約10グラムの削減になります！  
(県全体で、8,090 t / 年 削減)



### 事業者による取組

- 過剰包装の抑制
- 資源生産性の向上



※資源生産性・・・産業や人々の生活がいかに資源を有効に利用しているかを表します。

### 市町村による取組

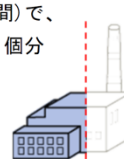
- ごみ処理有料化
- 「30・10運動」等による食品ロス削減の普及啓発
- 事業系紙ごみの搬入規制指導

※参考



ミニトマト  
1個分(人・日)の削減で

県全体(年間)で、  
焼却炉0.6個分  
相当



(H25年度人口ベース、焼却炉は100t/日(年230日稼働)の処理能力で換算)

《県環境部職員自らの取組》

■ 職員一人ひとりの取組促進

- ・ 「わたしのチャレンジ 800」による職場・家庭での目標設定
- ・ ダンボールコンポスト研修会の実施

＜職場のダンボールコンポスト＞



■ 職場全体での取組促進

- ・ 環境部内へのダンボールコンポスト設置
- ・ 「長野県職員率先実行計画」による日常業務活動でのごみ減量の実践徹底

■ 各自の取組をチェック

現在のあなたのごみを減らす取組をチェック

Refuse(断る) ⇒ ごみになるものは断り、ごみの排出量を減らす。

- レジ袋は断り、マイバッグを持参している。
- 過剰な包装は断っている。
- 割り箸、使い捨てスプーンはもらわない。

Reduce(減らす) ⇒ ごみを少なくし、ごみの排出量を減らす。

- 食べ残しはしない。
- 食材は、賞味期限内に使いきるようにしている。
- 洗剤・シャンプーなどは、詰め替え商品を選んでいる。
- 生ごみは、水分を切ってごみ収集日に出している。
- 生ごみを処理する時には、「ダンボールコンポスト」などで堆肥化している。

Reuse(再利用) ⇒ 繰り返し使い、ごみの排出量を減らす。

- ビールやお酒は、繰り返し使える容器に入った商品を選んでいる。
- 家電製品は故障してもできるだけ修理している。
- 古着は、リユースショップやフリーマーケットを利用している。

Recycle(再生利用) ⇒ ごみを資源化し、ごみの最終処分量を減らす。

- 古新聞や飲み終わった牛乳パックは、資源回収の日に出している。
- 空になったペットボトルは、資源回収の日に出している。
- ごみは、住んでいる市町村のルールに従い分別して出している。

あなたは、いくつ☑が付きましたか？

ごみを減らすための取組は、いろいろあります。

無理なく、できることから少しずつ実践しましょう！

「しあわせ信州創造プラン」に掲げる目標は、800g。

県民1人1日あたり「ミニトマト3個分」の重さのごみを減らせば目標達成です。

## 2 レジ袋削減県民スクラム運動

レジ袋削減をきっかけとして、県民一人ひとりの生活全般に3Rを広げることにより、環境にやさしいライフスタイルへの転換を目指しています。

### (1) レジ袋削減協働アピール

消費者・事業者・行政（市町村及び県）がそれぞれの目標を掲げ決定した「レジ袋削減協働アピール」（平成25年10月）に基づき、店頭啓発やマイバッグの利用、レジ袋の再利用や薄肉化等の多様なアプローチにより、レジ袋削減に取り組みます。

### (2) 統一行動日のキャンペーン

県下一斉に行う毎月5日の「統一NO・レジ袋デー」に合わせ、協働アピール参加事業者を中心とした店舗において、マイバッグ持参の呼びかけを消費者団体とともにを行います。

#### 【各主体の取組】

- ・ 県民は、マイバッグ等の持参により不要なレジ袋を辞退します。
- ・ 事業者は、お客様への声掛けやレジ袋の薄肉化、無料配付中止等により、地域や事業者の実情に応じた取組によりレジ袋の削減に努めます。
- ・ 消費者団体は、行政と連携して県民運動の波及に努めます。
- ・ 市町村及び県は、県民・事業者・消費者団体と連携して、県民運動の拡大に努め、各主体の取組を支援します。

### 3 食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～

宴会やパーティーでの食べ残し、値引き商品の買い過ぎやまとめ買いに伴う消費期限切れ、調理時に野菜等の皮を厚くむきすぎたりするなどの過剰除去等により、多くの食品が廃棄される場合があります。このような、食べられるのに捨てられてしまう食品を「食品ロス」といいます。この「食品ロス」を削減するため、国では平成25年から「食品ロス削減国民運動」を展開しています。

県は、平成22年度から、県民の食への感謝の念を深め、食品ロスを減らす行動を促すとともに、事業者の小盛りメニューの導入などを推進する「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」を展開し、生ごみ削減を目指しています。

#### (1) 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店

生ごみの排出抑制に取り組む飲食店、宿泊施設及び小売店を「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店として登録し、事業者における食べ残しを減らすための取組（小盛りメニューの導入、ドギーバッグ等の活用による持ち帰り希望者への対応、量り売りの実施など）を促進します。



#### (2) 「宴会たべきりキャンペーン」

特に食べ残しが多いといわれる歓送迎会、暑気払い、忘新年会などの宴会での食べ残し削減を呼びかける「宴会たべきりキャンペーン」を実施します。

#### 【各主体の取組】

- ・ 県民は、食品の買いすぎや飲食店等での注文のしすぎ等、食品ロスに繋がるおそれのある行動をしないよう努めます。
- ・ 飲食店、小売店等は、お客様への声掛けや食べ残しが発生しにくい小盛りメニュー設定、少量販売等に努めます。
- ・ 市町村は、住民や飲食店等と連携し、地域の実情に応じた食品ロスの削減に取り組むとともに、住民や飲食店等の自主的な取組を支援します。
- ・ 県は、飲食店等や市町村と連携し、県民運動を広く波及させるとともに、飲食店等や市町村の取組を支援します。

＜消費期限と賞味期限＞

食べられる食品を捨てていませんか？

・ 消費期限

お弁当や洋生菓子など長くは保存がきかない食品に表示してあります。

開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、食べても安全な期限を示しています。消費期限内に食べるようにしましょう。

・ 賞味期限

ハム・ソーセージやスナック菓子、缶詰など冷蔵や常温で保存がきく食品に表示してあります。

開封していない状態で、表示されている保存方法に従って保存したときに、おいしく食べられる期限を示しています。賞味期限内においしく食べましょう。ただし、賞味期限を過ぎても食べられなくなるとは限りません。

(本文：農林水産省HP)

＜生ごみ減量の工夫＞

- ① 食料品を買いすぎないようにしましょう！
- ② 食材は使い切るようにしましょう！
- ③ 食べきれ的分だけ作るようにしましょう！
- ④ 水切りをしっかりとしましょう！
- ⑤ 生ごみの自家処理の実践に取り組みましょう！

(参考：長野市資料)

項 目	～27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度～
1人1日当たり 排 出 量	847g (H25年度)	H29までに 800g以下				
マイバッグ等 持 参 率	68.9% (H27.3)	H28までに 80%以上				
食べ残しを減ら そう県民運動～ e-プロジェクト ～協力店数	289店舗 (H27.3)	H32までに 400店舗以上				

図3-1 チャレンジ800 生ごみ減量推進事業の関連指標

## 第4章 廃棄物の排出抑制・再利用等の推進

### 第1節 廃棄物の排出抑制（リデュース）の推進

#### 1 一般廃棄物のリデュース

一般廃棄物は、主に日々の生活から排出するものであり、その抑制を実現するためには、私たちが少しずつごみを減らすライフスタイルへと変えていく必要があります。

大量生産・大量消費のライフスタイルは、大量の廃棄物を生み出しました。環境問題や天然資源の制約に直面する中で、このようなライフスタイルを見直し、私たち一人ひとりが更なる廃棄物の減量化へ取り組んでいく必要があります。

小さな取組であっても、県民が一体となって取り組めば大きな効果が得られることを念頭に置いて、身近なリデュースから取り組むことが大切です。

#### (1) 一般廃棄物処理の有料化制度

##### 【現状と課題】

- ・ 有料化制度を導入した場合は、資源ごみの手数料を可燃ごみなどに比較して低価格又は無料としている市町村が多く、住民は、費用負担軽減のためにごみの排出量の削減、分別の徹底などの行動をとることから、有料化制度は、排出量削減に向けた有効な手段とされており、国の基本方針及び第三次循環型社会形成推進基本計画においても有料化の推進を図ることとされています。

##### <一般廃棄物処理の有料化>

市町村が、一般廃棄物の処理費用について手数料として徴収することをいい、ごみ袋（指定袋）に手数料を上乗せする方法が一般的です。手数料を上乗せせずに販売する有料指定袋の使用を住民に求める場合は、有料化に該当しません。

- ・ 環境省では、一般廃棄物処理の有料化の手引きを策定し、有料化の導入又は見直しを行う際に参考となる事項を示し、市町村の有料化制度導入の支援を行っています。
- ・ 県内では、平成27年5月1日時点で77市町村中60市町村（実施率77.9%、人口割合で74.4%）がごみ処理有料化制度を導入しています。
- ・ 市町村は、一般廃棄物処理の有料化の実施にあたっては、一般廃棄物処理計画に明記し、一般廃棄物に関する施策の一つとして明確に位置づけることが必要となります。

## 【施策の展開】

- ・ 市町村が有料化導入を検討するための技術的助言を行います。

表 4-1-1 市町村の有料化制度実施状況

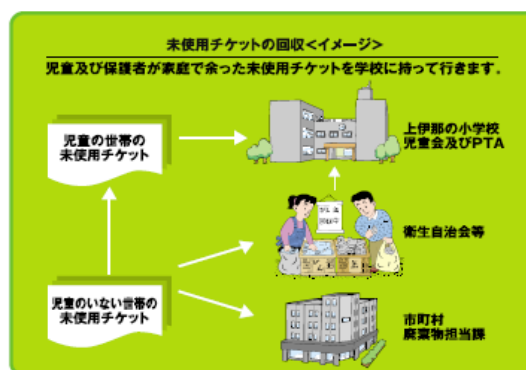
区 分	平成 20 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	平成 27 年 5 月 1 日
実施 市町村数	57 (70.4%)	59 (76.6%)	60 (77.9%)
未実施 市町村数	24 (29.6%)	18 (23.4%)	17 (22.0%)

(平成 27 年度 資源循環推進課)

### <<トピックス 1：上伊那広域連合における指定ごみ袋購入チケットの回収>>

上伊那広域連合では、ごみの排出抑制のため処理費用を有料化しており、ごみ袋購入に必要なチケットが各家庭に配付されています。各家庭で年度末に未使用のチケットが残っていると、そのチケットで指定ごみ袋をまとめ買いしてしまい、減量意識が薄れがちとなります。

このため、毎年、期限切れとなったチケットを児童会・P T Aが回収し、回収を行った児童会にチケットの枚数に応じた奨励金が交付されています。



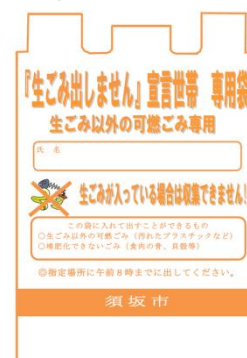
未使用チケット回収事業イメージ

### <<トピックス 2：須坂市における「生ごみ出しません袋」の配付>>

須坂市では、生ごみを自家処理し、ごみの減量に取り組んでいる世帯に、生ごみ以外の可燃ごみを入れる専用の袋（「生ごみ出しません」宣言世帯専用袋）を配布しています。

電動生ごみ処理機、ダンボールコンポスト等で自家処理している世帯等が対象です。

須坂市は一般廃棄物処理の有料化制度を導入していますが、「生ごみ出しません袋」には手数料がかかりません。



生ごみ出しません袋



## (2) 市町村の地域的な特色

### 【現状と課題】

県内には、77の市町村があり、商業地や住宅密集地を抱える市部地域、農地の多い農村地域等に分類して分析してみると、それぞれの地域において特色がみられます。

市町村においては、ごみの排出抑制を進めるにあたって、類似の地域を抱える排出量の少ない他の市町村の状況を参考に取組を進めることも大切です。

なお、事業系ごみの削減が、各地域に共通した課題と考えられます。

### ア 市部地域

県内19市の状況を見ると、平成25年度における1人1日当たりの排出量は平均875グラムとなっています。

平均より少ない市と多い市を比較すると、事業系ごみの量に大きな差がみられます。

事業系ごみについては、事業所数の違いや従業員数の違いがあるため、さらに事業所当たり及び従業員当たりで比較しました。

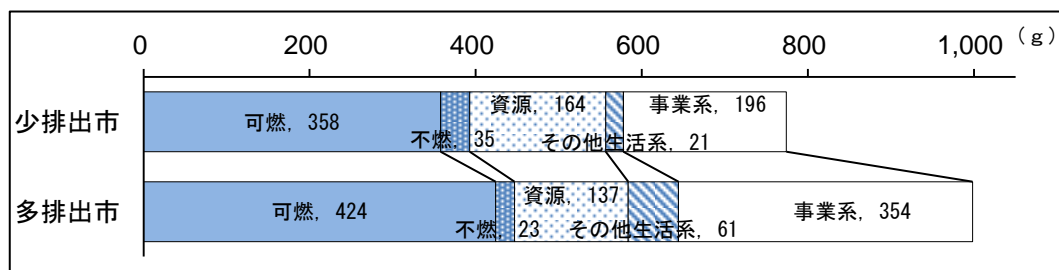
事業所1日当たりの排出量は平均5,139グラム、従業員1人1日当たりの排出量は平均605グラムとなっています。

平均以上の市においては、減量化の余地が大きいと考えられます。

表 4-1-2 19市における1人1日当たりのごみ排出量

区 分	1人1日当たりの排出量	
	生活系	事業系
19市（平均）	875g	267g
少排出市（排出量平均未満の市）	774g	196g
多排出市（排出量平均以上の市）	998g	354g

（平成27年度 資源循環推進課）



（平成27年度 資源循環推進課）

図4-1-1 19市における1人1日当たりのごみ排出量内訳比較

表 4-1-3 19 市における事業所 1 日当たりの事業系ごみ排出量

区 分	事業所 1 日当たりの事業系ごみの排出量	備 考
19 市（平均）	5,139g	
少排出市（排出量平均未満の市）	3,616g	
多排出市（排出量平均以上の市）	6,717g	

（平成 27 年度 資源循環推進課）

表 4-1-4 19 市における従業員 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量

区 分	従業員 1 人 1 日当たりの事業系ごみの排出量	備 考
19 市（平均）	605g	
少排出市（排出量平均未満の市）	431g	
多排出市（排出量平均以上の市）	752g	

（平成 27 年度 資源循環推進課）

## イ 農村地域

県内の第 1 次産業就業人口割合が上位 20 町村の状況を見ると、平成 25 年度における 1 人 1 日当たりの排出量は、平均 685 グラムとなっています。

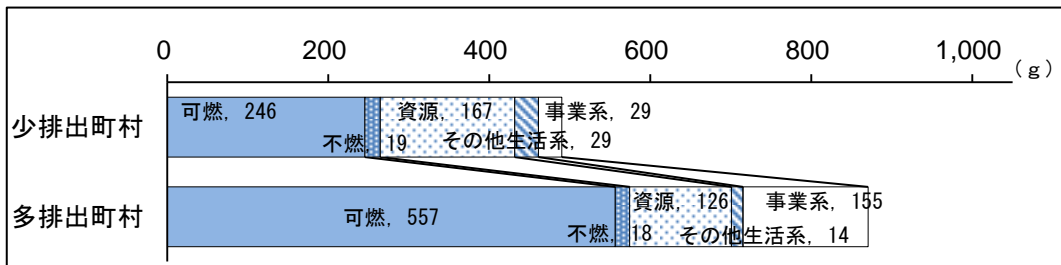
平均より少ない町村と多い町村を比較すると、生活系ごみのうち可燃ごみの量に大きな差があります。

平均以上の町村においては、事業系ごみに加え、生活系ごみのうち可燃ごみについて減量化の余地が大きいと考えられます。

表 4-1-5 農村地域における 1 人 1 日当たりのごみ排出量

区 分	1 人 1 日当たりの排出量		
	生活系	事業系	
農村地域（第 1 次産業就業人口割合上位 20 町村を抽出） （平均）	685g	591g	94g
少排出町村（排出量平均未満の町村）	490g	460g	29g
多排出町村（排出量平均以上の町村）	871g	715g	155g

（平成 27 年度 資源循環推進課）



（平成 27 年度 資源循環推進課）

図 4-1-2 農村地域における 1 人 1 日当たりのごみ排出量の内訳比較

## ウ 製造工業地域

県内の第2次産業就業人口割合が上位20市町村の状況を見ると、平成25年度における1人1日当たりの排出量は平均791グラムとなっています。

平均より少ない市町村と多い市町村を比較すると、事業系ごみの量に大きな差があります。

事業系ごみについては、事業所数の違いや従業員数の違いがあるため、さらに事業所当たり及び従業員当たりで比較しました。

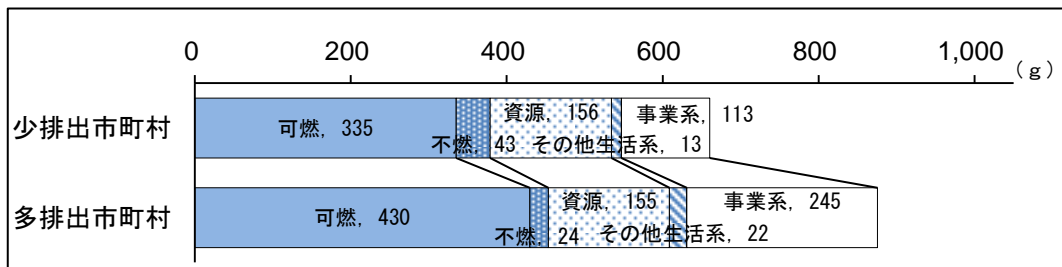
事業所1日当たりの排出量は平均3,750グラム、従業員1人1日当たりの事業系ごみ排出量は平均446グラムとなっています。

平均以上の市町村においては、減量化の余地が大きいと考えられます。

表 4-1-6 製造工業地域における1人1日当たりのごみ排出量

区 分	1人1日当たりの排出量		
		生活系	事業系
製造工業地域（第2次産業就業人口割合の上位20市町村を抽出）（平均）	791g	598g	193g
少排出市町村（排出量平均未満の市町村）	660g	547g	113g
多排出市町村（排出量平均以上の市町村）	876g	631g	245g

（平成27年度 資源循環推進課）



（平成27年度 資源循環推進課）

図4-1-3 製造工業地域における1人1日当たりのごみ排出量の内訳比較

表 4-1-7 製造工業地域における事業所1日当たりの事業系ごみ排出量

区 分	事業所1日当たりの事業系ごみの排出量	備 考
製造工業地域（第2次産業就業人口割合の上位20市町村を抽出）（平均）	3,750g	
少排出市町村（排出量平均未満の市町村）	2,273g	
多排出市町村（排出量平均以上の市町村）	4,900g	

（平成27年度 資源循環推進課）

表 4-1-8 製造工業地域における従業員 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量

区 分	従業員 1 人 1 日当たりの事業系ごみの排出量	備 考
製造工業地域（第 2 次産業就業人口割合の上位 20 市町村を抽出）（平均）	446g	
少排出市町村（排出量平均未満の市町村）	280g	
多排出市町村（排出量平均以上の市町村）	584g	

（平成 27 年度 資源循環推進課）

## エ 観光地域

県内の主要観光地を有する 20 市町村の状況をみると、平成 25 年度における 1 人 1 日当たりの排出量は平均 937 グラムとなっています。

平均より少ない市町村と多い市町村を比較すると、事業系ごみの量に差があります。ホテルや旅館、飲食店からの事業系ごみが多いと考えられます。

事業系ごみについては、事業所数の違いや従業員数の違いがあるため、さらに事業所当たり及び従業員当たりで比較しました。

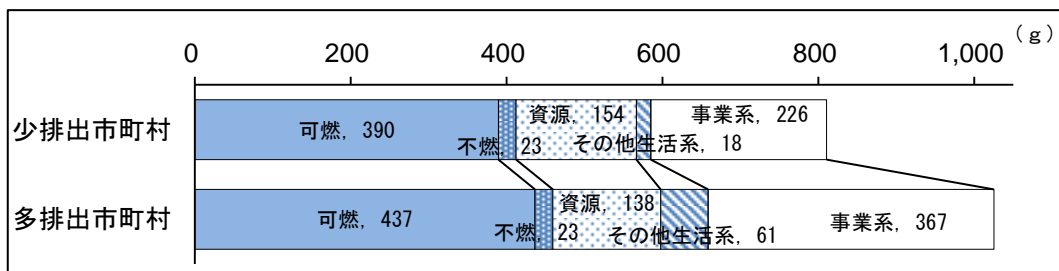
事業所 1 日当たりの事業系ごみ排出量は平均 5,804 グラム、従業員 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量は平均 688 グラムとなっています。

平均以上の市町村においては、減量化の余地が大きいと考えられます。

表 4-1-9 観光地域における 1 人 1 日当たりのごみ排出量

区 分	1 人 1 日当たりの排出量		
	生活系	事業系	
観光地域（主要観光地を擁する 20 市町村を抽出）（平均）	937g	628g	309g
少排出市町村（排出量平均未満の市町村）	811g	585g	226g
多排出市町村（排出量平均以上の市町村）	1,025g	659g	367g

（平成 27 年度 資源循環推進課）



（平成 27 年度 資源循環推進課）

図 4-1-4 観光地域における 1 人 1 日当たりのごみ排出量の内訳比較

表 4-1-10 観光地域における事業所 1 日当たりの事業系ごみ排出量

区 分	事業所 1 日当たりの事業系ごみの排出量	備 考
観光地域（主要観光地を擁する 20 市町村を抽出） （平均）	5,804g	
少排出市町村（排出量平均未満の市町村）	4,754g	
多排出市町村（排出量平均以上の市町村）	7,725g	

（平成 27 年度 資源循環推進課）

表 4-1-11 観光地域における従業員 1 人 1 日当たりの事業系ごみ排出量

区 分	従業員 1 人 1 日当たりの事業系ごみの排出量	備 考
観光地域（主要観光地を擁する 20 市町村を抽出） （平均）	688g	
少排出市町村（排出量平均未満の市町村）	571g	
多排出市町村（排出量平均以上の市町村）	923g	

（平成 27 年度 資源循環推進課）

### 【施策の展開】

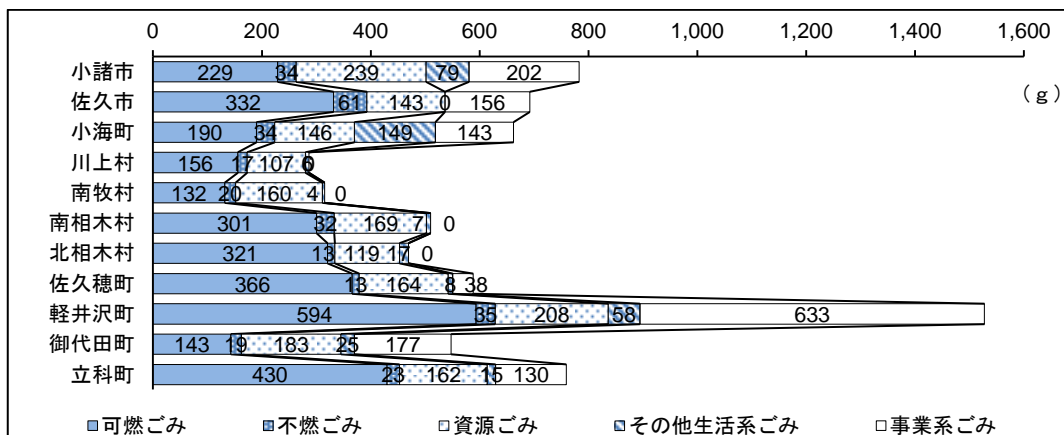
- ・ 排出量が少ない市町村における取組例の紹介等の情報提供など、市町村の取組を支援します。
- ・ “チャレンジ 800” ごみ減量推進事業により、地域に応じたごみ減量化に取り組めます。

表 4-1-12 排出量の少ない市町村におけるごみ減量化の取組例

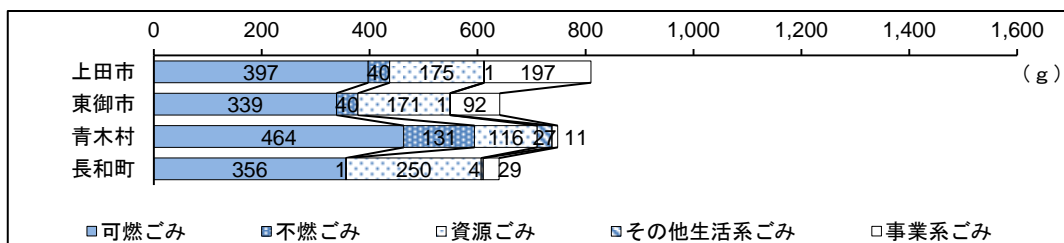
区 分	多排出市町村との比較	主な取組例
市部地域	事業系ごみに差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出量の多い事業所に対するごみ減量等に係る直接指導</li> <li>・ 資源物（事業系紙ごみ等）の焼却施設への搬入規制</li> <li>・ 市の広報、地元ラジオ等によるごみ減量の呼びかけ</li> <li>・ 生ごみの農地還元等による自家処理の促進</li> </ul>
農村地域	生活系ごみに差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生ごみの農地還元、生ごみ処理機による自家処理の推進</li> <li>・ 住民意識の向上のため、全国でも上位の排出量の少なさを住民に周知</li> </ul>
製造工業地域	事業系ごみに差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エコアクション 21 の認証・登録を管内の事業者に呼びかけ</li> <li>・ 資源物（事業系紙ごみ等）の焼却施設への搬入規制</li> </ul>
観光地域	事業系ごみに差	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飲食店等における食品ロス削減の取組として「残さず食べよう！30・10 運動」の実施</li> <li>・ 資源物（事業系紙ごみ等）の焼却施設への搬入規制</li> </ul>

## 市町村別の1人1日当たりのごみ排出量の内訳比較 (平成25年度)

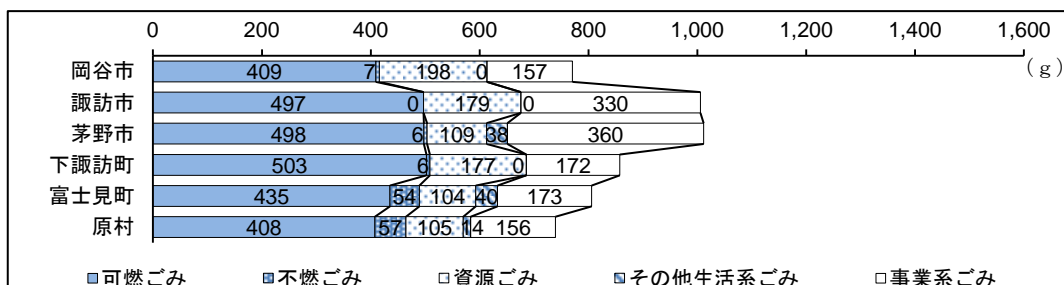
### 1 佐久圏域



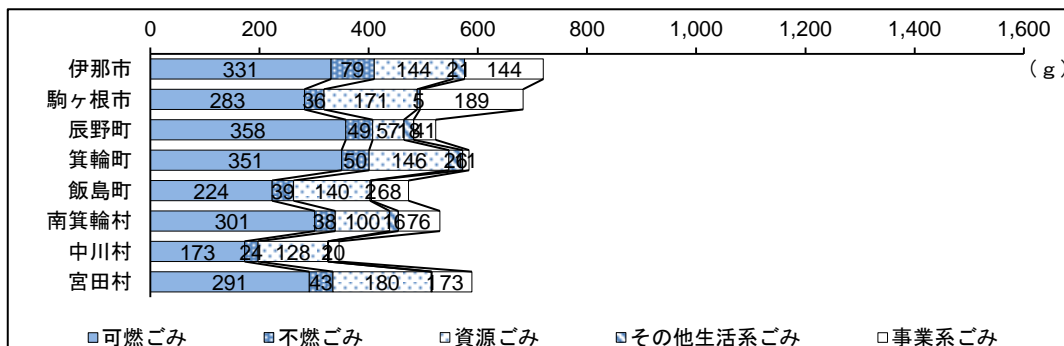
### 2 上小圏域



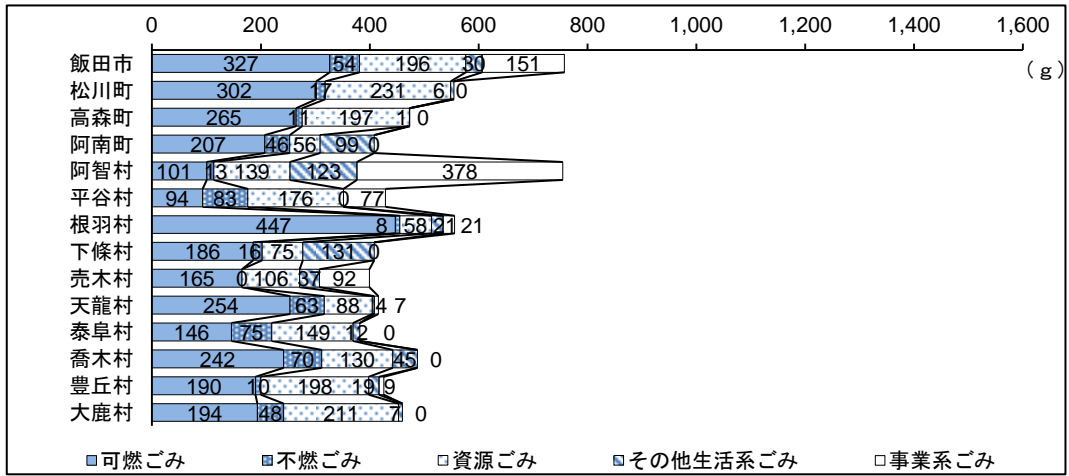
### 3 諏訪圏域



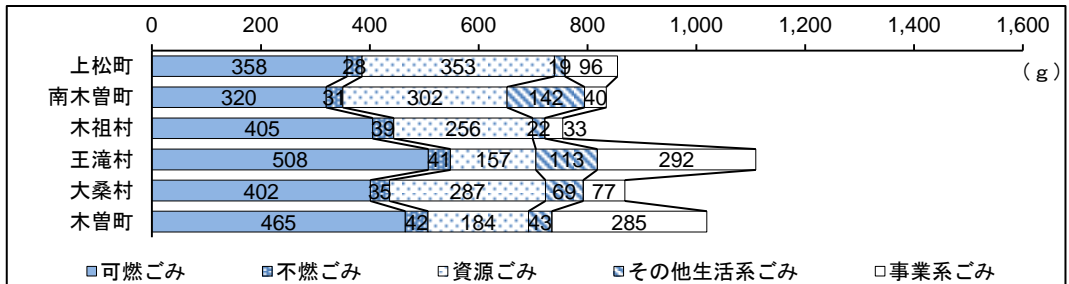
### 4 上伊那圏域



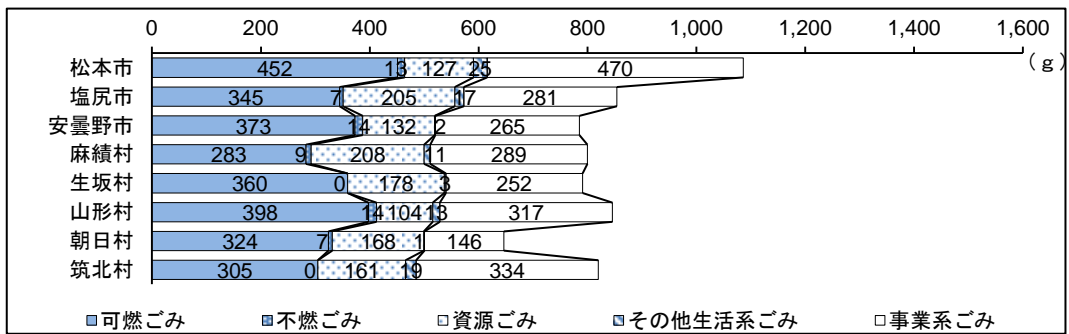
5 下伊那圏域



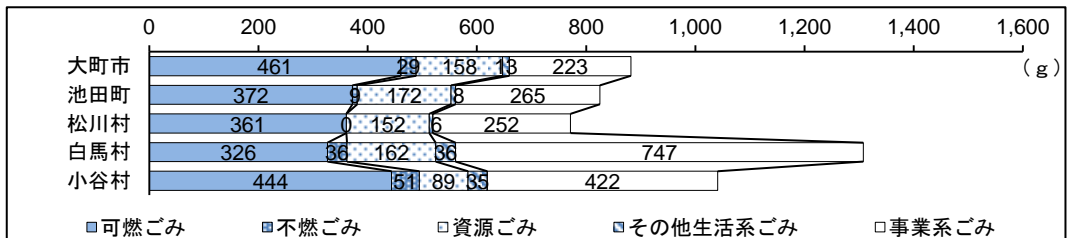
6 木曽圏域



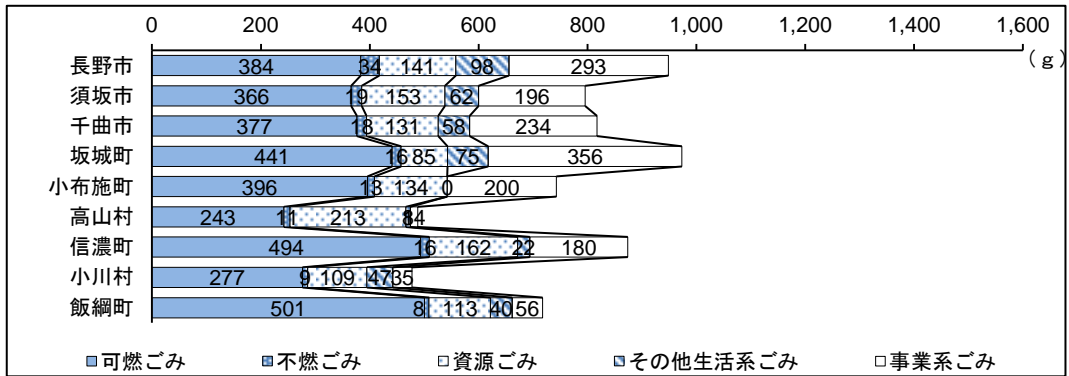
7 松本圏域



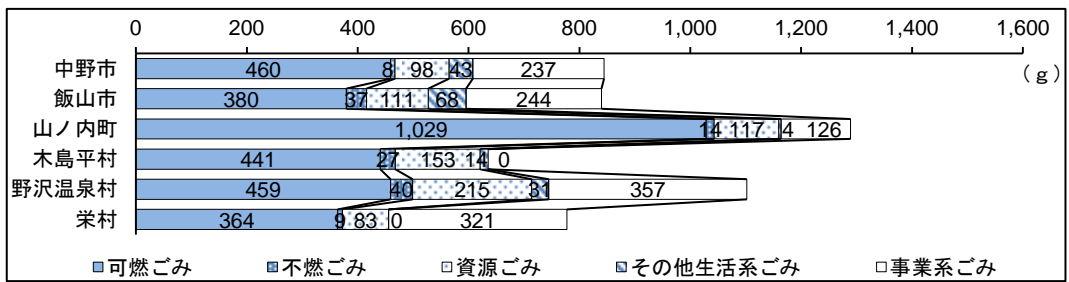
8 北安曇圏域



9 長野圏域



10 北信圏域



(一般廃棄物処理事業実態調査)

図 4-1-5 市町村別の 1 人 1 日当たりのごみ排出量の内訳比較 (平成 25 年度)



### <<トピックス3：松本市における食品ロス削減の取組>>

松本市は、家庭や飲食店における食品ロスを削減するため、「残さず食べよう！30・10運動」を実施しています。

宴会では、乾杯後30分間とお開き前10分間は席を立たずに料理を楽しむ時間としています。

家庭では、毎月30日を冷蔵庫クリーンアップデー、10日をもったいないクッキングデーとしています。

全市立保育園、幼稚園では、「ごみの分別と食べ残し」をテーマとした園児対象の参加型環境教育を実施しています。また、環境教育によって変化した意識を継続させることが重要であることから、日常での学習が図れるように、食べ残しをテーマとした紙芝居を作成しています。

一方で、高齢者などから、宴会時において出される料理が多く、そもそも食べ切れないとの意見もあることから「量より質を重視したメニュー」や「食べ切れる分量のメニュー」のことを「プラチナメニュー」と名付け、市内で提供可能な飲食店を募集しています。

残さず食べよう！



食品ロス削減啓発用紙芝居

### <<トピックス4：上田市における生ごみの堆肥化による排出抑制>>

上田市では、生ごみリサイクル野菜循環ポイント事業として、「上田やさいまる」を実施しています。

これは、市民が、電気式生ごみ処理機で乾燥させた生ごみや上田クリーンセンター内の「エコ・ハウス」で無償配布される生ごみ減量化基材「ぱっくん」（ピートモスとくん炭を混ぜたダンボールコンポスト基材）で処理した生ごみを「エコ・ハウス」に持ち込むと、JA堆肥センターで堆肥化され、市内農家により農産物生産に活用されるという「資源循環・地産地消」を目指した取組です。

市民が、乾燥生ごみや使用済み「ぱっくん」（処理された生ごみ）を「エコ・ハウス」に持ち込んだ際には、市内8店舗のJA直売所で買い物ができるポイント（乾燥生ごみ1kg＝1ポイント、使用済み「ぱっくん」＝5ポイント、累計5ポイントで500円分）がもらえます。



上田市リサイクル活動拠点施設「エコ・ハウス」

「ぱっくん」（ダンボールコンポスト）

### (3) 事業系一般廃棄物の減量化

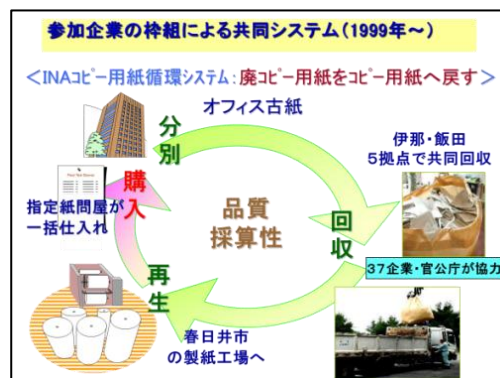
#### 【現状と課題】

- ・ 一般廃棄物の統括的な処理責任は市町村にありますが、排出事業者にも事業活動に伴って生じた廃棄物の処理の責務が課せられていることから、事業系の一般廃棄物は、事業所ごとに自主的な取組が行われています。
- ・ 飲食店や宿泊施設などが「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店に登録し、事業系生ごみの排出抑制に取り組んでいます。
- ・ オフィスパーパー等の事業系ごみの削減・資源化のため、事業所・事業場による「オフィス町内会」等の活動を行っている地域もあります。
- ・ 次のような取組によって、事業系ごみの削減に取り組んでいる市町村もあります。
  - a 事業系紙ごみの焼却施設への搬入規制
  - b 事業系ごみの処理手数料の増額
  - c 焼却施設へ搬入される事業系ごみの展開検査による分別指導

#### <<トピックス5：オフィス町内会の活動>>

複数の事業所、地域の事業所などの単位で、古紙などの資源ごみの集団回収をする「オフィス町内会」と呼ばれる活動があります。

伊那市にある(公財)長野県テクノ財団伊那テクノバレー地域センターでは、産業の発展と自然環境との共存を図るため、「リサイクルシステム研究会」を発足させ、会員20社で活動を展開しています。活動の一環として、「INAコピー用紙循環システム」があり、会員企業等から使用済コピー用紙の回収を行うとともに、古紙を再生したコピー用紙の使用に取り組んでいます。近年は、各企業での省資源活動やペーパーレス化により回収量は減少傾向ですが、再生紙の購入割合は上昇しています。



INA コピー用紙循環システム

#### 【施策の展開】

- ・ 飲食店や宿泊施設などから排出される事業系生ごみについて、「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の拡大により、その排出抑制に取り組めます。
- ・ 事業所における紙ごみの削減・資源化を図るため、商工会連合会と仕組み作りを研究します。

- ・ 事業系ごみの削減の取組が促進されるよう先進事例等必要な情報の提供に努めるとともに、課題等について市町村等とともに研究します。

### <<トピックス6：MFC A手法を使ったダンボール使用量の削減>>

飯綱町にある(株)サンクゼールでは、直営小売店で大量に発生していた瓶詰ジャム製品等の使用済みの梱包用ダンボールの削減に、環境管理会計手法であるマテリアルフローコスト会計(MFCA) (※) を使い、全社的に取り組みました。



梱包用ダンボール削減の取組

ダンボール製底板とシュリンク梱包を組み合わせる方法を採用した結果、従来方法と比較して約7割の削減が達成されました。

- ※ マテリアルフローコスト会計(MFCA) は、工程内の原材料の流れを金額と物の重量等で追跡し、工程から出る製品(正の製品)と廃棄物(負の製品)の「生産」に要するコストを把握するためのものです。

### <<トピックス7：事業系一般廃棄物の削減への取組>>

諏訪市にあるセイコーエプソン(株)では、ゼロエミッション活動を推進する中で、可燃ごみの削減と分別の徹底によるリサイクルが課題でした。このため、国内各事業所の1人当たりの可燃ごみ排出量1日平均50g以下の削減目標を設定し、次の取組を行い、目標の達成・取組の維持がなされています。

- ・ 生ごみの削減  
社員食堂から発生する生ごみの水切り徹底、食数予測の精度アップ等により実施
- ・ 生ごみの堆肥化  
発生した生ごみを外部委託により堆肥化
- ・ 紙くずの削減  
古紙回収、ミックスペーパー・紙パックのリサイクル
- ・ フロア排出場所の設置  
個人持ちのごみ箱を廃止し、フロアで1か所に統合、分別の細分化、リサイクルの促進
- ・ 分別早見表、自己チェックシートの作成
- ・ 分別パトロールの実施
- ・ 社内監査による活動の確認

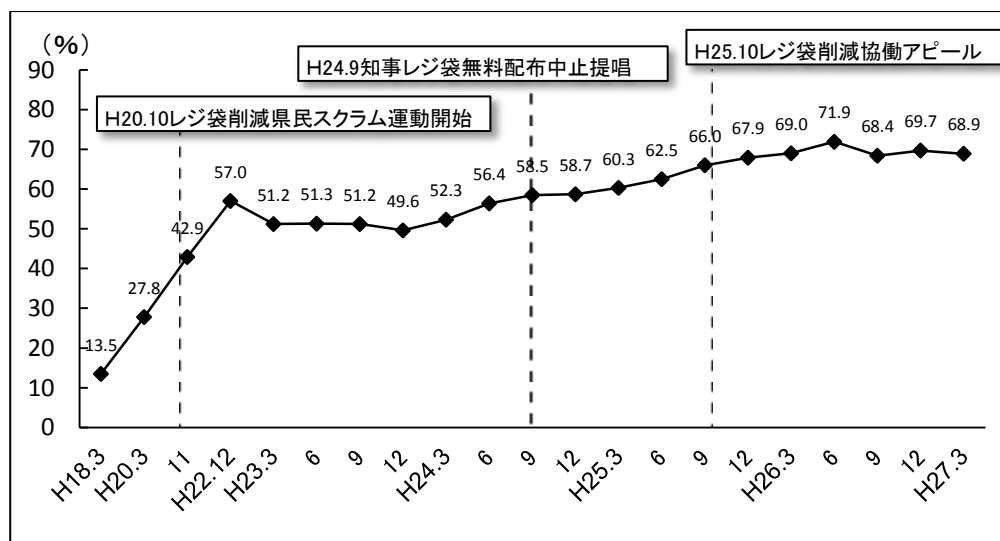


フロア排出場所の設置・分別の細分化

#### (4) レジ袋の削減

##### 【現状と課題】

- ・ 平成25年3月から県内各地域で消費者、事業者、行政がレジ袋削減について話し合う懇話会を開催しています。
- ・ 平成25年5月、県内消費者団体等により「長野県レジ袋削減を進める県民の会」が結成され、事業者との懇談や店頭啓発等の活動を行っています。
- ・ レジ袋無料配布中止を「できる事業者から」開始し、実施事業者をレジ袋無料配布中止事業者として登録しています。登録事業者数等は、平成27年3月末現在22事業者、161店舗となっています。
- ・ 地域の無料配布中止協定等を「できる地域から」締結し、木曽地域、岳北地域は平成25年6月から、諏訪地域は平成25年9月からそれぞれ無料配布中止を一部事業者を除き実施しています。なお、下伊那地域は、県内で先駆けとなる平成21年2月から無料配布中止を実施しています。
- ・ 県は、事業者の協力を得て3、6、9、12月の3か月に一度、調査対象店舗でマイバッグ等持参率の調査を行っており、平成27年3月の調査では、マイバッグ等持参率は68.9%となっています。



(平成27年度 資源循環推進課)

※調査方法 調査日は原則として調査月第一水曜日付近の平日  
調査対象店舗のレジカウンター付近での目視調査（1時間程度）

図 4-1-6 マイバッグ等持参率の推移

- ・ 県民の「レジ袋削減県民スクラム運動」の認知度は高いものの、30歳未満の若年層及び男性は、マイバッグ持参の行動につながっていません。また、レジ袋削減の取組をきっかけに、様々な3Rへの取組へとつなげていくことが必要です。

### ＜レジ袋削減県民スクラム運動＞

県は、平成24年9月に、レジ袋削減に最も効果のある「無料配布中止」について全県での一斉実施を提唱しました。これを受け、同年11月に事業者、消費者、行政による長野県レジ袋削減推進協議会を立ち上げました。現在は、レジ袋無料配布中止の全県での一斉実施の方向性を見直し、「できる事業者から」及び「できる地域から」実施することとしています。また、平成25年10月の第5回レジ袋削減推進協議会において消費者、事業者、行政（県及び市町村）の各主体が目標を掲げて取り組む「レジ袋削減協働アピール」を正式決定しました。

一般社団法人長野県環境保全協会と一般社団法人長野県世論調査協会が共同で調査した結果をまとめた、「環境と暮らし報告書」（平成26年）によると、「レジ袋削減県民スクラム運動」を「知っている」、「聞いたことはある」を合わせると認知度は87.6%となっています。

- ・ 消費者、事業者、行政（市町村及び県）がそれぞれの目標を掲げた「レジ袋削減協働アピール」を決定し、店頭啓発や多様なアプローチ（マイバッグ・マイバスケットの普及、レジ袋の無料配布中止、レジ袋の再利用や薄肉化等）により取り組んでいます。

# レジ袋削減協働アピール

平成 25 年 10 月

長野県の豊かな自然環境を守り地球温暖化を防止することを目的として、レジ袋削減県民スクラム運動を進めてきた結果、この3月、6月調査時点でマイバッグ持参率が当初目標の60%を超えました。

昨年の「レジ袋無料配布中止の提唱」から盛り上がりつつあるこの機運を一層高め、多くの賛同者とともに、更なる上の目標に向けた行動を起こすのが今、このタイミングだと考えます。

**私たち消費者は、レジ袋を辞退し、マイバッグ等持参率の一層の向上を目指して、3年以内にマイバッグ等持参率を80%以上とすることを目標とします。**

**私たち事業者は、マイバッグ等持参率のより一層の向上に向けて支援するとともに、レジ袋総使用量で前年度より減少を目指します。**

**県及び市町村は、消費者や事業者の活動を積極的に支援し、共に3年以内にマイバッグ等持参率80%以上、レジ袋総使用量対前年度比減を目指します。**

## 賛 同 者

長野県レジ袋削減を進める県民の会 長野県消費者団体連絡協議会 長野県消費者の会連絡会  
一般社団法人長野県連合婦人会 長野県PTA連合会



一般社団法人長野県経営者協会 長野県中小企業団体中央会 一般社団法人長野県商工会議所連合会  
長野県商工会連合会 長野県商店街振興組合連合会 一般社団法人長野県環境保全協会



長野県

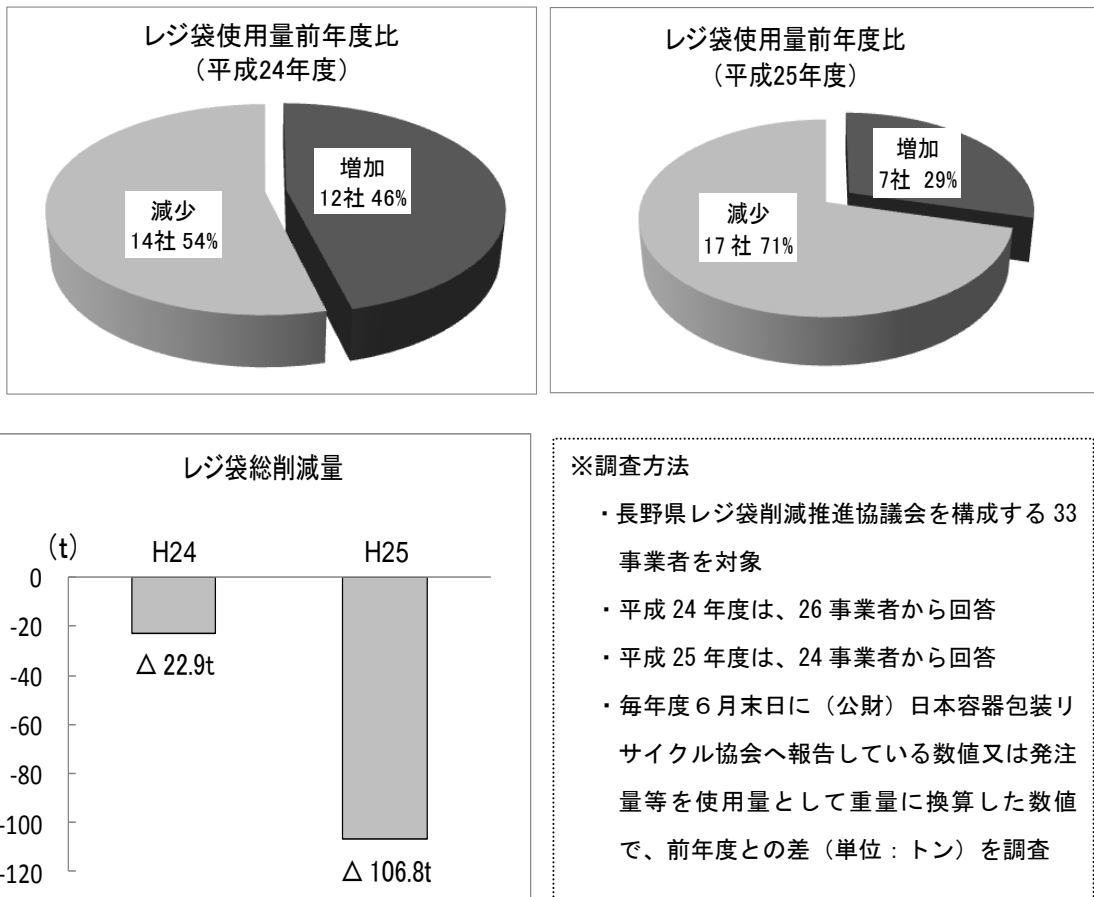
長野県市長会

長野県町村会

長野県レジ袋削減推進協議会



しあわせ信州



(平成 27 年度 資源循環推進課)

図 4-1-7 レジ袋総使用量等調査結果

### 【施策の展開】

- ・ 消費者及び事業者との連携により、世代や性別を超えた県民総参加型の運動とするため、マイバッグ持参率の低い30歳未満の若年層及び男性への効果的なPRを行います。
- ・ “チャレンジ800” ゴミ減量推進事業の取組などと連携し、県民の3Rに対する意識の向上を図り、生活全般に3Rを広げていきます。

## (5) 食品ロスの削減

### 【現状と課題】

- ・ 生ごみの排出抑制を目的に、「食べ残しを減らそう県民運動～eプロジェクト～」に取り組んでいます。
- ・ 小盛りメニューの提供、量り売りの実施など、食べ残しを減らす取組を実践する飲食店、宿泊施設及び小売店を登録する「食べ残しを減らそう県民運動～e-プ

プロジェクト～」協力店は、平成27年3月末現在289店舗（飲食店240店舗、宿泊施設が49店舗）となっています。

- ・ 特に食べ残しが出やすい暑気払いシーズンの7～9月と忘・新年会シーズンの12～1月を「宴会たべきりキャンペーン」重点期間として広報活動を実施しています。
- ・ 食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」は、全国で年間642万トンと推計されており、そのうち約半数が家庭から排出されています。そうした状況を踏まえ、食品ロスに対する取組が国においても行われており、食品ロス削減に積極的に取り組んでいる市町村もあります。
- ・ 食品ロス削減のための商習慣の見直しについて、食品業界において検討が行われています。

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度～
飲食店・宿泊施設等	「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」協力店の募集・登録 (21年度に諏訪市で試行)					
	宴会たべきりキャンペーン					
	モニタリング			地域支援		
	低年齢への環境学習					
家庭・学校	信州「エコ・クッキング」他					チャレンジ800実行 チームとの連携

図 4-1-8 食べ残しの削減に関する取組状況

- ・ 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」の認知度は、約3割と県民に十分浸透していないことから、県民の認知度を高め、県民総参加型の運動として広めていく必要があります。
- ・ 年代が高くなるほど飲食店や宿泊施設で食べ残しが出やすい傾向があるため、高齢者への小盛りメニューの提供など、飲食店・宿泊施設の更なる協力が必要です。また、小売店での量り売り、少量販売などの協力も必要です。
- ・ 食品ロス削減の取組と合わせ、家庭での生ごみ減量について、コンポストなどを活用した自家処理の促進、生ごみの水切りの徹底など、広報・周知していくことも必要です。
- ・ 多くの県民が食品ロスを減らすための普及活動の場として有効と考えている小学校や、保育園、幼稚園など低年齢層への環境教育も必要です。



## 【施策の展開】

- ・ 「食べ残しを減らそう県民運動～e-プロジェクト～」の認知度の向上を図るために、健康福祉部などとの連携を一層深め、食べ残しの削減に効果がある協力店の増加及び「宴会たべきりキャンペーン」の活動に取り組みます。
- ・ 福祉等の観点から行われているフードバンク活動への協力・支援について検討します。
- ・ 市町村は、家庭系食品ロスの発生量等の把握に努めるものとします。
- ・ 「もったいない」という意識を高め、ごみの減量を進めるため、関連教材を作成し子どもたちに食品ロス削減の取組について学ぶ機会を提供します。
- ・ 食品ロス削減について、より高い効果を生むため、「チャレンジ800実行チーム」により市町村と連携し、身近な取組の紹介を行うなど積極的に取り組みます。

### <<トピックス8：ホテルでの食べ残し削減などの取組>>

(株)星野リゾートが運営する軽井沢町のホテルプレストンコートでは、「運営によって生じる廃棄物の単純焼却、埋め立てごみゼロ＝リサイクル率 100%」を目標に定め、2011年にホテル業界として初のリサイクル率 100%を達成しました。

#### <リデュース事例>

- ・ 披露宴で出る食べ残しを減らすため、披露宴メニューの当日選択制を導入し、生ごみを 16%削減しました。
- ・ 通い箱やリターナブルびんを使用し、仕入れで発生する包装ごみを削減しました。



「星野リゾートの環境経営」

(出典:リデュース・リユース・リサイクル推進協議会 HP)

## 2 産業廃棄物のリデュース

産業廃棄物は、事業活動に伴い排出されるものであることから、その排出量は企業活動の動向に左右される部分が大きいです。

不景気の時には、生産量が減少するため、結果的に廃棄物の排出も少なくなる傾向がありますが、一方で好景気の時には、企業活動が活発化し生産量が増加するため、廃棄物の排出も多くなる傾向があります。

ここで目指している産業廃棄物の排出抑制とは、経済活動の縮小を求めているものではなく、廃棄物の再資源化や適正処理の推進などを意味します。

## (1) 排出事業者の自主的な排出抑制

### ア 多量排出事業者の廃棄物の処理計画

#### 【現状と課題】

- ・ 廃棄物処理法は、産業廃棄物の排出量が年1千トン以上（特別管理産業廃棄物は年50トン以上）ある多量排出事業者に対して、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画（処理計画）及び処理計画の実施の状況（実施状況）を都道府県等に提出することを義務付けています。
- ・ 県は、「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」により、多量排出事業者の対象を排出量が年500トン以上の事業者（準多量排出事業者）に拡大しています。
- ・ 県ではこれらの事業者から提出された処理計画と実施状況をインターネットの利用により公表しています。
- ・ 平成26年度は、県内（長野市を除く。）の多量排出事業者及び準多量排出事業者から、472件（排出量：357万1千トン、県の総排出量の約80%）の処理計画が提出されています。

表 4-1-13 処理計画等の提出件数及び排出量の推移

区分		H23 実施状況	H24 実施状況	H25 実施状況	H26 処理計画
産業廃棄物	提出件数（件）	296	327	355	411
	排出量（千t）	3,204	3,309	3,450	3,519
特別管理 産業廃棄物	提出件数（件）	56	64	58	61
	排出量（千t）	48	46	45	52

（平成27年度 資源循環推進課）

#### 【施策の展開】

- ・ 制度の周知に努めるとともに、処理計画の策定・実施に関する指導を通して、排出事業者における排出抑制などの計画的な取組を支援します。
- ・ 提出された処理計画及び実施状況をもとに、年度ごとの排出量の推移や業種別の排出状況の傾向などの分析を進め、排出事業者の減量化に向けた取組に対し、効果的な情報提供を行うなどの支援に努めます。
- ・ 多量排出事業者等は、処理計画等の作成にあたり、計画的な排出抑制の取組に努めるものとします。

### イ 排出事業者の排出抑制

#### 【現状と課題】

- ・ 産業廃棄物実態調査の結果では、「減量化・再利用・再資源化を推進するための取組内容」として、多くの事業者が「産業廃棄物の分別の徹底」及び

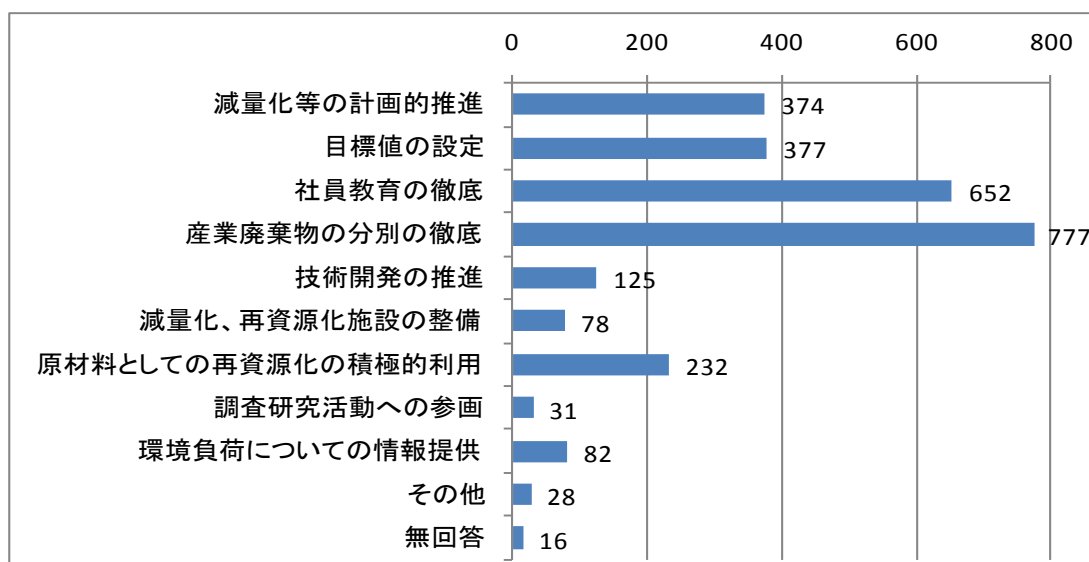
「社員教育の徹底」に取り組んでいると回答しています。

- ・ 拡大生産者責任に対する考え方については、多くの事業者がなかなか取り組めないと回答しています。

#### < 拡大生産者責任 (EPR) >

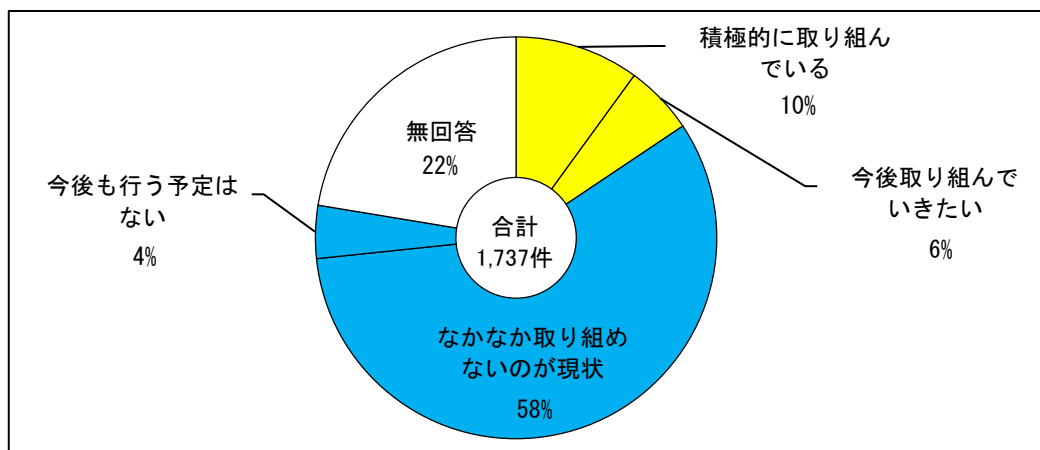
拡大生産者責任 (EPR) とは、使用後の製品回収や再資源化の費用を製品コストとして生産者に負担させる考え方です。製品に加わったコスト削減のため、生産者に環境負荷が少なく再利用できる製品の開発や普及を促し、排出抑制や再資源化を進めます。製品の使用が終わった後まで生産者責任を拡大するので拡大生産者責任と呼ばれています。

- ・ 技術開発の推進、調査研究活動等の高度な知識が必要なもの、排出抑制の効果が表れるまでに時間がかかるものに取り組んでいる事業者は少ない状況です。



(産業廃棄物実態調査)

図 4-1-9 減量化・再資源化・再利用を推進するための取組内容



(産業廃棄物実態調査)

図 4-1-10 拡大生産者責任に対する取組状況について

### 【施策の展開】

- ・ 廃棄物の排出抑制等に関する研修会の開催等により、排出事業者による 3R、拡大生産者責任などに関する取組を支援します。
- ・ 長野県工業技術総合センターにおいては、排出事業者に対する資源生産性向上をはじめとする低環境負荷製造技術等の支援を行います。

### <<トピックス 9 : 製造工程の端材品の商品化>>

長野市にある(株)みすずコーポレーションでは、油揚げや凍り豆腐の製造工程で発生した成形時の端材や成形不良品について、安全性と離水性の課題を製法・原材料の選定からクリアし、これらを活用した商品の開発に成功しました。

商品化を通して、年間 37 トンの豆腐端材の有効利用が行われています。



製造工程で発生した成形時の端材や成形不良品

## <<トピックス 10 : 製品不良廃棄物の削減>>

大町市にある富士電機パワーセミコンダクタ(株)大町工場では、ゼロエミッションの維持などの環境方針のもと、「廃棄物を極力出さない」ことに立ち返り、不良率低減活動を展開しました。技術スタッフと現場の連携や現場の改善グループを中心とした製品不良対策により、2012年度は2010年度に対して、製品不良廃棄物を72%削減しました。

また、製品を洗浄する際に使われる洗浄液の再生利用を推進し、再生液使用比率は2010年度40%から2012年度75%に向上しました。さらに、組立部材の納入方法として、通い箱への切替を推進し、2012年度までに部材全体の70%を通い箱にしました。



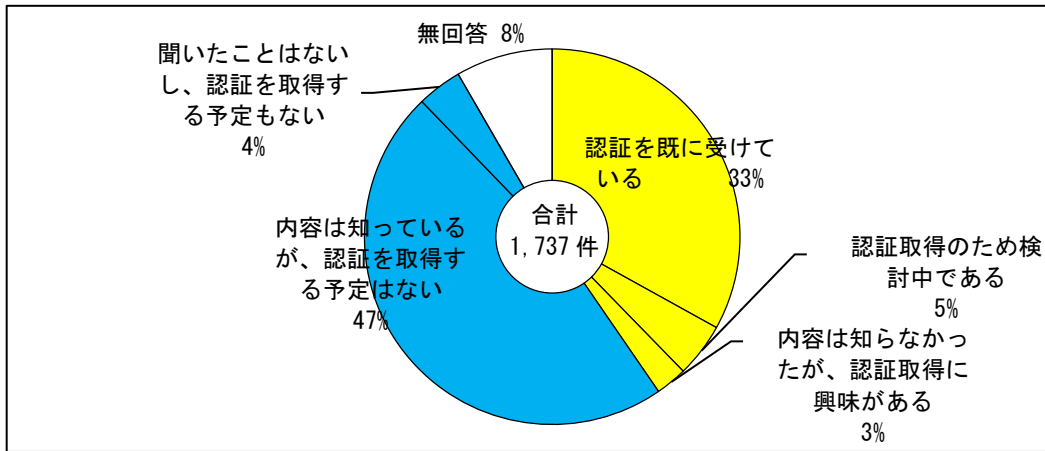
組立部材の納入の様子

## (2) 環境マネジメントシステムの導入

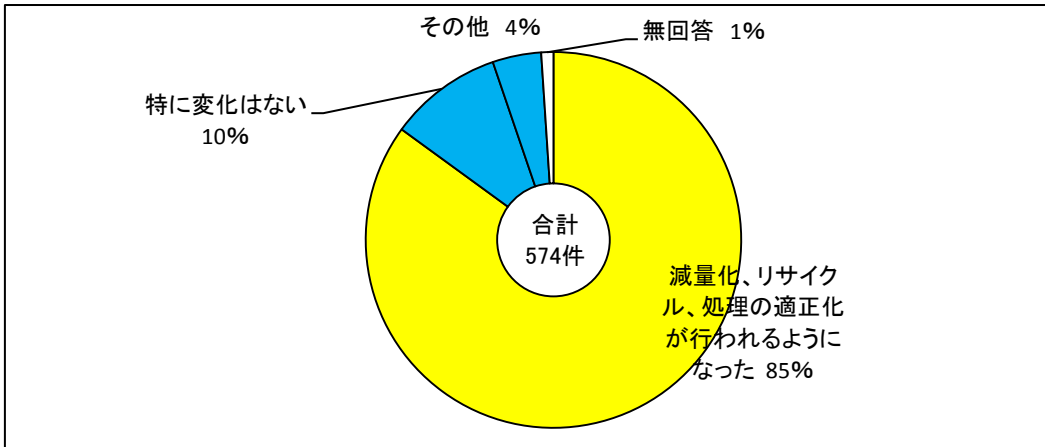
### 【現状と課題】

- ・ 事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定する、国際標準化機構の環境マネジメントシステム（環境ISO14000 シリーズ）やエコアクション21、エコステージ、K E S（環境マネジメントシステム・スタンダード）、地域版環境プログラム（南信州いいむす21 等）などの認証制度があります。
- ・ 環境マネジメントシステムの認証登録の状況は、産業廃棄物実態調査の結果では、約6割が認証を受けていない状況です。
- ・ 環境マネジメントシステムの認証を受けている事業所においては、「減量化、リサイクル、処理の適正化が行われるようになった」とする事業所が85%、「実施意義と効果に満足、今後も継続」とする事業所が91%となっており、認証取得後の効果は高くなっています。

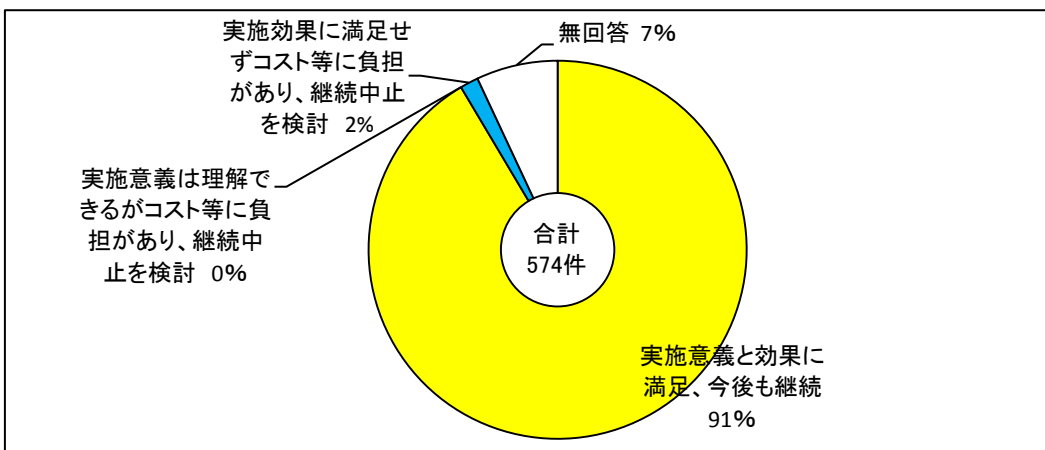
事業者における認証状況等



認証を受けている事業者における廃棄物減量化等の取組



認証を受けている事業者における実施意義等



(産業廃棄物実態調査)

図 4-1-11 環境マネジメントシステムの導入について

- ・ 環境マネジメントシステム導入に向けた経済的インセンティブとして、建設工事の入札参加資格の区分を行う資格総合点数の「新客観点数」において、環境マネジメントシステムを導入している県内に本店を有する建設業者に対し、加点をしています。また、「経営事項審査」においてISO14001が評価対象となっています。
- ・ ISO14001やエコアクション21などの認証制度には、人的・資金的な負担の大小、認知度や商取引での優位性など、それぞれ制度の特徴があるので、費用対効果など事業環境に適した制度導入について検討することが必要です。

#### 【施策の展開】

- ・ 産業廃棄物の循環利用を推進し、環境負荷を低減するため、関係団体と連携しながらISO14001 やエコアクション21 など、事業者の環境マネジメントシステムの導入について普及・啓発を行います。
- ・ 新客観点数の加点及び経営事項審査での評価についての周知を図り、環境マネジメントシステムの導入を推奨します。
- ・ 事業者は、それぞれの制度における費用対効果などを考慮の上、制度導入の検討を行うよう努めるものとします。

### (3) 長野県産業廃棄物 3 R 実践協定

#### 【現状と課題】

- ・ 企業の廃棄物等の環境問題に対する取組は、企業のブランドイメージを高めることとなります。そのため、事業者によっては専門の部署を設置するなど、産業廃棄物の 3 R に積極的に取り組んでいます。
- ・ 県は、産業廃棄物の排出事業者や処理業者と、3 R と適正処理に関して自主的な取組を進めてもらうため、長野県産業廃棄物 3 R 実践協定を結んでいます。
- ・ 平成26年度における長野県産業廃棄物 3 R 実践協定の締結状況は、172者となっています。
- ・ これからの産業廃棄物の 3 R 及び適正処理は、法令の基準を達成するだけでなく、事業者の自主的な目標、取組及び意識の向上が必要となっています。

#### 【施策の展開】

- ・ 事業者向けのセミナー等により長野県産業廃棄物 3 R 実践協定の周知を行い同協定の締結事業者数を拡大するとともに、締結事業者における 3 R の取組水準の向上を図ります。
- ・ 環境負荷の軽減に配慮した事業活動を行う排出事業者の先駆的な優良取組事例を紹介し、排出事業者の排出抑制の意識啓発を図ります。

## <長野県産業廃棄物3R実践協定の概要>

### 1 事業の概要

県と産業廃棄物の排出事業者又は処理業者は、3Rと適正処理の推進に向けた協定を結びます。

排出事業者又は処理業者は、協定に基づき3Rと適正処理に取り組み、県はその取組の状況を広く公表します。

### 2 協定の目的

- (1) 産業廃棄物の3Rと適正処理の一層の推進
- (2) 産業廃棄物の3Rと適正処理に関する県民の理解と信頼確保
- (3) 産業廃棄物処理水準及び意識の向上

### 3 協定のイメージ

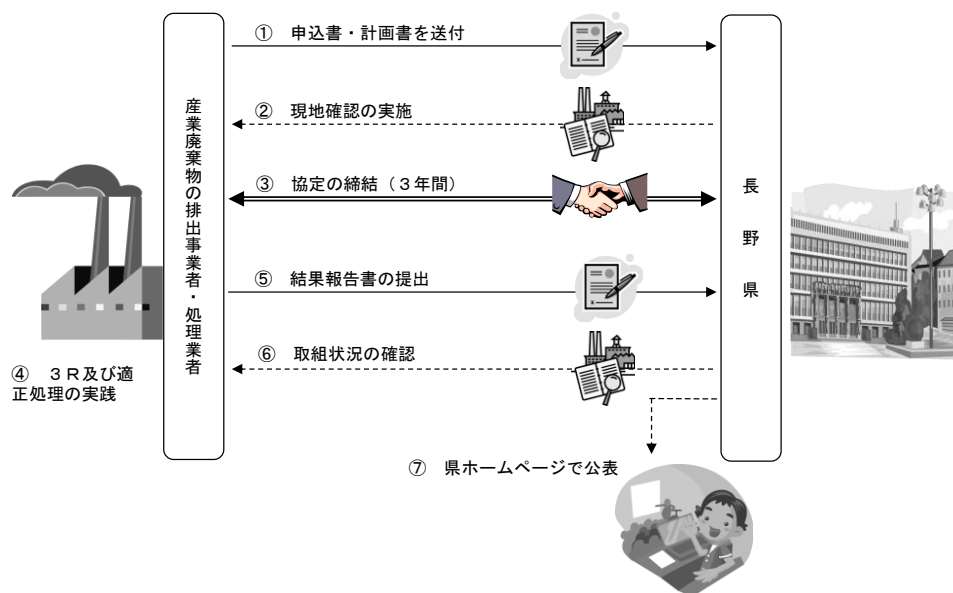




表4-1-14 産業廃棄物3R実践協定締結事業所数

業種区分		締結事業所数				
		H22	H23	H24	H25	H26
排出事業者	製造業	15	15	14	9	9
	建設業	62	82	92	97	106
産廃処分業		25	25	24	23	23
産廃収集運搬業		36	37	38	35	34
合計		138 (115)	159 (135)	168 (145)	164 (142)	172 (150)

( ) 内は業種重複を除く実事業者数

(平成27年度 資源循環推進課)

<<県民の皆様には：～リデュース～>>

- ・ 飲食店や宿泊施設の事業者の皆様は、小盛メニューの提供に協力しましょう。
- ・ 小売店の皆様は、量り売り、少量販売などに協力しましょう。
- ・ マイバッグ等を持参して、レジ袋の削減に協力しましょう。
- ・ 買い物時に、過剰な包装は、断りましょう。
- ・ 食べ残しのないよう食べられる分だけ、買いましょう。  
(作りましょう。注文しましょう。)
- ・ 生ごみは、よく水切りをしてから出しましょう。  
(コンポストなども、利用しましょう。)



## 第2節 使用済み製品の再使用（リユース）の推進

リデュースに向けた取組を実施した上で、購入等した「もの」は、できるだけ廃棄物として排出しないように長く使用し続けることが大切です。

リユースとは、一度使用された「もの」を再び使用することであり、形状をそのまま使用するため、リサイクルに比べ、一般的に新たなエネルギー消費や資源の投入が少ないとされています。

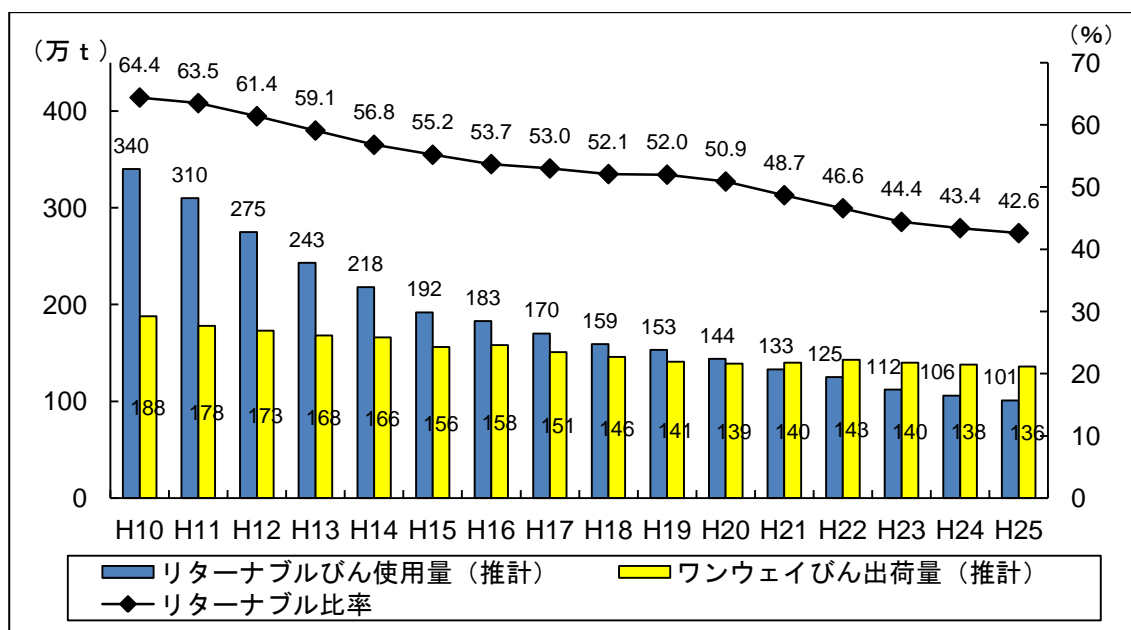
また、リユースの取組は決して珍しいものではなく、日々の生活の中に溶け込んでいるものも多くあります。

### 1 リターナブル容器等のリユース

#### (1) リターナブル容器

##### 【現状と課題】

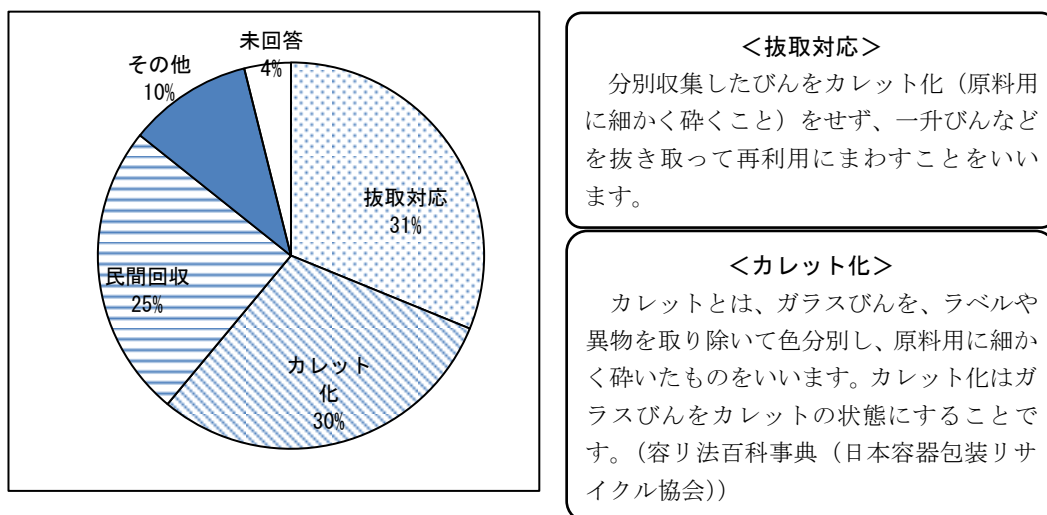
- 一般的に、ビールびん、一升びん、牛乳びんなどのリターナブル容器を繰り返し使うことは、環境への負荷を少なくします。中でも、長野県における学校給食用牛乳びんの使用率は約95%と、全国平均の約24%を大きく上回っています。
- ビールびんの回収率は95%以上となっていますが、アルミ缶等の利用や使用済みびんの返却・回収に手間がかかることなどにより、消費者や生産者がリターナブル容器の使用を控えるようになり、使用量及び利用率は減少傾向にあります。



(出典：ガラスびん3R促進協議会)

図4-2-1 リターナブルびんの利用率（全国）の推移

- ・ 回収方法は、販売店に返却すると保証金が戻ってくる「デポジット（容器保証金）制度」の導入のほか、市町村での回収、選別がありますが、リターナブル容器の抜取対応を行う市町村は少ない状況です。



（平成26年度市町村状況調査（資源循環推進課））

図4-2-2 リターナブルびん抜取状況

### 【施策の展開】

- ・ 環境にやさしいリターナブルびんの利用・返却・回収・再利用が図られるよう周知を図ります。
- ・ リターナブル容器の利用が図られる仕組づくりについて、県内企業と研究します。

《ある日のクルるん（ごみステーション当番編）》



分別がめちゃくちゃ！  
まだまだ使えそうなものまで入っている！

リユース	リサイクル
 <p>酒屋さんや、自治会・学校の資源回収へ持っていけばリターナブルびんとしてリユース！</p>	 <p>雑紙も分別して出せば、再生紙にリサイクル！</p>
	 <p>草や枝葉は、堆肥化して緑のリサイクル！</p>



まだ使えるものはリユース、資源はリサイクル！  
可燃ごみの量も減って、ごみ出しも楽チン！

※お住まいの市町村によって、分別や回収方法が異なりますので、市町村のごみカレンダーなどでご確認ください。

(2) リユース食器

【現状と課題】

- ・ リユース食器は、使い捨てのライフスタイルを見直し、ものを大切に使う心を伝えるリユースの代表的な取組として着目されています。
- ・ 食に関するイベント、スポーツや音楽イベント、学園祭、地域のお祭りなど、食事や飲み物を提供する多くのイベントにおいては、準備、片付け等の利便性から、使い捨ての皿、コップ、箸、スプーン等の食器が利用されています。
- ・ これらの使い捨ての食器は、イベントが終わるとそのまま廃棄され、ごみとなってその多くが焼却されることとなります。
- ・ 一方、近年は、これらの使い捨ての食器の使用を見直し、使い捨てることなく何度も使用できるリユース食器の活用により、ごみの排出を減らす取組が行われています。
- ・ リユース食器は、事業者等が責任を持って食器を衛生的に管理する必要があります。
- ・ リユース食器の貸出をコーディネートする全国的なネットワーク組織もあります。

### <リユース食器>

リユース食器は、使い捨て容器に替えて使用する、洗って再利用（リユース）する食器やカップ、お箸類などの総称です。もともとは、ドイツのサッカー場やイベント会場などで、1990年頃から利用されていました。

リユース食器の使用回数は、条件と頻度によって異なりますが、屋内での使用などでは100回以上使用されている事例もあります。

(環境省「地方公共団体向けリユース食器普及啓発資料」)

### 【施策の展開】

- ・ 食事や飲み物を提供するイベント等においては、できる限り使い捨て食器ではなく、リユース食器を使用し、ごみの排出を削減します。
- ・ 各種イベント等を通じて、リユース食器の活用について、普及・啓発に努めます。

### <<トピックス 11：リユース食器の貸出し>>

長野市にある NPO 法人みどりの市民では、イベント、お祭り、スポーツ大会、会議などで使えるリユース食器の貸出しをコーディネートしています。皿・どんぶり類、カップ類、箸・スプーン類などの貸出しが行われています。



リユース食器啓発のチラシ

### <<トピックス 12：松本市における不用食器のリユース>>

松本市と松本市消費者の会波田地区では、家庭で不用となった食器を回収し、新品や状態の良いものを、食器回収時やイベント時に無料配布しています。

過去8年間で約6トンの食器がリユースされています。



もったいない市の様子

## 2 各主体によるリユース

使用済み製品のリユースを推進することで、一般にはその製品の長期使用・長寿命化につながります。リユースしても、いつかは廃棄物として排出されることとなりますが、製品あたりの使用年数が長くなることで廃棄物の発生量は減少することになります。

また、使用済み製品のリユースを推進することで、温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

使用時にエネルギーを消費する電気製品等については、省エネ性能の向上によって温室効果ガス排出量の削減につながらない場合もありますが、製品のライフサイクルで考えると、使用年数が長くなることによって、新たに製品を製造するために投入される資源が抑えられ、製造から廃棄に至る過程において排出される温室効果ガスの削減につながります。

### 【現状と課題】

#### (1) 身近なリユース

- ・ 家庭等から排出される使用済み製品等のリユースを促進することは、廃棄物の発生量、処分量の削減につながり、廃棄物の収集運搬・処理費用等の低減、最終処分場の延命化につながることが期待されます。
- ・ 書籍、衣類、家具、家電等の使用済み製品のリユースは、リユースショップやインターネットオークションなどで行われていますが、営利の要素があるため、値段が安いものは市場での取引になりにくいこと、都市部に比べて人口が少ない地方においては、リユースショップが少ないことが課題と考えられます。
- ・ リユースの取組は、自らが再使用する場合を除いて、リユース製品の渡し手である提供者と引き取り手である利用者の両方が必要なため、農村部よりも人口密度の高い都市部において普及しているとされています。
- ・ 新製品の所有を前提とするのではなく、中古品の利用や製品の共有も日常生活の中で普通のこととして受け入れていく意識の醸成も必要です。
- ・ リユースイベント、フリーマーケット、不用品掲示板など、住民同士で製品を持ち寄り、受け取るような機会が必要です。
- ・ リユースのさらなる促進のためには、リユースの普及・啓発、住民の意識の醸成、リユース製品の提供者と利用者の増加、修理すれば利用できる製品のための修理場所の増加、リユース製品に係るマーケットの拡大等が必要です。

#### 【家庭等におけるリユース例】

- a テーブルの汚れ拭きは、ティッシュではなく、ふきんを利用
- b 裏面が印刷されていないチラシ等をメモ用紙として利用

- c レジ袋の繰り返し利用
- d シャンプー、リンス等の日用品やボールペンの芯等の文具におけるリフィル（詰替え、補充用の物品）製品の利用
- e ふとんの打ち直しによる繰り返し利用

## (2) 市町村の取組等

- ・ リユースを促進し、住民に対してリユースという選択肢を提供することは、住民サービスの充実とともに、不法投棄の防止、削減にもつながっていくことが期待されます。
- ・ 家庭で不要になった陶磁器やガラス食器類を回収し、無料で配布し、リユースに向かないものは、破碎してリサイクルに回す取組をしている市町村もあります。
- ・ 市町村がリユース事業に関わる場合には、リユースが可能なものかどうか見極められる人材の確保、保管スペースの確保、需給バランスの調整が必要となります。
- ・ リユースの情報交換の場が少ないため、広報誌やホームページでの広報等が必要となります。
- ・ 県外の市町村においては、リユース食器を使うイベントに対して支援する市町村や、学校給食で使われていた食器を貸出し用のリユース食器として活用する市町村もあります。
- ・ まだ使用できるものが粗大ごみとして出されることもあるため、粗大ごみからリユース品を選別し、リユース事業を補完する市町村もあります。持ち込まれた粗大ごみからリユースすることが可能なものを選別し、事業者に販売したり、直接、希望する住民に販売・譲渡したりしています。

### <<トピックス 13：南信州広域連合におけるリユース品の展示、引き取り>>

南信州広域連合の桐林リサイクルセンターでは、住民に再使用が可能なもの（木製家具・雑貨・衣類・本）を持ち込んでもらい、センターに展示し、センターを訪れた人が10点まで無料で持ち帰ることができます。



リユース品の展示の様子

#### <<トピックス 14 : 「エコサポートすざか」の運営等>>

須崎市女性団体連絡協議会は、9つの女性団体から構成され、女性団体が身近なところから環境問題を考えるためにスタートし、リユースをはじめとした次の活動を行っています。

- ・ “もったいない”の発信

リユースできる衣類と食器の回収・提供、毎週土日に資源物の回収、ダンボールコンポストの講習会、マイバッグ持参の啓発などを行っています。

- ・ もったいない市の開催

年1回、リユース品のバザー・フリーマーケットなどを行っています。

- ・ エコ探検隊

小学生を対象とした環境学習を夏休みに行っています。



リユースできる衣類の提供の様子

#### <<トピックス 15 : 松本市における子ども用品のリユース>>

松本市では、家庭で使用しなくなった子ども服、ベビーカー、チャイルドシートなどの育児・子ども用品を無料で回収し、月に1回程度開催する配付会で、希望者に無料配付を行う「松本キッズ・リユースひろば」を実施しています。



配付会の様子

#### <リユースショップ>

リユースショップとは、中古品を取り扱う店舗のことで、「リサイクルショップ」とも言われています。条件に合えば、リユース品（中古品）として買い取ってくれます。リユースは、環境に優しく、家庭の財布にも優しい取組です。リユースショップを賢く、上手に使いましょう。

### (3) 地域・職場の取組等

- ・ リサイクルより優先順位の高い2Rの取組がより進む社会経済システムの構築が必要とされており、リユースについては、リユース製品が広く活用されるとともに、住宅、自動車、書籍等のように、他の製品に係るリユース製品のマーケット等の形成や、リユース製品の提供者と利用者がリユース製品をやりとりすることができる場の形成が求められます。



- ・ 県内の様々な職場においては、以下のような取組をそれぞれの実情に応じ工夫しながら行っています。
  - a 使用済み封筒の再利用  
使用済みの封筒を、組織内でやりとりする際の往復用の封筒として、再利用します。
  - b 不用品の再利用  
不用品が生じた職場から、当該不用品の利用希望の有無について、組織内にメールを配信するなどし、希望する職場に譲渡し、当該職場で利用します。
  - c 社内食堂等のリユース箸の使用  
社内食堂等において、洗って何度も繰り返し使用できるリユース箸を使用します。
  - d 使用済みの裏紙の利用  
使用済みの資料やミスコピー等で、裏面が印刷されていないものを、印刷用紙として利用します。
  - e マイカップ・マイ箸・マイボトルの利用  
リデュースにもつながりますが、マイカップ等を職場に持参し、利用します。

#### 【施策の展開】

- ・ 研修会等の機会を活用し、身近なリユースの取組例を紹介するなどしてリユースの周知を図り、多くの主体において、様々なリユースが行われるよう普及・啓発に努めるとともに、課題等について市町村等とともに研究します。
- ・ 市町村は、リユースの必要性、リユースイベント等の情報について、広報等により周知を図り、リユースの普及に努めるものとします。

## <<トピックス 16：茅野市茅野環境館におけるリユースの取組>>



おもちゃ病院での修理の様子

茅野環境館は、リユース・リサイクルを中心とした情報・交流拠点、環境分野の市民活動拠点施設として茅野市が設置し、NPO法人エコタウンちのが運営し、リユースをはじめとした次の取組を行っています。

### ・ おもちゃ病院

NPO専属のおもちゃドクターが、IC基盤の故障など修理不可能なものを除き、壊れたおもちゃを修理しています。(H25.11～H27.7までの修理実績 持込数：370個、修理数：330個、利用者数：320人)。

### ・ リサイクルショップ

ベッドやタンスなどの大型家具、衣類、食器、雑貨などを無償で引き取り、安価で販売しています。

### ・ チャイルドシートのレンタル

市内在住者を対象に、無料・無期限でチャイルドシートをレンタルしています。(H26年度の貸出実績：102台)

### ・ ゆずりあおう

譲りたい方・譲ってほしい方の品物の状況をホームページに掲載し、仲介しています。

## <<県民の皆様には：～リユース～>>

- ・ 繰り返し使えるリターナブル容器の利用・回収に協力しましょう。
- ・ イベント等において、リユース食器を利用しましょう。
- ・ 詰替え可能な製品を利用しましょう。
- ・ マイ箸やマイボトルを利用しましょう。
- ・ リユースショップを利用しましょう。
- ・ ものを大切にし、できるだけ繰り返し使用しましょう。
- ・ 捨てる前に、もう一度、何かに使えないか考えてみましょう。



## 第3節 適正な再生利用（リサイクル）の推進

リサイクルに向けた取組を実施する場合には、リサイクルにあたっては新たに多くの資源やエネルギーを要することがあることから、環境への負荷を勘案しながら適正なりサイクルに取り組むことが必要です。

### 1 法規制によるリサイクル

国は、大量廃棄型社会からの転換と循環型社会の形成のために、容器包装、食品、建設など、特定の分野ごとに各種リサイクル法を制定し、事業者、国民、行政（国、都道府県、市町村）が、それぞれの役割の下にリサイクルを推進しています。

#### (1) 容器包装廃棄物のリサイクル

##### 【現状と課題】

- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器リサイクル法）は、市町村が分別収集を行い、容器包装の製造業者や商品を販売する事業者に対して、リサイクルを義務付けています。
- ・ 分別収集に係る経費は、市町村の負担とされ、事業者が負担すべき再商品化に係る経費についても、品目ごとに一部が市町村負担となっています。
- ・ 他方で、質の高い分別収集・再商品化を推進するため、異物除去などにかかるリサイクル費用が想定より安かった場合、市町村に対し「合理化拠出金」が支払われる仕組みとなっています。

##### 【施策の展開】

- ・ 分別収集促進計画を定め、容器包装廃棄物の分別収集を推進します。
- ・ 環境にやさしい買い物キャンペーン、長野県政出前講座等の実施により、容器包装廃棄物のリサイクルの周知を図ります。
- ・ 市町村は、分別収集計画を定め、これに従って分別収集を行うよう努めるものとします。

## 容器包装廃棄物の一般的な流れ

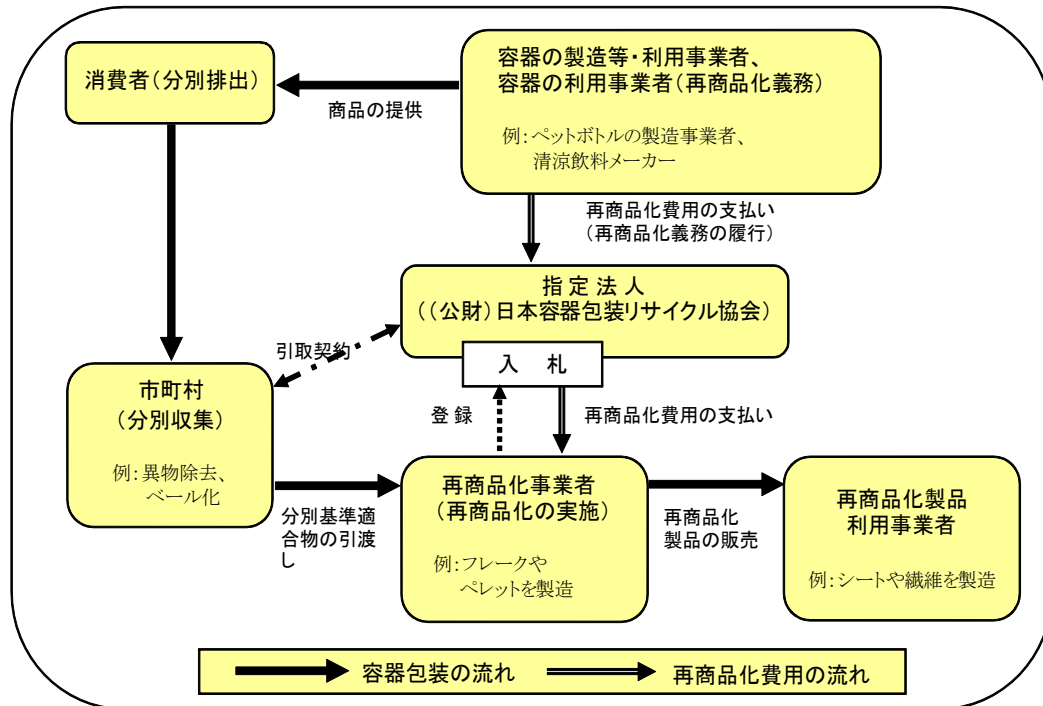


図 4-3-1 再商品化の流れ（指定法人ルートの場合）

## (2) 使用済みの廃家電製品のリサイクル

### 【現状と課題】

- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）の対象機器は、家庭用エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫及び電気洗濯機・衣類乾燥機の4品目です。
- ・ 家電リサイクル法では、対象品目を廃棄する際に、消費者が再商品化等料金を負担することとされており、処理費用の支払を免れるための不法投棄が問題となっています。
- ・ 小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物について、回収体制を構築している市町村は、平成25年度においては41市町村となっています。

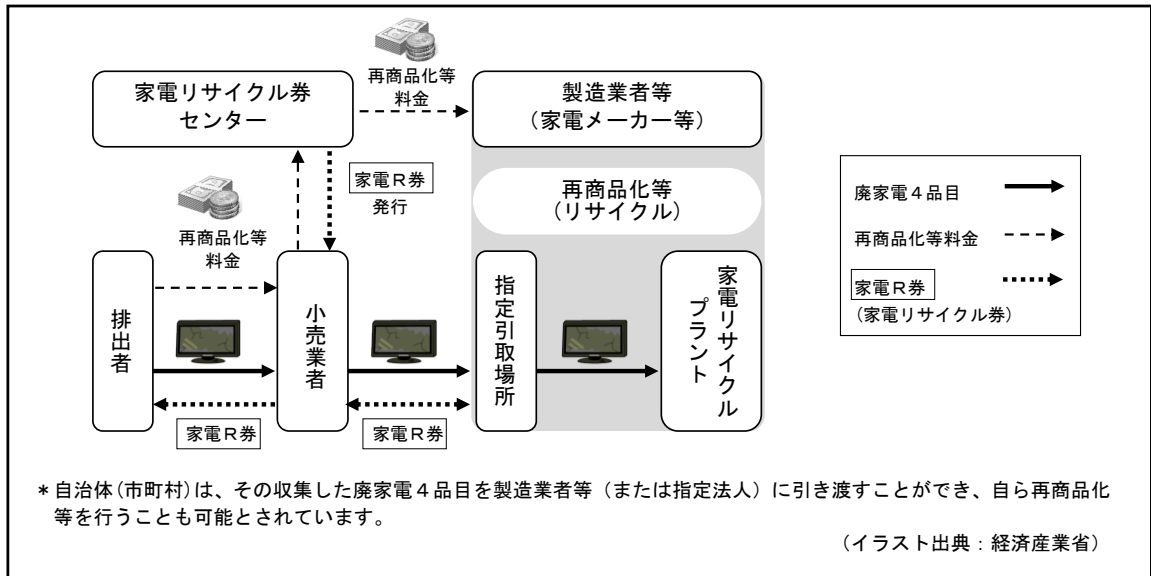


図4-3-2 家電リサイクル法の仕組み

表 4-3-1 指定引取場所における引取台数 (単位：万台)

区 分	H24		H25		H26		
	長野県	全国	長野県	全国	長野県	全国	
エアコン	94	23,592	122	29,607	107	22,252	
テレビ	ブラウン管	427	22,822	426	20,419	401	18,719
	液晶・プラズマ	59	4,919	89	6,978	116	8,470
冷蔵庫・冷凍庫	491	29,194	588	34,327	485	27,754	
洗濯機・衣類乾燥機	410	31,448	502	35,995	447	31,422	
4品目の合計	1,478	111,962	1,727	127,326	1,556	108,617	

(出典：環境省)

※指定引取場所における引取台数の合計であり、排出台数を示すものではない。

※四捨五入してあるため、各欄の和と合計数値が一致しない場合がある。

### 【施策の展開】

- ・ 消費者が対象品目を廃棄物として排出するにあたって、定められたリサイクル料金を支払い、その再商品化が適正に推進されるよう制度の周知を図り、普及・促進に努めます。
- ・ 市町村は、地域の実情を踏まえ、小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器に係る廃棄物についての回収体制の整備に努めるものとします。

## (3) 食品廃棄物のリサイクル

### 【現状と課題】

- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）の対象となる食品廃棄物には食品の流通過程や消費段階で生じる食品の売れ残りや食べ残し、製造、加工、調理の過程において生じる動植物性残さ等があります。
- ・ 食品関連事業者も取組に格差があるとされており、食品廃棄物の再生利用は、食品製造業者においては進んでいます。小売、外食業者においては進んでいません。
- ・ 食品廃棄物の排出量が年間100 t以上の食品関連事業者には定期報告義務があります。

表 4-3-2 食品循環資源の再生利用等実施率の業種別目標設定及び平成 25 年度実績

業種	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
目標	85%	70%	45%	40%
実績	95%	58%	45%	25%

(出典：農林水産省)

### 【施策の展開】

- ・ 事業者等の食品廃棄物のリサイクルの取組が促進されるよう必要な情報の提供に努めます。
- ・ 食品関連事業者は、食品廃棄物の再生利用の推進に努めるものとします。

## (4) 建設系廃棄物のリサイクル

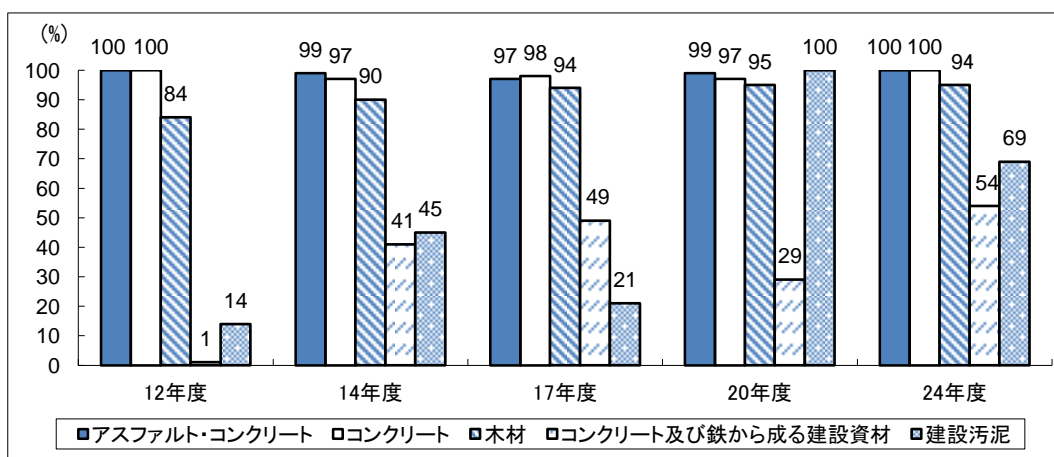
### 【現状と課題】

- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）において、分別、再資源化が義務付けられている特定建設資材は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材並びにアスファルト・コンクリートで、対象建設工事は、建築物の解体工事、新築・増築工事及び修繕・模様替工事並びにその他工作物に関する工事（土木工事等）です。
- ・ アスファルト・コンクリート及びコンクリートは、高い再資源化率となつて

います。

#### <再資源化>

- ・ 資材又は原材料として利用することができる状態にすること
- ・ 燃焼の用に供することができるもの又は可能性があるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること（木材は再資源化が困難な場合には焼却が可能）



(建設副産物実態調査 (国土交通省))

図 4-3-3 建設系廃棄物の再資源化率

#### 【施策の展開】

- ・ 建設廃棄物が適切にリサイクルされるよう制度の周知を図り、普及・促進に努めます。
- ・ 環境所管部局及び建設所管部局によるパトロールを行い、「長野県建設リサイクル推進指針」に基づき、建設廃棄物の適正な処理に関して助言、指導等を行います。

#### (5) 使用済みの自動車のリサイクル

##### 【現状と課題】

- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）に基づく業を行う場合、引取業又はフロン類回収業は、都道府県知事等への登録が必要です。また、解体業又は破砕業を行う場合は、都道府県知事等の許可が必要です。
- ・ 平成26年度末時点で、引取業の登録者数は1,260者、フロン類回収業の登録者数は191者となっています。
- ・ 全国的にエアバッグ類及びシュレッダーダストの再資源化率は、目標値を上

回っており、再資源化への取組が進んでいます。シュレッダーダストの再資源化率の目標値は平成27年度に70.0%に引き上げられます。

＜シュレッダーダスト＞

使用済自動車から、個々に処理の必要な部分及びリサイクル品等を取り除き、残った車体を破碎した後に排出される裁断くずのことをいいます。

表 4-3-3 長野県の登録事業者数と許可業者数（平成 27 年 3 月）

区分	業の区分	業者数		
			長野県	長野市
登録	引取業	1,260	1,067	193
	フロン類回収業	191	162	29
許可	解体業	91	77	14
	破碎業	37	34	3

（資源循環推進課）

表 4-3-4 再資源化目標達成状況の推移（全国）

（単位：％）

品目		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
エアバッグ類	実績	93.2 ～100	93.0 ～100	92.0 ～100	93.0 ～95.0	94.0 ～95.0	-	-
	目標値	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0	85.0
シュレッダーダスト	実績	77.5 ～82.1	79.9 ～87.0	92.0 ～94.0	93.0 ～96.8	96.0 ～97.7	-	-
	目標値	30.0	50.0	50.0	50.0	50.0	50.0	70.0

※メーカーごとの集計のため、都道府県単位の実績値は不明

（出典：経済産業省）

【施策の展開】

- ・ 使用済自動車が適切にリサイクルされるよう業界団体を通じて、制度の周知を図るとともに、関連事業者の登録・許可事務について、適正な運用を行います。



## (6) パソコン、小形二次電池のリサイクル

### 【現状と課題】

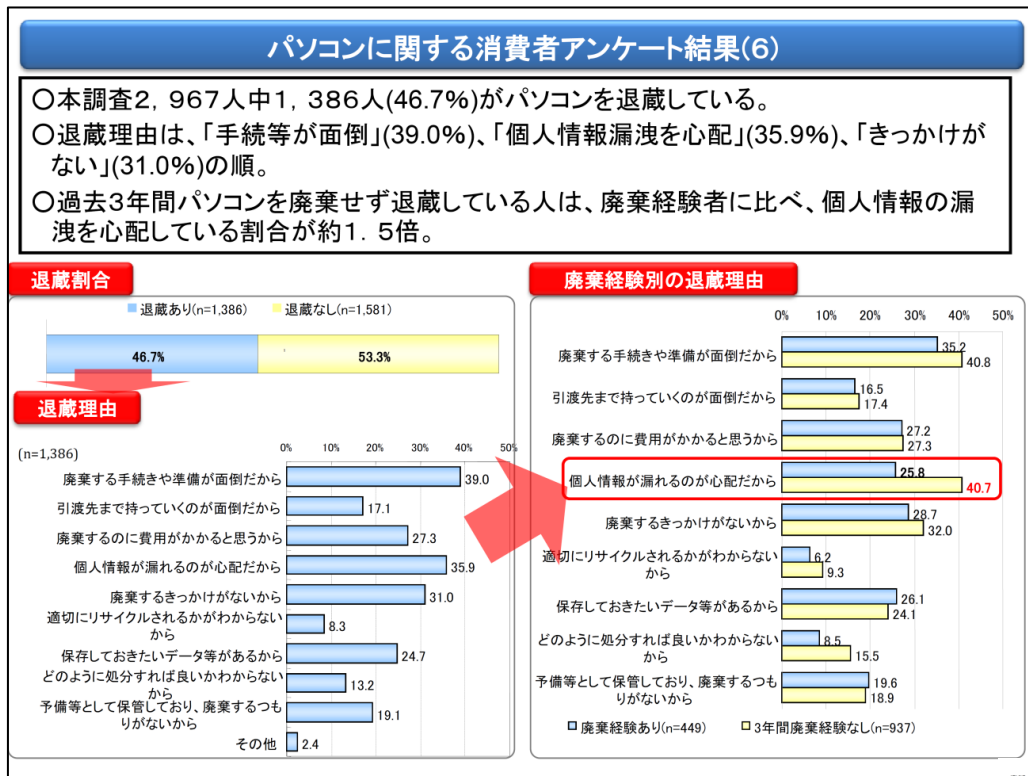
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）は、10業種・69品目（一般廃棄物及び産業廃棄物の約5割をカバー）を対象業種・対象製品として、事業者に対して3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組を求めています。
- ・ 事業系パソコンについては製造及び輸入販売事業者に対して、小形二次電池（ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウム二次電池、小型制御弁式鉛電池）については電池の製造及び輸入販売事業者並びに電池使用機器の製造及び輸入販売事業者に対して、自主回収及び再資源化が義務づけられています。
- ・ 家庭系パソコンについては、製造及び輸入販売事業者に対して、自主回収及び再資源化が義務づけられています。
- ・ 平成25年度のパソコンの回収量は66万9千台、小型二次電池の回収量は2,597トンとなっています。
- ・ パソコンに関する消費者アンケート（経済産業省）によると、使用していないパソコンを退蔵している者が多くみられます。

表 4-3-5 パソコン（事業系と家庭系の合計）及び小型二次電池回収量の推移（全国）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25
パソコン（千台）※ （事業系と家庭系の合計）	678	586	600	611	622	669
小形二次電池回収量（t）	3,257	3,446	3,591	3,053	2,908	2,597

※パソコンの回収実績には、製品リユースのための回収実績が含まれる。

（環境省 HP「資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の実施状況について」）



(出典：経済産業省)

図4-3-4 消費者アンケートによる使用済製品の排出・退蔵実態（平成24年3月）

### 【施策の展開】

- ・ 使用済パソコン等が適正に処理されるよう制度の周知を図ります。

## (7) 使用済み小型家電のリサイクル

### 【現状と課題】

- ・ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）は、市町村が制度の実施の有無や回収品目を決める制度となっています。
- ・ 県内では「既の実施している市町村」及び「平成27年度末までに実施する市町村」が50市町村となっており、全体の65%が同法に基づく取組の実施を予定しています。

表 4-3-6 県内市町村の現状（平成 26 年 8 月）

市町村の意向状況	回答数	
		計
法施行以前から実施	5	27 (35%)
平成 25 年度から実施	12	
平成 26 年度から実施	10	
平成 26 年度中に開始予定	16	23
平成 27 年度以降の開始予定	7	(30%)
未定	27	(35%)

（資源循環推進課）

#### 【施策の展開】

- ・ 市町村ごとに異なる実情を踏まえ、制度導入に資する情報提供に努めます。
- ・ 市町村は、地域の実情を踏まえ、使用済み小型家電についての回収体制の整備に努めるものとします。

## 2 自主的なリサイクル

各種リサイクル法で定めるリサイクルのほかに、県民、事業者、行政（市町村・県）の主体ごとに、様々なリサイクルの取組が自主的に行われています。

県における一般廃棄物のリサイクル率は、住民意識の高さと市町村による努力の結果、全国でも高水準にあります。

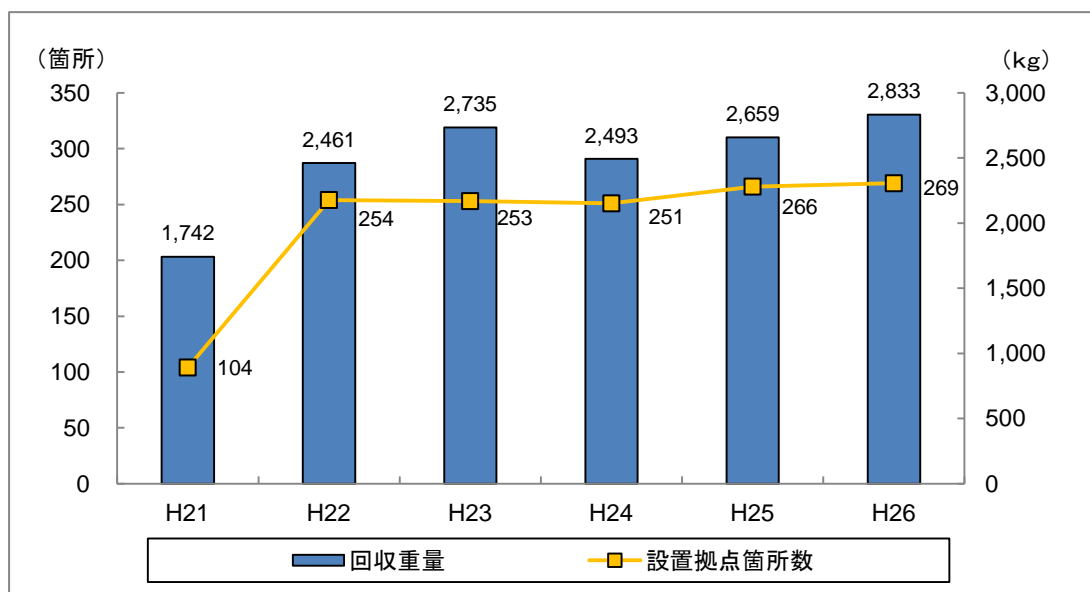
県民がすぐにも参加できるものから、事業者が行う専門的な取組まで、それぞれの自主的なリサイクルを促進します。

### (1) インクカートリッジのリサイクル

#### 【現状と課題】

- ・ 全国で消費されているインクカートリッジは、年間約 2 億個といわれており、そのうち、プリンターメーカー各社の自主回収率は約 10%で、大半が埋立て、焼却等により処分が行われているといわれています。
- ・ 回収後の使用済みインクカートリッジは、カートリッジや分解した部品の再使用等がされています。
- ・ 家庭用インクジェットプリンターの使用済みインクカートリッジを回収し、再資源化を通じて社会に、そして地球環境に貢献したいとの願いから、プリンターメーカー 6 社が「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を展開しており、県も、里帰りサポーターズとして協力しています。
- ・ 県内の回収拠点は、県庁や市町村、郵便局など約 270 か所にのびります。
- ・ 回収実績は増加傾向にありますが、使用済みインクカートリッジの回収をさ

らに広げていくための取組が必要です。



(出典：インクカートリッジ里帰りプロジェクト事務局)

図 4-3-5 長野県内の回収実績及び設置拠点箇所数

### 【施策の展開】

- ・ ホームページ、広報誌、イベント等において、インクカートリッジ里帰りプロジェクトについて周知を図り、回収数の拡大に努めます。

### <<トピックス 17：インクカートリッジ里帰りプロジェクト>>

セイコーエプソン(株)をはじめとしたプリンターメーカー6社(※1)は、循環型社会の構築に向けた取組として、家庭用インクジェットプリンターの使用済みインクカートリッジを共同回収し、回収した使用済みインクカートリッジを、エプソンミズベ(株)(※2)による仕分け作業を経て、再生プラスチックなどとして再資源化しています。

使用済みインクカートリッジは、全国の郵便局や自治体などに設置された回収箱から仕分け拠点に届けられ、各メーカーごとに仕分けされ、戻されます。

※1 プリンターメーカー6社

ブラザー工業(株)、キヤノン(株)、デル(株)、セイコーエプソン(株)、(株)日本HP、レックスマークインターナショナル(株)

※2 エプソンミズベ(株)

社会貢献の大きな柱の一つである、障がい者の雇用創出をはかるため、セイコーエプソン(株)の特例子会社として、1983年に発足したものの。



使用済みインクカートリッジ回収箱

## <<トピックス 18 : キャンパス内の 3 R>>

長野市にある信州大学工学部では、国公立大学として初めて ISO14001 の認証を取得し、環境負荷低下・循環型社会の実現に向けた活動に取り組んでいます。

キャンパス内のごみをルールに従い徹底的に分別し、古紙・缶類のほか、ペットボトルも本体・ラベル・キャップと 3 つに分別し、有価物として業者に売却しています。

環境 ISO 学生委員を中心に学生・教職員・生協職員が一丸となり、常日頃からエコキャンパスを実現しようと努めています。



環境 ISO 学生委員による取組

## (2) 信州リサイクル製品の普及

### 【現状と課題】

- ・ 信州リサイクル製品認定制度は、主として県内で発生した循環資源を利用して、県内の事業所で製造加工された製品のうち、品質や安全性などの基準を満たす製品を県と民間団体で構成する信州リサイクル製品普及拡大協議会が認定する制度です。
- ・ 公共工事の発注にあたって、県ではモデル事業として信州リサイクル製品を使用する工事を選定してその利用に努めています。また、民間での利用を含めた全体の販売実績は増加しています。
- ・ 認定製品数は、平成27年4月末現在53製品（リサイクル製品19、リサイクル資材34）となっています。
- ・ 認定製品を増やし、県等の公共工事での利用のほか、市町村及び民間での利用促進を図る必要があります。



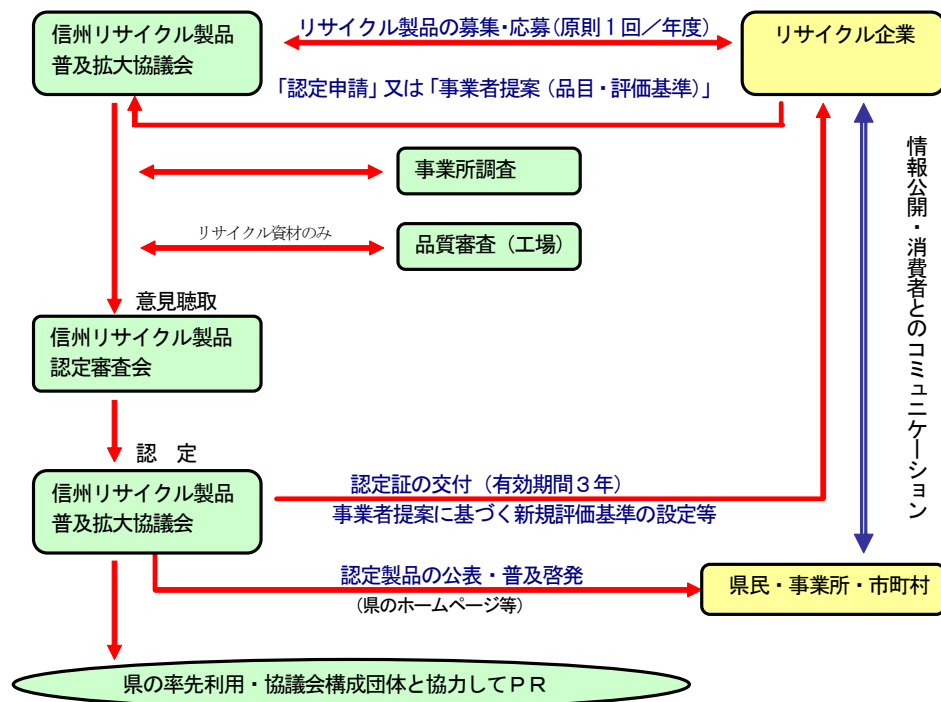


図 4-3-6 信州リサイクル製品の認定までの流れ

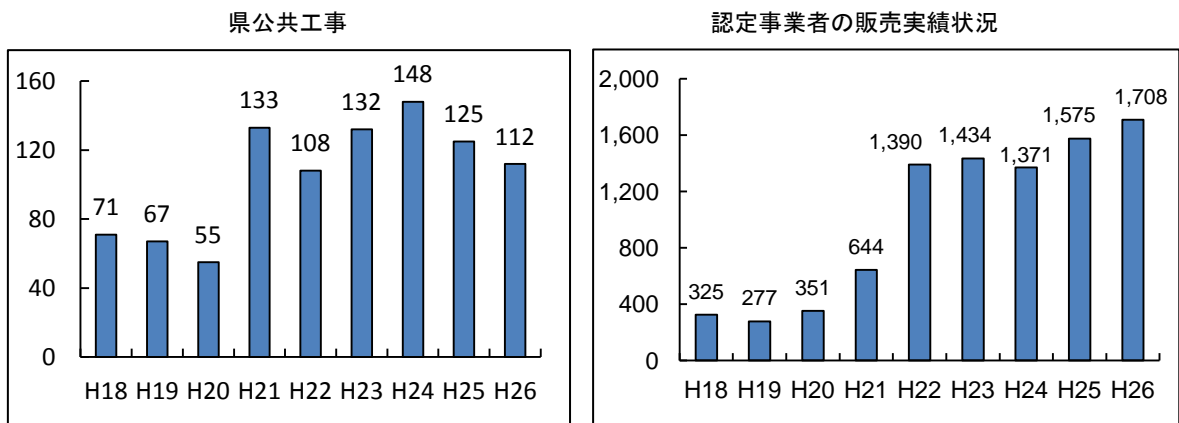
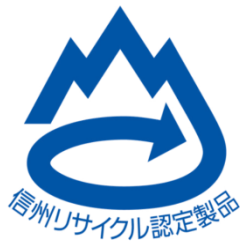


図 4-3-7 信州リサイクル製品の使用実績 (単位: 百万円) (平成 27 年度 資源循環推進課)

**【施策の展開】**

- ・ 認定された製品は、長野県ホームページ等で公表し、製品のPRを行うことにより、広く県民や事業者等へその利用を促します。
- ・ 平成27年度から、制度の運営主体が、県から民間団体も加わった協議会へ移行したことを踏まえ、公共工事だけではなく民間工事での利用の促進を図ります。



#### <信州リサイクル製品認定マーク>

信州のシンボルともいえるアルプスと、  
円の形の矢印でリサイクルを表現しています。

### (3) 県民・事業者・市町村等が取り組むリサイクル

#### 【現状と課題】

- ・ 生ごみ、廃食用油、剪定枝、衣類・古布等のリサイクルなど、県民、市町村、NPO（市民活動団体）、学校、企業等により、様々なリサイクルの取組が行われています。
- ・ 引続きリサイクルに対する意識の向上とリサイクルの取組を広げていくことが必要です。
- ・ 家庭等から出されるごみのうち、リサイクルが可能な小紙片等の雑紙や容器包装プラスチック等が可燃ごみとして出されることもあります。

#### 【施策の展開】

- ・ 市町村等の取組を把握し、優良事例の紹介や技術情報の提供等を行い、市町村等の主体が取り組む様々なリサイクルを促進します。
- ・ “チャレンジ800” 実行チームなどの全県における様々な取組の機会を通じて、リサイクルについての取組を促進します。
- ・ 市町村は、住民等に対して、においや汚れのある紙等を除き、雑紙等は資源として排出するよう周知・啓発に努めるものとします。

#### <<トピックス 19：木曽広域連合における生ごみのリサイクル>>

木曽広域連合では、生ごみを分別収集し、郡内2箇所の民間施設で堆肥化を行っています。約3か月かけて全量がリサイクルされ、有効利用されています。



生ごみ分別収集の様子

### <<トピックス 20 : 松本市における不用食器のリサイクル>>

松本市と松本市消費者の会波田地区では、家庭で不用となった食器を回収し、リユースできない食器については、新しい食器の原材料として活用しています。過去8年間で約58トンの不用食器がリサイクルされています。



対面回収の様子

### <<トピックス 21 : 下諏訪町における24時間対応のリサイクルステーション>>

下諏訪町では、町立図書館横の古布収集ボックス設置に引き続き、下諏訪駅近くの町有地に、24時間対応のリサイクルステーションを設置しました。家庭からの古紙類、古布類などを回収し、リサイクルの推進を図っています。



古布収集ボックス

### <<トピックス 22 : 諏訪市における草専用ごみ袋の配布>>

諏訪市では、家庭からの可燃ごみの減量を目的として、草専用のごみ袋を配布しています。家庭から出る草は、可燃ごみとは別に回収の上、全量が堆肥化され、有効に利用されています。



草専用ごみ袋



## <<トピックス 23 : 63 分別によるゼロエミッション>>

富士見町にあるカゴメ(株)富士見工場では、生産活動により排出される不要物の99%以上の再資源化(ゼロエミッション)を達成しています。

発生する不要物は主に、資材運搬のための容器包装、製品検査で発生したペットボトルや紙パック、野菜搾汁後の残さです。これらを63種類に分別することにより、その先の再資源化の幅が広がり、ゼロエミッション達成の要因になっています。過去10年間で約40%の不要物が削減されています。

The image shows a spreadsheet titled "工場不要物管理 (1)「ゴミの捨て方一覧表」を作成". The spreadsheet lists various types of waste and their disposal methods. The columns include waste type, disposal method, and disposal location. The table is organized into several sections, with the first section listing waste types and their disposal methods.

No.	不要物の名称・名称	処理方法	処理先・処理先
1	資源物(紙類)	資源物として処理する	資源物処理場
2	資源物(プラスチック)	資源物として処理する	資源物処理場
3	資源物(金属)	資源物として処理する	資源物処理場
4	資源物(ガラス)	資源物として処理する	資源物処理場
5	資源物(木材)	資源物として処理する	資源物処理場
6	資源物(繊維)	資源物として処理する	資源物処理場
7	資源物(油類)	資源物として処理する	資源物処理場
8	資源物(その他)	資源物として処理する	資源物処理場
9	燃焼物(紙類)	燃焼処理	燃焼処理場
10	燃焼物(プラスチック)	燃焼処理	燃焼処理場
11	燃焼物(金属)	燃焼処理	燃焼処理場
12	燃焼物(ガラス)	燃焼処理	燃焼処理場
13	燃焼物(木材)	燃焼処理	燃焼処理場
14	燃焼物(繊維)	燃焼処理	燃焼処理場
15	燃焼物(油類)	燃焼処理	燃焼処理場
16	燃焼物(その他)	燃焼処理	燃焼処理場
17	埋立物(紙類)	埋立処理	埋立処理場
18	埋立物(プラスチック)	埋立処理	埋立処理場
19	埋立物(金属)	埋立処理	埋立処理場
20	埋立物(ガラス)	埋立処理	埋立処理場
21	埋立物(木材)	埋立処理	埋立処理場
22	埋立物(繊維)	埋立処理	埋立処理場
23	埋立物(油類)	埋立処理	埋立処理場
24	埋立物(その他)	埋立処理	埋立処理場

カゴメ(株)富士見工場「ゴミの捨て方一覧表」

(出典：リデュース・リユース・リサイクル推進協議会 HP)

### (4) ごみの分別収集

#### 【現状と課題】

- 市町村は、資源ごみについて、一般廃棄物処理計画に分別区分等を定め、計画的な分別収集に取り組んでいます。しかし、収集する資源ごみの種類及び分別の区分など実施方法は、集積場所の確保、他のごみの収集回数との関係、収集した資源ごみの再生施設の有無や、住民協力の得やすさ、地域における再生品市場の状況などにより、市町村により異なります。
- 平成25年度における県内の市町村の分別数は平均16.4となっており、全国でも4番目に多い分別数となっています。
- 生ごみの資源化について制度化している市町村は、平成25年度において約2割となっています。
- 家庭や事業所から排出されるごみを資源化するためには、なるべく排出する段階で再生利用に配慮した区分で分別することが必要です。
- 別荘地や観光地等においては、ごみの適切な分別に関する分かりやすい表示等、情報の提供方法に配慮する必要があります。

#### 【施策の展開】

- 市町村における資源ごみの分別収集は、ごみの再生利用を進める上で有効な方法であるばかりでなく、ごみに対する排出者の意識を高め、排出抑制にもつながることから、地域の実情に応じた方法による分別収集やその利活用について、先進事例の紹介等情報提供を行い、課題等について、市町村とともに研究

します。

- 生ごみからの堆肥を緑化活動につなげるなど身近なところから取組を広げ、将来的な食品リサイクルループ構築の土台作りをしていきます。

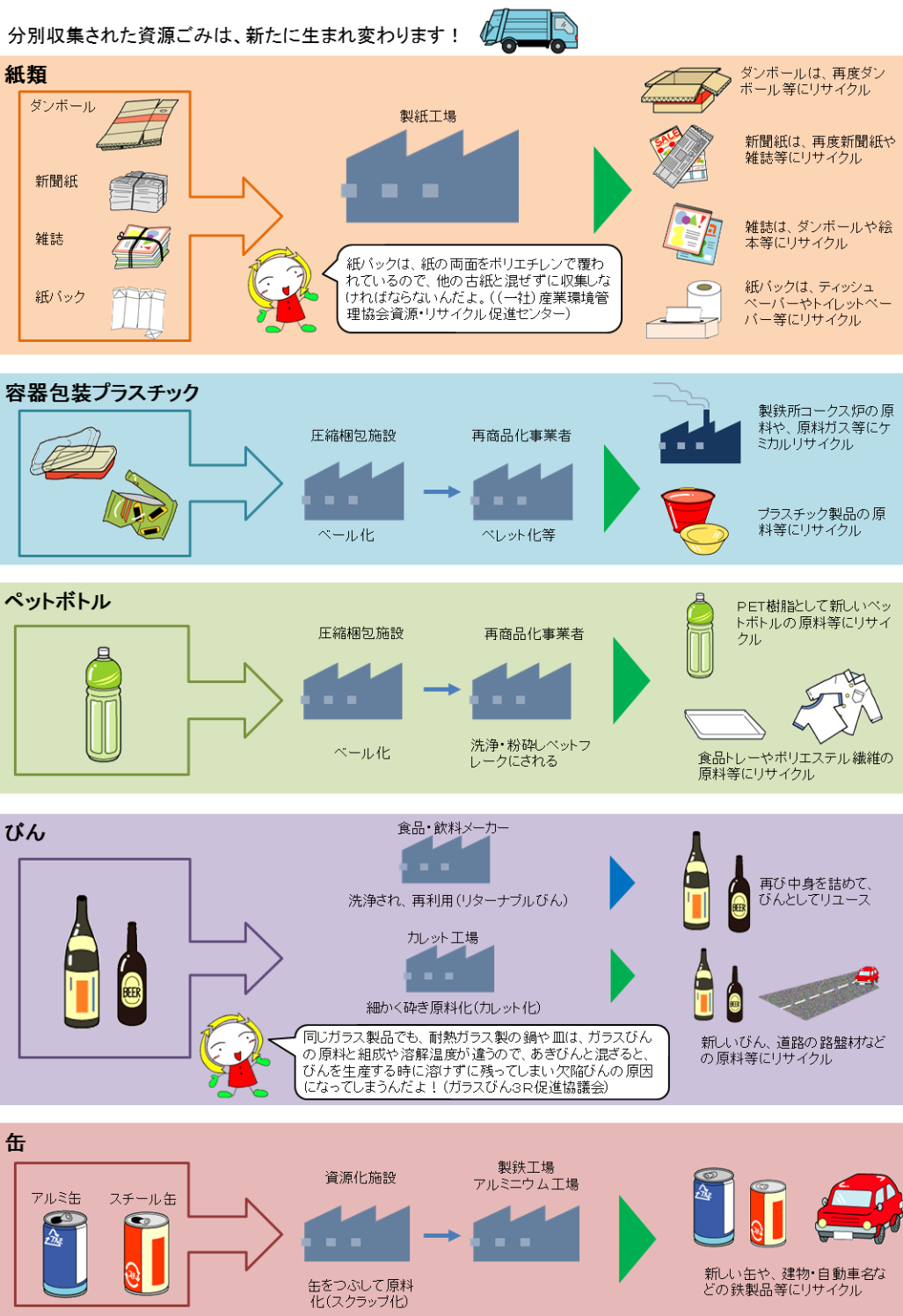


図 4-3-8 資源ごみの再資源化の流れ

#### ＜高齢者等に対する支援＞

高齢等になると、体力や判断能力が低下して、市町村において定められたごみの分別が難しくなったり、ごみ出し自体が難しくなったりすることがあります。

また、ごみ出しが難しくなったことにより、家の中に、ごみがどんどん増えてしまう状態となるおそれもあります。

自力でのごみの分別や排出が難しくなってきた場合には、福祉担当部局との連携により、ホームヘルパーの活用や直接住んでいる住宅における収集を行う戸別収集などの対応が考えられます。

### (5) 廃棄物のエネルギー利用の推進

#### 【現状と課題】

- ・ 生ごみ、農業系廃棄物、木くず、し尿処理汚泥、浄化槽汚泥等の廃棄物バイオマスの利活用（発電、熱回収等）は、天然資源の消費の抑制、循環型社会の形成だけでなく、温室効果ガスの排出削減により、地球温暖化対策に資することにもなります。
- ・ 廃棄物バイオマスの利活用については、生ごみ等からメタン回収を行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、間伐材等の木質ペレット化、有機性汚泥等の固形燃料化などがあります。
- ・ 生ごみ等から回収したメタンを活用したバイオガスによる発電等については、環境負荷低減、エネルギー回収、残渣利活用、経済性の向上などのメリットが挙げられています。
- ・ 市町村等の焼却施設のうち、平成 25 年度において、廃棄物を発電利用している施設は 4 施設あり、熱利用している施設は 17 施設あります。

#### 【施策の展開】

- ・ 廃棄物バイオマスのエネルギー利活用について、先進事例や最新の知見等を収集し、市町村等への情報提供に努めます。
- ・ 廃棄物バイオマスのエネルギー利活用にあたっては、その利活用が廃棄物としての不適切な取扱いとならないようその適正処理の確保に努めます。
- ・ 市町村等は、生ごみ等の廃棄物については、飼料化、堆肥化のほか、廃棄物バイオマスのエネルギー利活用に向けて、メタンガス化、BDF（バイオディーゼル燃料）化等の処理方法の中から、地域の特性に応じた適切な再生利用等の実施又はこれらの研究等に努めるものとします。

〈〈県民の皆様に：～リサイクル～〉〉

- ・ お住まいの市町村のルールにしたがって、分別してごみを出しましょう。
- ・ トレー等の容器包装の汚れは、洗って出しましょう。
- ・ ペットボトルの空容器は、ラベルをはがして出しましょう。
- ・ 家庭用のエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等の家電4品目は、廃棄時に再商品化等料金を支払いましょう。
- ・ パソコンやニカド電池等の小形二次電池の廃棄にあたっては、製造業者等による回収・再資源化に協力しましょう。
- ・ 回収拠点における使用済みインクカートリッジの回収に協力しましょう。
- ・ リサイクル製品を、できるだけ利用しましょう。



## 第4節 環境教育等の推進

廃棄物処理問題の多くは、大量生産・大量消費というライフスタイルに起因するところが大きいことから、廃棄物の排出抑制、再使用等について、県民を対象とした廃棄物処理施設の見学や出前講座などによる啓発等に努めることが大切です。

### 1 環境教育・環境学習等

#### 【現状と課題】

#### (1) 施設見学、リサイクル体験

- ・ 市町村等の廃棄物処理施設では、住民にごみ処理の状況を知ってもらい、ごみの分別収集や減量化を図るとともに、ごみ処理に対する意識を高めてもらうため、積極的な施設見学の受入れや、リサイクルを体験する講座・教室を開催しています。
- ・ 施設見学等を行っている市町村は 22 市町村、出前講座等を行っている市町村は 42 市町村となっています。

表 4-4-1 市町村ごみ減量化施策取組状況（平成 27 年 5 月 1 日現在）

項目	実施市町村数
施設見学等	22
出前講座・説明会等	42

（資源循環推進課）

#### (2) こども記者体験（県庁見学）と長野県政出前講座

- ・ 社会見学の小学生を対象に県が実施している「県庁見学」では、「こども記者体験」のテーマを「みんなでごみをへらそうよ！めざせごみ減量日本一！」として、体験学習を通じた普及・啓発を行っています。（平成 26 年度実績：6 校、54 名）
- ・ 県内に在住・在勤・在学しているグループから依頼があった場合に、県職員が直接出向いて施策等について説明する「長野県政出前講座」では、「ごみの減量化・リサイクル、廃棄物処理」をテーマに、循環型社会に向けての法制度や廃棄物処理の現況、県及び市町村の取組、県民や事業者の方に取り組んでいただきたいことなどについて説明し、環境への理解を深めてもらっています。

#### (3) 環境美化教育優良校等表彰

- ・ （公社）食品容器環境美化協会は、空缶等の散乱防止・リサイクルの実践教育に優秀な成果を上げている小・中学校を表彰することにより、環境美化教育を奨励し、地域の環境美化を推進しています。

(4) 産廃夏休み親子体験教室

- ・ (一社)長野県資源循環保全協会は、子どもたちの環境を保全する心を育成する一助として、産業廃棄物の種類、量、処理の流れを実際に親子で見聞し学習する「産廃夏休み親子体験教室」を開催しています。
- ・ 水がきれいになる実験や、排出事業所、中間処理施設及び最終処分場の見学を通して、産業廃棄物処理の大切さなどを学んでいます。

(5) 長野県循環型社会推進大会

- ・ 環境問題に関する理解を深め、ごみの減量・リサイクル推進を呼びかけ、県民一人ひとりの実践活動の推進を図るため、県と信州豊かな環境づくり県民会議は「長野県循環型社会推進大会」を開催しています。

(6) 環境にやさしい買い物キャンペーン

- ・ 環境負荷の低減に資する商品やサービスの普及を図り、県民の環境に配慮した消費生活の実践を促進するため、県と信州豊かな環境づくり県民会議は「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施しています。

(7) 環境保全に係るポスター及び標語

- ・ 信州豊かな環境づくり県民会議や近隣都県と連携し、3Rやごみ散乱防止などの環境保全への理解や関心を高めるため、広くポスターや標語を募集し、これらのポスターや標語を啓発活動等に活用して、県民一人ひとりの環境保全への取組を推進しています。

**【施策の展開】**

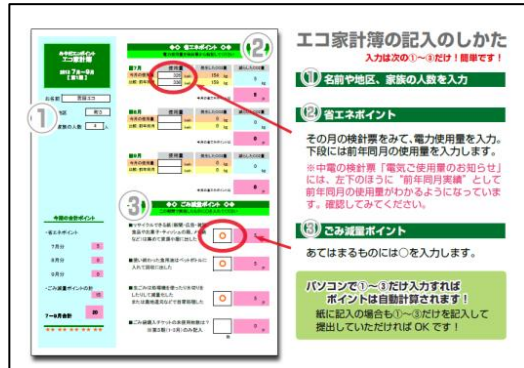
- ・ ごみの排出抑制、再使用等についての意識の向上を図るため、あらゆる年代に対する環境教育・環境学習の機会の充実に努めるとともに、キャンペーンやイベント等を通じた啓発活動を進めます。
- ・ 市町村、教育関係機関と連携し、環境等に係る持続可能な開発のための教育(E S D)の考え方等も踏まえ、児童・生徒等の次世代を担う子ども達への教育から生涯学習に至るまで幅広く環境教育・環境学習を推進します。

## <<トピックス 24：宮田村における「みやだエコポイント」事業>>

宮田村では、省エネやごみの減量などをポイント化して、楽しみながらエコ活動に参加する「みやだエコポイント」事業を実施しています。

専用のポイントシート「エコ家計簿」により自己申告すると、計算されたポイントに応じて最大3,500円分（3か月ごとに20ポイントに達すると500円分、全期間の上位20人には2,000円分）の村内で使える商品券が贈呈されています。

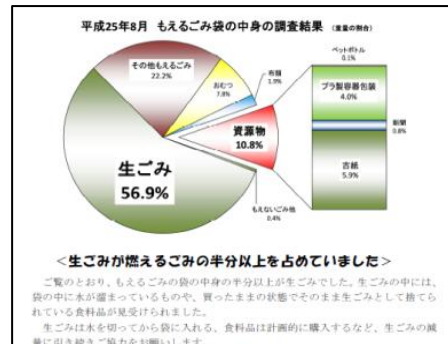
ごみ減量ポイントは、リサイクル可能な紙の回収、使用済みの食用油の回収、生ごみの水切り減量化の取組に応じて、それぞれ付与されています。



エコ家計簿の記入のしかた

## <<トピックス 25：飯山市における分析データ活用の取組>>

飯山市では、市民から排出される一般廃棄物について、月別の排出量や排出されたごみの種類（例・生ごみ）などの分析を行い、その情報をエコパーク寒川でのイベントなどの機会を通じて市民に公表し、廃棄物削減のきっかけとしてもらうよう取り組んでいます。



飯山市もえるごみ袋の中身の調査結果

## <<トピックス 26：茅野市における環境教育への取組>>

茅野市では、市民の意見をまちづくりに反映させるため、市民と行政が一体となった「パートナーシップのまちづくり」を進めています。環境団体「美サイクル茅野」は、茅野市の美しい環境を残していくために活動している市民団体の一つで、資源物の分別収集などのごみ減量化の取組や一斉清掃などの環境美化活動を行い、さらに環境教育副読本「私たちのくらしと環境」を茅野市とともに製作し、市内の小学4年生に配付するなど環境教育に積極的に取り組んでいます。



環境教育副読本  
「私たちのくらしと環境」

## <<トピックス 27：地域での環境教育・啓発活動>>

・東御市にある(有)三井金属では、環境教育・地球温暖化対策を推進するため、家庭・小中学校・企業・NPO・行政が連携し、小中学生が家庭において省エネルギーに取り組む「Kids' ISO 14000 プログラム」に積極的に協力しています。また、小中学生の施設見学を広く受け入れています。



施設見学の様子

・上田市にある小柳産業(株)では、廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進のため、小学生の施設見学受入れ、学校・事業者への出前授業を積極的に行っています。



出前授業の様子

## 2 環境美化活動

### 【現状と課題】

#### (1) きれいな信州環境美化運動

- ・散乱した空き缶等を収集する美化清掃活動、ごみの持ち帰り運動及び空き缶等散乱防止啓発運動の輪を県民運動として広げ、観光地を含めた環境美化運動や啓発活動を推進し、年間を通じて長野県全体をきれいにする運動を展開しています。
- ・「ごみゼロの日」統一美化キャンペーン及びきれいな信州美化キャンペーンにおける平成26年度の参加者数は、約26万人となっています。



表 4-4-2 平成 26 年度きれいな信州環境美化運動の実績

キャンペーンの名称	「ごみゼロの日」統一 美化キャンペーン	きれいな信州美化 キャンペーン
実施期間	4月1日～6月5日	9月24日～10月1日
空缶等回収参加者数	196,869人	48,075人
回収量	208.7t	31.1t
街頭啓発参加人員	14,579人	2,240人

(資源循環推進課)

## (2) アダプトシステム・愛護活動

- 平成 15 年度から「信州ふるさとの道ふれあい事業」としてアダプトシステムを本格的に実施しており、平成 27 年 3 月末現在、303 団体が道路の里親として活動しています。この取組は、以前から各地で行われてきた道路愛護活動を一歩進めた形の活動として、住民と行政の協働・連携による道路の維持管理活動の推進に大きな役割を果たしています。
- 平成 24 年度からは、花苗や必要な物品等を提供し、里親を支援していただく企業等をサポーターとして登録する制度を開始し、平成 27 年 3 月末現在、12 団体が登録しています。
- 河川についても、地域住民団体が県に登録し、「河川愛護活動」として清掃等の活動を行っており、平成 26 年度は 932 団体、延べ約 17 万 3 千人の方々が活動しています。

### <アダプトシステム>

アダプトとは「養子縁組をする」という意味です。住民が道路などの公共スペースを養子のように愛情をもって面倒を見る（清掃・美化）ことから命名されました。

地域住民団体、個人、企業又は学校が道路の里親となり、里親・市町村・建設事務所による三者協定に基づいて、里親はボランティアで美化活動等を実施し、市町村・建設事務所は里親の活動を支援します。

### 【施策の展開】

- 県及び市町村は、県民が一体となっておみの散乱のない美しい環境づくりに取り組み、ごみの排出抑制、適正処理等について意識の向上を図るため、観光地も含めた環境美化活動、啓発活動等を推進します。

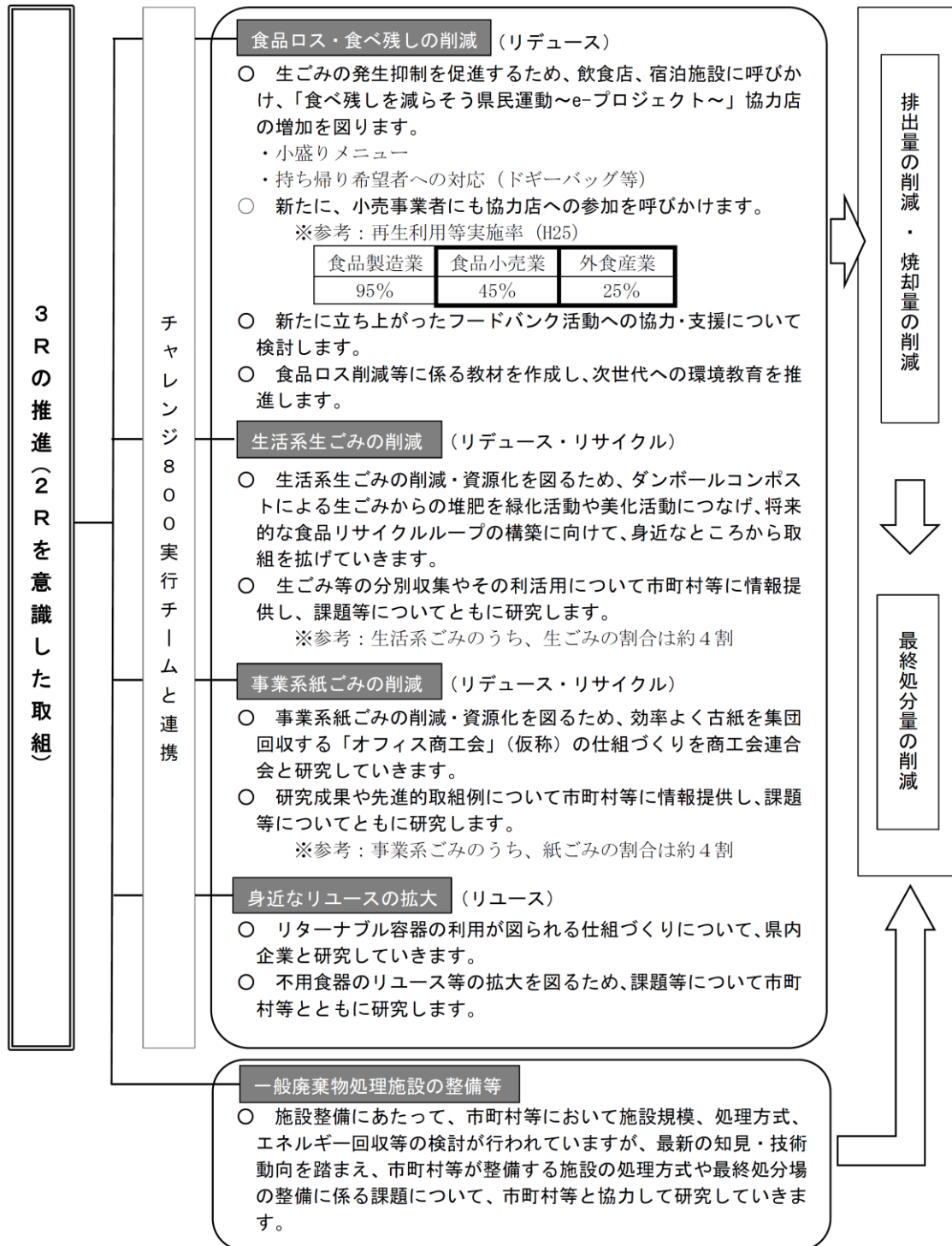
〈〈県民の皆様に：～環境教育等の推進～〉〉

- ・ 地域等で行われる環境美化活動に参加しましょう。
- ・ 環境イベント等に参加し、地球環境保全の意識を高めましょう。
- ・ より環境負荷の少ないライフスタイルに協力しましょう。



## 第5節 当面する課題への取組

地域等の実状により優先する課題は様々ですが、中でも多くの市町村等にとって課題と考えられる一般廃棄物に係る次の事項について、市町村等とともに、廃棄物の削減等に取り組んでいきます。



## 第6節 取組指標

廃棄物処理計画（第4期）の数値目標については、第2章において一般廃棄物及び産業廃棄物の総排出量を掲げました。

これらの目標に加え、本計画における施策を進めるため、国の基本方針に即し、次の事項を「取組指標」とし、市町村等とともに取り組んでいきます。

表 4-6-1 一般廃棄物等に係る取組指標

区 分	単位	H25 年度 実績値	H32 年度 目標値	備 考
一般廃棄物				
最終処分量	千 t	58	51	
再生利用率	%	24.7	24.3	
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ※	g	424	390	
産業廃棄物				
最終処分量	千 t	81	78	
再生利用率	%	33.2	32.2	
その他				
家庭から排出される食品廃棄物に占める食品ロスの割合を調査したことがある市町村数	市町村数	2	9	H30 年度 目標値
家電リサイクル法の小売業者の引取義務外品の回収体制を構築している市町村の割合	%	53	100	H30 年度 目標値
小型家電リサイクル法の使用済小型電子機器等の再生のための回収を行っている市町村の割合	%	22	80	H30 年度 目標値

※「家庭系ごみ」＝「生活系ごみ」－「集団回収量」－「資源ごみ」－「直接搬入ごみのうち資源として利用されるもの」

※1人1日当たりの排出量を算出する際に用いる総人口には外国人人口を含まない。

## 第5章 廃棄物の適正処理の推進

### 第1節 廃棄物の適正処理の確保

排出抑制、再使用、再生利用に取り組んだ上で、排出される廃棄物については、適正に処理する必要があります。

一般廃棄物については、市町村が、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における廃棄物を収集、運搬、処分することとされており、産業廃棄物については、事業者が自らの責任において、焼却その他の中間処理、埋立処分等の方法により、適正に処理しなければなりません。

#### 1 廃棄物の適正処理の確保

##### (1) 一般廃棄物の適正処理の確保

###### 【現状と課題】

###### ア 在宅医療廃棄物の処理

- ・ 在宅医療に伴って排出される在宅医療廃棄物は一般廃棄物であるため、市町村に処理責任があるとされています。
- ・ 在宅医療廃棄物の中には、感染性のあるもの又は注射針等の鋭利なものが含まれることから、適正な処理体制を確保する必要があります。環境省は、在宅医療廃棄物の適正処理を進めるために「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を作成しています。

###### イ 不用家電品等の無料回収

- ・ 一般家庭等から排出される不用家電品等を無料で回収する業者の中には、廃棄物処理法及び家電リサイクル法に抵触する疑いのあるものも見られます。
- ・ 無料回収業者に対しては、国の通知に基づき、適正処理について適切な指導を行うとともに、回収物（廃棄物）を残置したまま撤退することのないよう当該業者に対し、継続的に監視を行う必要があります。
- ・ 排出者（住民等）に対しても、無許可の無料回収業者を利用しないよう、周知を図る必要があります。

表 5-1-1 無料回収業者立入検査状況

調査実施時期	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
箇所数	121	116	85	103

(平成 27 年度 資源循環推進課)

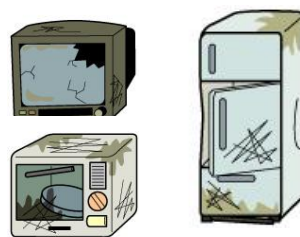
**不用家電品・粗大ごみの処分に「無許可」の回収業者を使わないで！**

空き地で回収



チラシを配布

**不用品・粗大ごみ 何でも回収！**



**不用品回収は ☎0120-**

- ☆家庭からの廃棄物を回収するには、市町村の「一般廃棄物処理業許可」や委託が必要です。しかし、空き地などで見かけることのある不用家電品などの無料回収、配付されるチラシの多くが無許可の違法業者によるものです。
- ☆無許可の違法業者に出すと、多くが不法投棄や不適正な処理をされ、有害物質の環境への放出などの環境汚染につながってしまいます。

**【施策の展開】**

**ア 在宅医療廃棄物の処理**

- ・ 環境省が作成した手引きに沿った取組が行われるよう状況を把握しながら市町村に対して助言等を行います。

**イ 不用家電品等の無料回収**

- ・ 無料回収業者に対しては、市町村と連携し、合同で無料回収場所の立入検査を行い、違反行為に対する文書指導など適正処理について指導を徹底するとともに、回収場所に回収物（廃棄物）が残置されないよう継続して監視を行います。
- ・ 市町村は、住民に対して市町村が定める方法により不用家電品等を処分するよう啓発に努めるものとします。

#### <在宅医療廃棄物>

在宅医療廃棄物とは、医師や看護師による訪問診療や、糖尿病患者によるインスリンの自己注射など、家庭での医療行為に伴って排出される廃棄物のことで、注射針や注射筒、ビニールバッグなどが排出されます。

これらは一般廃棄物であるため、市町村に処理責任がありますが、高齢化社会の進行とともに、今後も発生量の増加が見込まれています。

環境省では、在宅医療廃棄物の現段階での最も望ましい処理方法として、(1)注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、医療機関が感染性廃棄物として処理し、(2)ビニールバッグなどの非鋭利なものは、市町村が一般廃棄物として処理するという方法が考えられるとしており、在宅医療廃棄物の処理に当たっては、市町村は医療機関などの関係者と連携を図りつつ、地域の状況に応じた処理方法を検討し、一般廃棄物処理計画への位置付けなど必要な手続をとることとしています（平成 17 年 9 月 8 日付け通知）。また、平成 20 年 3 月には、適正な処理体制の構築を進めるため、「在宅医療廃棄物の処理に関する取組推進のための手引き」を策定・公表しています。

#### <太陽光発電設備の処理>

平成 24 年 7 月から実施された再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電設備等の大幅な導入拡大が進み、将来の大量廃棄が想定されます。太陽光発電設備の寿命を 25 年とした場合の排出見込量は、平成 42 年度で約 3 万トン、平成 52 年度で約 80 万トンとされています。これらに対する対応について、環境省において、経済産業省や業界団体等と連携し、「太陽光発電設備の撤去・運搬・処理方法に関するガイドライン」の策定等の検討が始まっています。

## (2) 産業廃棄物の適正処理の確保

### 【現状と課題】

#### ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

- ・ 排出事業者は、産業廃棄物の処理を他人に委託する場合には産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しなければなりません。
- ・ 産業廃棄物管理票の交付者（排出事業者）は、前年度のマニフェストに係る産業廃棄物管理票交付等状況報告を作成し、県等に提出することとされています。
- ・ 電子マニフェストの報告事業者数は、平成 25 年度においては、1,304 者となっており、前年度から増えているものの、紙マニフェストに比べると少ない状況です。

表 5-1-2 産業廃棄物管理票に関する報告事業者数

(単位：者)

報告事業者数	H24 年度			H25 年度		
	計	長野県	長野市	計	長野県	長野市
紙マニフェスト	6,631	5,389	1,242	7,098	5,739	1,359
電子マニフェスト	1,127	861	266	1,304	998	306

(平成 27 年度 資源循環推進課)

### イ 立入検査の実施（立入検査、行政処分）

- ・ 廃棄物の保管・処理状況、廃棄物処理施設の構造・維持管理の状況に関して、立入検査を行っています。
- ・ 市町村職員併任制度により、市町村職員と県職員の合同での立入検査を行っています。
- ・ 不適正処理等を把握した場合には改善指導を行い、悪質な場合には行政処分を行っています。

表 5-1-3 立入検査件数の推移

(単位：件)

区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
一般廃棄物処理施設	864	870	823	960	765
産業廃棄物排出事業者	6,469	6,640	6,337	4,710	5,102
産業廃棄物処理業者	3,406	3,167	3,236	3,861	3,451
産業廃棄物処理施設	3,844	3,409	3,449	2,995	2,471
小型焼却炉	208	196	184	183	157
自動車リサイクル法関連業者	518	429	447	533	769
工事発注事業者	15	3	0	15	8
土地所有者等	51	140	89	859	575
計	15,375	14,854	14,565	14,116	13,298

(平成 27 年度 資源循環推進課)



表 5-1-4 行政処分件数の推移

(単位：件)

処分区分	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
許可取消	6	5	26	4	6
業務停止命令	0	5	4	2	2
使用停止命令	1	3	0	3	0
改善命令	2	6	3	3	2
措置命令	3	3	7	0	4
計	12	22	40	12	14

(平成 27 年度 資源循環推進課)

### ウ 産業廃棄物の県外流出・県内流入

- 産業廃棄物の県外流出量と県内流入量を比較すると、県外流出量が上回っています。これは、中間処理やリサイクル等を行う廃棄物処理施設が沿岸部の工業地帯に多いこと等が要因になっていると考えられます。
- 県では、県外からの産業廃棄物の適正な処理を図るため、最終処分を目的として県外から産業廃棄物を県内へ持ち込む場合の事前協議制度を設けています。
- 都道府県別にみると、平成 25 年度の県外流出先は、新潟県が約 12 万 1 千トン、次いで愛知県が約 7 万トンとなっており、県内流入元は群馬県及び山梨県が約 2 万 2 千トンとなっています。

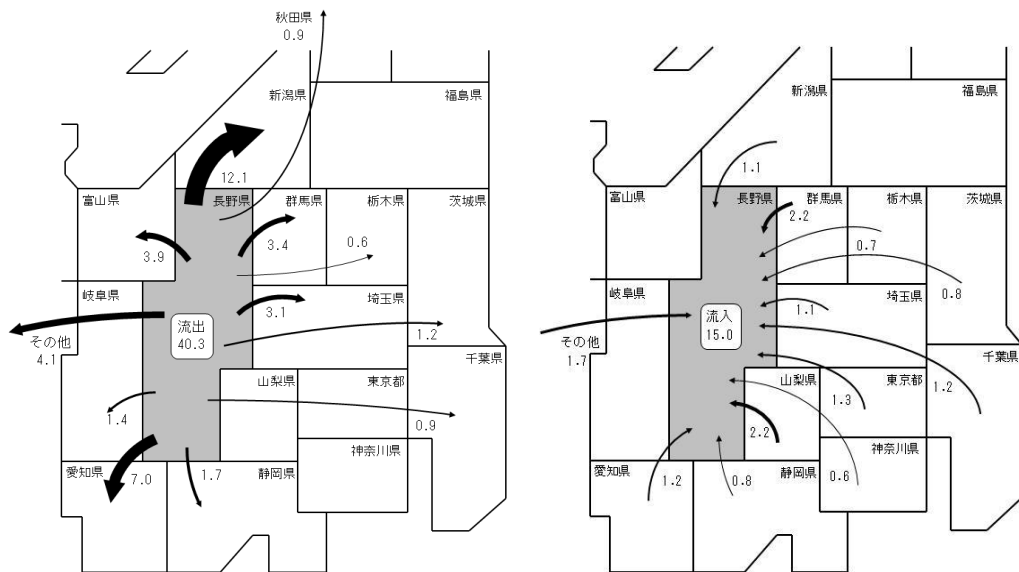


図 5-1-1 都道府県別の県外流出・県内流入量 (万 t) (平成 25 年度)

## 【施策の展開】

### ア 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

- ・ マニフェスト制度について、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、産業廃棄物の適正処理を徹底します。
- ・ 電子マニフェストについて、講習会、研修会、立入検査等の機会を通じて周知を図り、普及・促進に努めます。

### イ 立入検査の実施（立入検査、行政処分）

- ・ 立入検査の計画的、重点的、効率的な実施に努めます。
- ・ 市町村職員併任制度の促進により体制の強化に努めます。
- ・ 立入検査業務を的確に行える専門知識を有した人材の育成のため、研修の強化・充実に努めます。

### ウ 産業廃棄物の県外流出・県内流入

- ・ 産業廃棄物の県外への流出状況及び県内への流入状況を把握するとともに、事前協議制度の周知に努めます。

## (3) 廃棄物条例による適正処理

### 【現状と課題】

- ・ 廃棄物の適正な処理を確保し、県民の生活環境を保全することを目的として「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」を制定しています。
- ・ 新たに産業廃棄物処理業許可や処理施設設置許可の申請などをしようとする場合は、事業計画協議により関係住民への説明会等の場を設けることとされています。
- ・ 条例に定める基準等について、各事業者及び県民にその基準を遵守してもらうことが最も重要です。

#### ＜廃棄物条例の概要＞

- 1 廃棄物処理法の規定に加え、産業廃棄物の処理等に関して長野県独自に事業者、県民等の責務を定めています。
- 2 産業廃棄物の処理等に関する以下の基準を定めています。
  - (1)産業廃棄物の保管基準
  - (2)木くず（建設業に係るものに限る。）の保管期間
  - (3)木くずチップ（有価物）の保管期間及び保管基準並びに使用に関する基準
- 3 排出事業者、建設工事の発注者・受注者、土地所有者の講ずべき措置を定めています。
- 4 再生利用業者の指定を受ける場合の手続等を定めています。
- 5 廃棄物の処理施設の周辺地域への配慮を求めています。
- 6 法の許可申請に当たり、地域の合意形成を図るための事業計画協議制度を定めています。

#### 【施策の展開】

- ・ 条例の適切な運用を図り、研修会等の機会を通じて条例の内容について周知を図るとともに、条例に基づく事業計画協議の実施を徹底します。

表 5-1-5 事業者向け条例に関する研修等の実施回数（※産業廃棄物処理技術等研修会）

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施回数	2	2	2

（平成 27 年度 資源循環推進課）

#### (4) 特定有害産業廃棄物の適正処理

##### 【現状と課題】

##### ア ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

- ・ 平成 13 年に PCB 廃棄物の適正処理の方法を定めた「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が公布され、国、都道府県等による PCB 廃棄物の処理計画等の策定、保管事業者による都道府県等への届出が義務付けられています。
- ・ 適正な処理施設を確保するため、平成 15 年 5 月に「中間貯蔵・環境安全事業株式会社法」が施行され、中間貯蔵・環境安全事業（株）（JESCO）により全国 5 か所の広域処理施設で処理が行われています。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処理期限まで 10 年を切っており、早期の処理を促進する必要があります。
- ・ 保有する PCB 廃棄物に加え、現在使用している PCB 製品の状況を確実に把握する必要があります。

＜PCBが使用されている電機機器＞



トランス（変圧器）



コンデンサ（蓄電器）



安定器

＜長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の概要＞

県は、国の「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」に即して、「長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」を平成19年2月に策定しました。（平成27年6月変更）

長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画では、県内に保管されているPCB廃棄物の処理施設及び処理期限を、PCB廃棄物の種類及び含まれるPCBの濃度ごとに、下表のとおり定めました。

表 5-1-6 PCB廃棄物の処理施設及び処理期限

廃棄物の種類		処理施設	処理期限
高濃度 PCB 廃棄物	高圧トランス・コンデンサ等	JESCO北海道	平成35年3月31日
	安定器等・汚染物	PCB処理事業所	平成36年3月31日
低濃度 PCB 廃棄物		無害化処理認定施設等	平成39年3月31日

（平成27年度 資源循環推進課）

表 5-1-7 県内のPCB廃棄物の保管状況（長野市分を含む。）平成26年3月現在

PCB廃棄物の種類	保管量
トランス（柱上トランス以外）、コンデンサ、安定器	96,900 台
柱上トランス	30,311 台
PCB、PCBを含む油	37,131 kg
汚泥等その他の汚染物	1,258,003 kg

（平成27年度 資源循環推進課）

## イ 石綿（アスベスト）廃棄物

- ・ 石綿（アスベスト）による健康被害が顕在化する中、建築物の解体等に伴い発生する石綿廃棄物の適正処理が求められています。
- ・ 保管、収集運搬、中間処理、最終処分までの手順、基礎知識等について整理した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第2版）」が環境省から示されており、排出事業者及び処理業者に対して、処理基準等について周知を図っています。
- ・ 県では、石綿廃棄物の適正処理のため、建築所管部局に「アスベスト含有建材使用建築物等解体工事届出書」の提出を求めています。また、吹き付けアスベストの除去作業については、環境所管部局への大気汚染防止法に基づく届出書の提出を受け、担当者が立ち会うこととしています。

### 【施策の展開】

#### ア ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物

- ・ 長野県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に沿って早期の適正処理を推進します。
- ・ 届出を行っていない事業者及び現在使用中の事業者を把握するための調査を実施し、説明会、立入検査等により届出、適正保管、処理期限までの適正処理等の指導を行います。
- ・ 保管事業者等に対し、PCB廃棄物の保管及び処理に関する情報提供を行います。

#### イ 石綿（アスベスト）廃棄物

- ・ 解体現場等へのパトロールを行い、飛散防止措置、他の廃棄物と区分した収集・運搬・積替え・保管等適正処理の指導を徹底します。
- ・ 石綿廃棄物が再生骨材プラント等において破砕されることがないように、対象事業者の施設について、周辺大気中のアスベスト濃度の測定及び建材中のアスベストの含有検査を随時行い、適正処理の指導を徹底します。

## 2 廃棄物の適正処理基盤の整備

### (1) 一般廃棄物処理施設整備

#### 【現状と課題】

- ・ 市町村は、一般廃棄物の処理責任を果たすために、適正処理に必要な施設を整備する必要がありますが、焼却施設や最終処分場に代表される廃棄物処理施設は多額の費用が必要となる上、施設を整備しようとする場所の周辺住民の理解を得ることが大切です。

- ・ 国土強靱化やストックマネジメントの観点から、老朽化した施設の改良による長寿命化を進めていくことも重要です。
- ・ 施設整備にあたっては、市町村等において、施設規模、処理方式、エネルギー回収等多角的な検討が行われています。
- ・ 廃棄物の排出量の削減は、その焼却量や最終処分量の削減につながり、最終処分場の延命化や県内における処理比率の向上が見込まれます。

## ア 焼却施設

- ・ 平成 26 年度末現在、県内では 24 か所の焼却施設が稼働しており、そのうち、一般的に広域処理を目的とする大型炉の目安となる 100 トン／日以上処理能力を持つ焼却施設は、全体の約 3 分の 1 となっています。
- ・ 従来から一部の施設においては、ごみ焼却により発生する熱を給湯、融雪又は発電に利用してきましたが、東日本大震災以降、防災拠点の機能を備えた地域のエネルギーセンターとして、焼却施設の役割が見直されています。今後、耐震性、非常用電源による自立稼働といった防災機能の強化、FIT（固定価格買取）制度を利用した売電、周辺施設への電力・熱供給といった地域への還元などが検討されます。
- ・ 稼働から 20 年以上が経過した焼却施設（15 か所、1,509 トン／日）は、更新時期を迎えつつあり、基幹改良工事による施設の長寿命化や新施設の建設の必要があります。

表 5-1-8 県内における焼却施設の熱利用等の状況

区分	熱利用のみ	発電及び熱利用	単純焼却	合計
施設数	13	4	7	24

（一般廃棄物処理事業実態調査）

## イ 最終処分場

- ・ 平成 25 年度末現在、県内では市町村等の有する 41 施設の最終処分場が稼働しており、平成 25 年度末の県全体での残余年数は、約 14.4 年となります。

## ウ し尿処理施設

- ・ 平成 26 年度末現在、県内では 23 か所のし尿処理施設が稼働しており、そのうち、生ごみや剪定枝などのバイオマス廃棄物を併せて処理・資源化する汚泥再生処理センターが 2 か所あります。
- ・ 公共下水道の普及に伴い、くみ取りし尿の処理量が減少傾向にあり、下水道への投入処理や生ごみとの共同処理方式の検討が必要です。

### 【施策の展開】

- 一般廃棄物の適正な処理に必要な体制を確保するため、処理施設の更新など市町村が定める一般廃棄物処理計画に基づく施設整備を支援します。
- 市町村等が導入を検討している一般廃棄物処理施設について、最新の知見、技術動向などの情報収集に努め、これらを市町村等に提供するとともに、施設の処理方式や最終処分場の整備に係る課題については、必要に応じ市町村等と協力して研究します。
- 国の助成制度である循環型社会形成推進交付金等の活用について必要な技術的助言を行います。

## (2) 産業廃棄物の適正な処理体制

### 【現状と課題】

- ・ 委託された産業廃棄物を処理する場合は、県知事等から産業廃棄物処理業の許可を受けることが必要です。また、産業廃棄物処理施設については、施設によっては設置許可を受けることが必要です。
- ・ 平成 26 年度末の産業廃棄物処理業者の許可状況（特別管理産業廃棄物を除く。）は、収集運搬業の許可業者が 3,144 者、処分業の許可業者が中間処理及び最終処分を合わせて 365 者となっています。また、産業廃棄物処理施設の設置状況は、中間処理施設が 498 施設、最終処分場が 26 施設となっています。
- ・ 平成 23 年度に創設された「優良産業廃棄物処理業者認定制度」により優良産業廃棄物処理業者となると、通常 5 年の産業廃棄物処理業許可の期間が 7 年に延長され、優良マークの印字された許可証が発行されます。

表 5-1-9 産業廃棄物処理業者の許可状況の推移

許 可 区 分		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
収集運搬業		3,926	3,113	3,029	3,067	3,144
	長野県	2,881	2,995	2,936	2,993	3,085
	長野市	1,045	118	93	74	59
収集運搬業（特別管理産業廃棄物）		466	347	342	339	347
	長野県	318	329	329	327	335
	長野市	148	18	13	12	12
処 分 業	（中間処理）	391	382	368	368	349
	長野県	302	299	290	296	280
	長野市	89	83	78	72	69
	（最終処分）	21	21	19	17	16
	長野県	19	19	17	17	16
	長野市	2	2	2	0	0
処分業（特別管理産業廃棄物）		15	16	15	16	12
	長野県	13	14	13	14	10
	長野市	2	2	2	2	2

※ 廃棄物処理法の一部改正により、平成 23 年 4 月 1 日から、長野市内のみで収集運搬業を行う場合又は長野市内で積替保管を行う場合を除き、収集運搬業は長野県知事への許可申請となりました。

（平成 27 年度 資源循環推進課）



表 5-1-10 産業廃棄物処理施設設置状況（長野市許可分を含む。）

区 分		施 設 数				
		H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
中間処理	焼却施設	75	70	65	57	57
	破碎施設	411	457	424	396	398
	脱水施設	28	31	30	30	29
	その他の施設	14	14	14	14	14
	計	528	572	533	497	498
最終処分	安定型	26	26	21	20	20
	管理型	6	5	5	4	4
	遮断型	2	2	2	2	2
	計	34	33	28	26	26

※中間処理施設は、許可対象のみ。最終処分場は、許可対象外施設を含む。

（平成 27 年度 資源循環推進課）

表 5-1-11 優良産業廃棄物処理業者認定制度による評価基準適合事業者数の推移

区分	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
長野県	38	63	107	137
長野市	2	4	7	10

（平成 27 年度 資源循環推進課）

### 【施策の展開】

- ・ 産業廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置について、厳正かつ適切な許可事務と監視・指導を行います。
- ・ 優良産業廃棄物処理業者認定制度を通じて、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ります。

### (3) 廃棄物処理施設から排出されるダイオキシン類の監視

#### 【現状と課題】

- ・ 一定規模以上の廃棄物焼却施設は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、年 1 回以上ダイオキシン類を測定し、県に測定結果を報告することが義務付けられており、県は測定結果を公表することとされています。
- ・ 平成 26 年度においては、報告対象となる焼却施設は 123 施設（長野市を除く。）あり、排出基準を超過した施設に対しては、直ちに稼働を停止させ、改善を指示しています。
- ・ 市町村が設置する一般廃棄物焼却施設では、施設周辺住民への配慮から、ダイオキシン類対策特別措置法で定める排出基準値よりも厳しい規制値を設け

ている場合があります。

- ・ 排出基準を遵守し、状況を把握するため、ダイオキシン類について定期的に測定することが必要です。

#### 【施策の展開】

- ・ 廃棄物焼却施設に対して年1回以上の測定を義務付けているダイオキシン類の測定状況を確認し、その結果を公表します。
- ・ 過去に基準超過のあった焼却施設や近隣から苦情等がある施設を重点的に監視・指導し、必要に応じて排ガス中のダイオキシン類の行政検査を実施して排出基準の遵守状況の把握に努めます。

### 3 災害等緊急時の適正処理体制の確保

廃棄物の処理は、電気・水道・ガスといったライフラインと同様に、生活に必要不可欠なものであり、廃棄物の処理が止まった場合、街はごみであふれ、生活基盤は麻痺してしまいます。

そのため、一般廃棄物の統括的な処理責任のある市町村と、廃棄物処理業者（一般廃棄物・産業廃棄物を問いません。）は、災害等の緊急事態が発生した場合でも、その処理が継続できるように、準備をしておく必要があります。

地震、台風等の災害は、多くの人的被害や経済的被害をもたらしますが、それと同時に家屋への浸水や建物の倒壊などの被害を引き起こし、結果として倒壊した家屋や破損した家財などが廃棄物として大量に発生します。

#### 【現状と課題】

- ・ 大規模な地震や台風の災害発生時には交通網が麻痺し、廃棄物を処理する際にも平常時の収集・処分を行うことが困難になることが考えられます。特に、平成23年3月に発生した東日本大震災では、地震及び津波の発生により未曾有の量の災害廃棄物が発生し、被災地復興に当たっては、災害廃棄物の処理が大きな課題となりました。
- ・ 環境省から平成26年3月に、津波堆積物の処理方法、災害廃棄物仮置場の管理等の東日本大震災で新たに得られた知見を基に、災害時における廃棄物処理を適正かつ迅速に行うための基本的事項をまとめた「災害廃棄物対策指針」が示されました。
- ・ 県及び市町村は本指針に基づき、地域防災計画と整合をとりながら災害廃棄物処理計画等の策定に努めることとされていますが、災害廃棄物処理計画を策定している市町村は、平成26年度に行った調査によると5団体にとどまっています。

- ・ 市町村は、県内に災害が発生した場合、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、被災市町村に応援を行うこととされています。また、大規模災害を想定し、県外の市町村と災害時応援協定を締結している市町村もあります。
- ・ 大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が排出され、市町村等が手配可能な廃棄物処理業者のみでは十分な処理体制を確保できなくなることが想定されます。このような事態に対応するため、平成 20 年 3 月に、県は（一社）長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合との間でそれぞれ協定を締結し、市町村による処理が困難な場合は、両協定締結先の会員及び組合員が被災地へ出動し、災害廃棄物の収集等の協力を得られることとなっています。

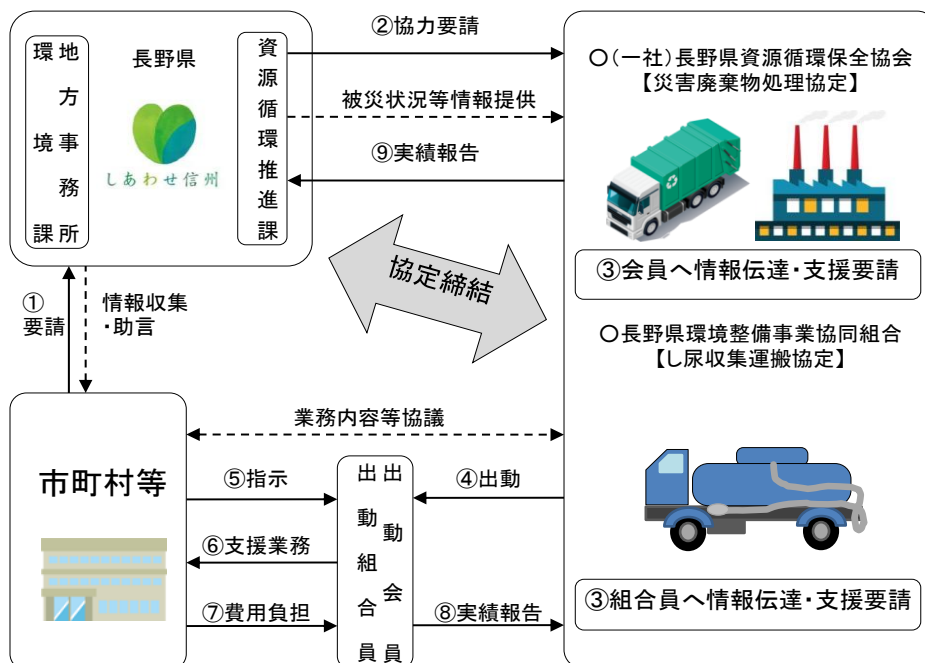
### <災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の概要>

災害廃棄物の処理が困難と判断した市町村は、県へ協定に基づく支援を要請します。

県は、市町村の要請内容に応じて、（一社）長野県資源循環保全協会又は長野県環境整備事業協同組合へ協力を要請します。

県から要請を受けた協定締結先は、市町村と連絡を取りながら、その指示のもと、必要な支援活動を開始します。

図 協定実施フロー



## 【施策の展開】

- ・ 災害廃棄物について、迅速、かつ、適正な処理を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、廃棄物の種類に応じた処分方法、最終処分量削減のための分別、資源化等を含めた災害廃棄物処理計画を策定するとともに、市町村における計画策定に向けて技術的助言を行います。
- ・ 市町村は、平時から災害廃棄物の仮置場の設置、収集、運搬、処分及び再生について災害廃棄物処理計画等において定めるなど災害時の想定に努めるものとしします。
- ・ 災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定を実効性のあるものとするために、(一社)長野県資源循環保全協会及び長野県環境整備事業協同組合と連絡を密にし、両団体の会員事業者の収集運搬能力や施設能力の把握に努めます。
- ・ 災害廃棄物の処理に有効な手段とするため、災害時の廃棄物及びし尿の処理に関する協定の内容や活用方法について市町村へ情報提供を行います。
- ・ 災害発生時において、被災市町村は、人命救助を優先しつつ、市町村の区域内の被害状況、廃棄物処理施設の被災状況及び災害廃棄物発生量を推計するための情報を把握し、県等の外部機関との連絡手段を確保するとともに、連絡窓口を決定するものとしします。
- ・ 災害発生時において、県は、被災市町村と連絡をとり、情報の収集を行い、被災市町村からの支援ニーズ等を把握するとともに、必要に応じ、市町村の区域を超えた広域的な協力体制の確保を図り、周辺市町村、関係省庁、民間事業者等との連絡調整を行える体制づくりに努めます。
- ・ 被災規模が大規模で、県内での災害廃棄物の処理が困難と見込まれる場合は、災害応援協定に基づき、他の都道府県に応援を依頼します。また、被災都道府県から県に要請があった場合には、これに協力します。
- ・ 大規模災害により市町村において災害廃棄物の処理ができない場合には、県が事務委託により、また、要請により、環境大臣が一定の要件のもと災害廃棄物の処理を代行することができます。
- ・ 廃棄物の処理主体となる市町村及び廃棄物処理事業者は、災害時においても事業が実施できるよう「事業継続計画（BCP）」の作成に努めるものとしします。

表 5-1-12 災害廃棄物に関する災害応援協定等

区分	協定締結者	災害時応援協定	廃棄物に係る支援内容
他の都道府県	全国知事会	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	中部圏知事会（9県1市）	災害応援に関する協定書	特に要請のあった事項
	関東地方知事会（10都県）	震災時等の相互応援に関する協定	ごみ・し尿に係る施設又は業務の提供及び斡旋
	長野県、新潟県	災害時の相互応援に関する協定	特に要請のあった事項
	長野県、新潟県、山梨県、静岡県	中央日本四県災害時の相互応援等に関する協定	物資・資機材・人員等の提供
県内関係団体	県（環境部）、（一社）長野県資源循環保全協会	災害時等の災害廃棄物の処理等に関する協定	災害廃棄物の収集運搬・処分
	県（環境部）、長野県環境整備事業協同組合	災害時等のし尿等の収集運搬に関する協定	し尿等の収集運搬
	県（危機管理部）、長野県建設機械リース業協会	災害時における災害応急資機材のリースに関する協定	仮設トイレの提供

<<県民の皆様には：～適正処理～>>

- ・ 無許可の無料回収業者に、不要な家電等は出さないようにしましょう。
- ・ 事業者が行う事業計画協議に係る地元住民向けの説明会等については、できるだけ参加して、不安なことや疑問なことを確認しましょう。
- ・ PCB廃棄物を保管している場合には、届出を行うとともに、早期に、かつ、適正に処理をしましょう。

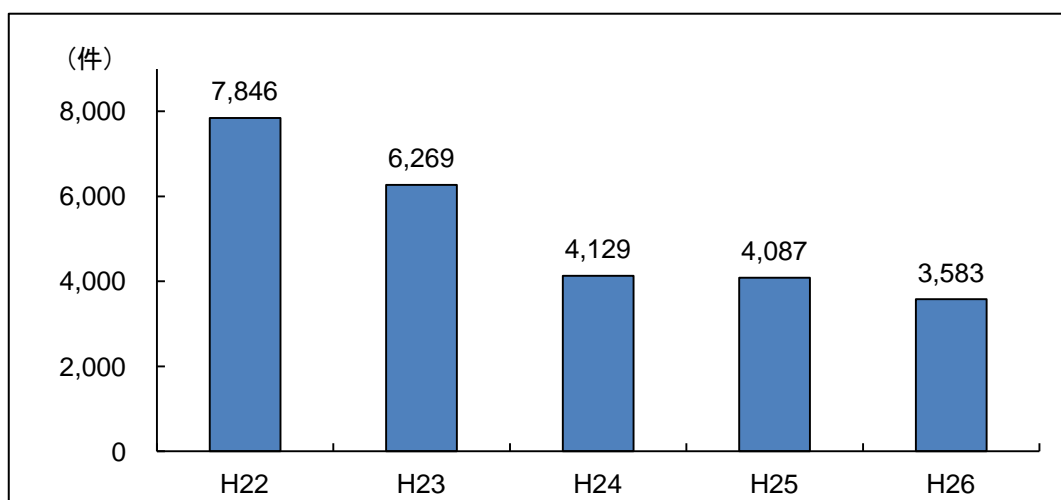


## 第2節 廃棄物の不法投棄等の防止

### 1 一般廃棄物の不法投棄等の防止

#### 【現状と課題】

- ・ 一般廃棄物の不法投棄の発見件数は、平成 22 年度をピークに、減少傾向となっています。これは、地上波デジタル化によるテレビの買い替えに伴う不法投棄が減少したほか、県及び市町村の不法投棄監視体制の強化、県民の関心の高まり等により、不法投棄がしにくくなってきた結果と考えられます。
- ・ 一般廃棄物の不法投棄としては、家庭ごみや空き缶等のポイ捨てが多く、その他には、廃タイヤ、家電 4 品目などが目立っています。
- ・ 市町村においては、「ポイ捨て防止条例」による規制、看板の設置等の設備整備、パトロール等の人的体制の整備など様々な不法投棄対策を導入しています。
- ・ 一般廃棄物の野外焼却は、公益・社会の慣習上やむを得ない場合や周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合など、一部の例外を除き禁止されています。



(平成 27 年度 資源循環推進課)

図 5-2-1 一般廃棄物の不法投棄件数の推移

#### <野外焼却禁止の例外>

- ・ 国や地方公共団体などの河川管理者が伐採した草木の焼却
- ・ 災害の予防、応急対策、復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ・ どんど焼き等の地域行事に伴い不要となった門松等の焼却
- ・ 農業者がやむを得ず行う稲わら等の焼却（廃ビニールの焼却は除く）
- ・ たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却 等

(出典：平成 12 年 9 月 28 日付け衛環第 78 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

表 5-2-1 一般廃棄物不法投棄対策の効果

	導入市町村					
		非常に効果あり	効果あり	ほとんど効果なし	効果なし	
看板の設置	66	3	39	22	2	
市町村職員による不法投棄防止パトロール	66	6	46	12	2	
不法投棄の監視連絡員等による通報制度の導入	34	1	25	8	0	
防止ネットの設置	21	4	14	2	1	
鳥居の設置	10	0	6	3	1	
監視カメラの設置	本物	15	3	8	3	1
	ダミー	8	3	4	1	0

(市町村等状況調査)

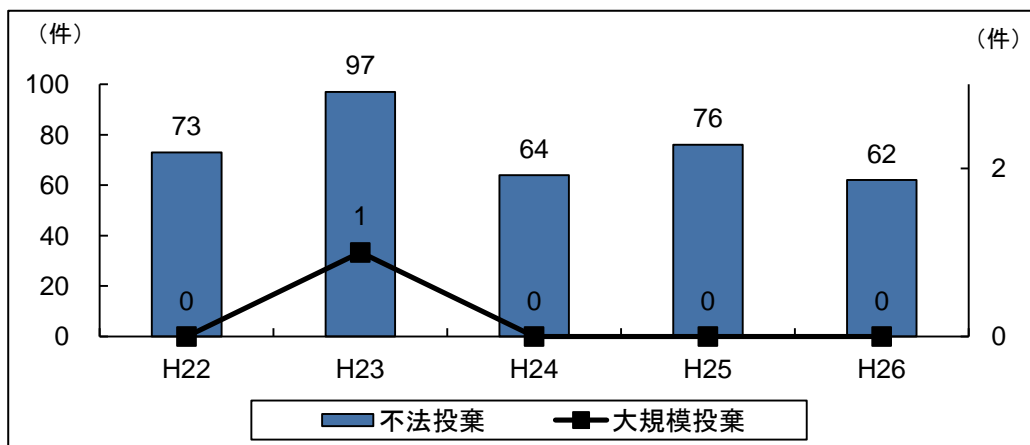
**【施策の展開】**

- ・ 不法投棄は犯罪であるという認識のもと、地域住民や警察との連携を強化します。
- ・ 不法投棄の防止に係る先進事例や効果のある事例について、市町村への情報提供に努めます。
- ・ 市町村は、一般廃棄物の処理方法を一般廃棄物処理計画に位置づけ、広報誌やごみの分別カレンダー等により、住民に周知するよう努めるものとします。

**2 産業廃棄物の不法投棄等の防止**

**【現状と課題】**

- ・ 産業廃棄物で不法投棄されるものとしては、建設系廃棄物が多い状況です。
- ・ 建設系廃棄物の不法投棄を防ぐためには、建設工事の発注者、元請事業者、下請事業者のそれぞれが、建設系廃棄物の適正処理についての知識を深めるとともに、優良な廃棄物処理業者と契約を結ぶ必要があります。
- ・ 建設系廃棄物等を解体現場等で焼却するなどの産業廃棄物の野外焼却は、禁止されています。



(平成 27 年度 資源循環推進課)

図 5-2-2 産業廃棄物の不法投棄件数と大規模投棄 (10t 以上) 件数の推移

- ・ 夜間パトロール、スカイパトロールのような直接的な監視活動から、24 時間体制の通報制度、啓発活動など県民と一体となった監視活動まで、総合的に不法投棄の防止対策を進めています。
- ・ 長野県森林組合連合会及び長野県漁業協同組合連合会との間に廃棄物の不法投棄情報に関する協定を締結し、県内で不法投棄等を発見した場合、県に対してその情報を提供することとしています。
- ・ 市町村向けの不法投棄情報として、「不法投棄情報ながの」を電子メールで配信し、県の公式ホームページに掲載しています。

#### 【施策の展開】

- ・ 夜間パトロール、スカイパトロール、車両点検を引き続き行い、車両点検については、近隣都県と協力して行います。
- ・ 不法投棄ホットラインの一層の周知を図るなど、不法投棄に関係する情報を効率よく収集する体制作りに努めます。
- ・ 不法投棄事案に対しては、投棄者を特定し責任を追及するため警察との連携を強化するとともに、建設事務所、市町村等の関係行政機関に情報提供を行います。
- ・ 不法投棄された産業廃棄物について、原因者等に対する撤去指導を行うとともに、周辺環境への影響調査を実施し、環境に支障が生じる場合は、必要に応じて支障の除去等の措置を講じます。



**不法投棄を見つけたら、** (ごみをみはろう)

**不法投棄ホットライン 0120-530-386 (24時間受け付けます!)**



←  
不法投棄の事例  
→



不法投棄が発生すると、深刻な環境破壊がもたらされます。

不法投棄の発見件数の割合は一般廃棄物（主に家庭からの廃棄物）が約98%を占め、悪質な産業廃棄物の不法投棄も後を絶ちません。廃棄物を排出する際は、必ずルールを守りましょう。

県では、県民の皆様からご協力をいただきながら、不法投棄の撲滅を目指します。

<<県民の皆様には：～不法投棄等の防止～>>

- ・ **ごみは、不法投棄することなく、市町村が定めるルールにしたがって、適正に出しましょう。**
- ・ **不法投棄を発見した場合には、不法投棄ホットライン等により連絡をしましょう。**



## 第6章 循環型社会形成のための長期的取組

目指す循環型社会は、大量生産・大量消費型の経済社会から転換し、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減され、将来にわたって持続的な活動が行われる社会です。

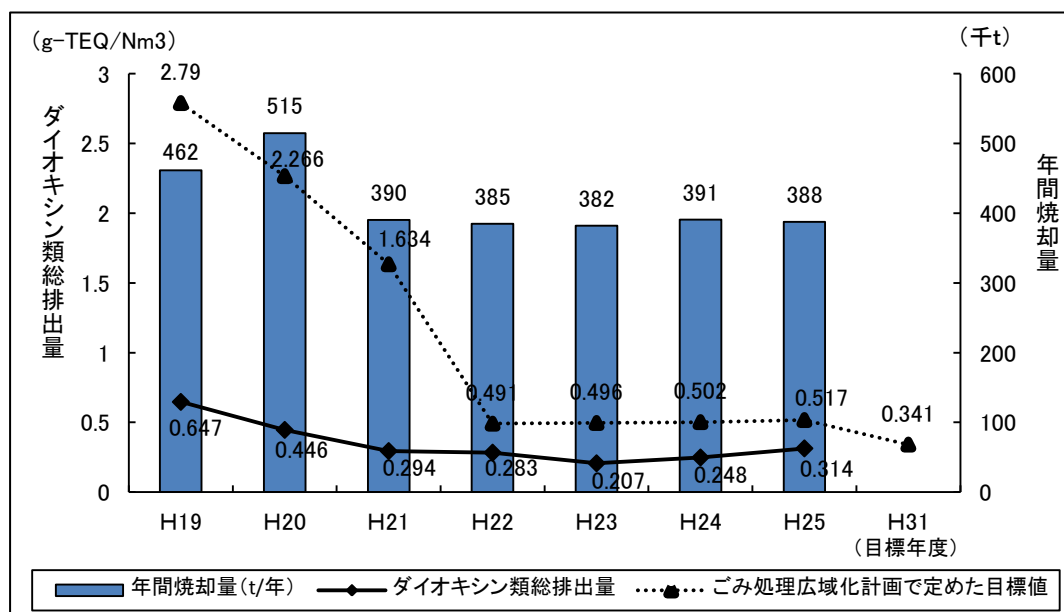
そのためには、短期的な取組のほか、地球温暖化対策等の長期的な視点からの取組が必要です。

### 1 処理施設の整備

#### (1) 長野県ごみ処理広域化計画

市町村等の設置する焼却施設の排ガス等に含まれるダイオキシン類の毒性が問題視されたことを受けて、処理能力100トン/日以上、24時間連続運転焼却施設へ統合する必要が生じました。そのため、市町村で組織する13ブロックごとに広域化の方針について検討を行い、平成11年3月に長野県ごみ処理広域化計画が策定されました。

高度な排ガス処理装置の普及に伴い、現在、県内で稼働する小規模施設も含め、すべての一般廃棄物焼却施設では、国の定めるダイオキシン類の排ガス規制値を下回っています。また、排ガス中に含まれるダイオキシン類の平成25年度の年間総排出量は0.314g-TEQであり、平成31年度の目標である0.341g-TEQを前倒しで達成しています。



※長野市調査分を除く

(一般廃棄物処理施設からのダイオキシン類排出実態調査)

図6-1 市町村等の設置する焼却施設における排ガスに伴うダイオキシン類総排出量

一方、広域化による施設統合に伴い、新しく建設する施設の規模を縮小するため、減量化に向けた取組を行っている地域もあります。

また、焼却時に発生する熱エネルギーによる発電などは、市町村単独施設より効率的なエネルギー利用が行えることから、今後も広域のごみ処理体制は維持される必要があります。

## (2) 公共関与による施設整備

### ア 公共関与の経緯

県は、平成5年当時の最終処分場のひっ迫により、公共関与の方針を検討し、(財)長野県廃棄物処理事業団(平成5年4月設立、平成20年3月解散)による県内4か所(北信、東信、中信、南信)での最終処分場整備を決定しました。

その後、管理型最終処分場が特にひっ迫している南信地区、中信地区において具体的な施設整備の準備が進められました。

南信地区：阿智村伍和(ごか)地区での最終処分場の整備  
中信地区：松本地区で2か所の最終処分場候補地を決定

### イ 廃棄物処理計画(第2期)での基本的な考え方を見直し

その後、リサイクル技術の進歩及び建設リサイクル法の施行等により、産業廃棄物の最終処分量が大幅に減少し、さらに、民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれたことから、最終処分場の残余年数のひっ迫状況が改善されました。

このような状況を受け、平成18年3月の廃棄物処理計画(第2期)の策定に当たり、公共関与の基本的な考え方を見直しました。

#### 廃棄物処理計画(第2期)における公共関与の基本的な考え方(要約)

- ◇ 産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間業者による処理体制を基本とする。
- ◇ 最終処分場の残余年数がひっ迫した際は、公共関与による施設整備の準備を進める。

### ウ 整備計画及び候補地選定事業の見直し

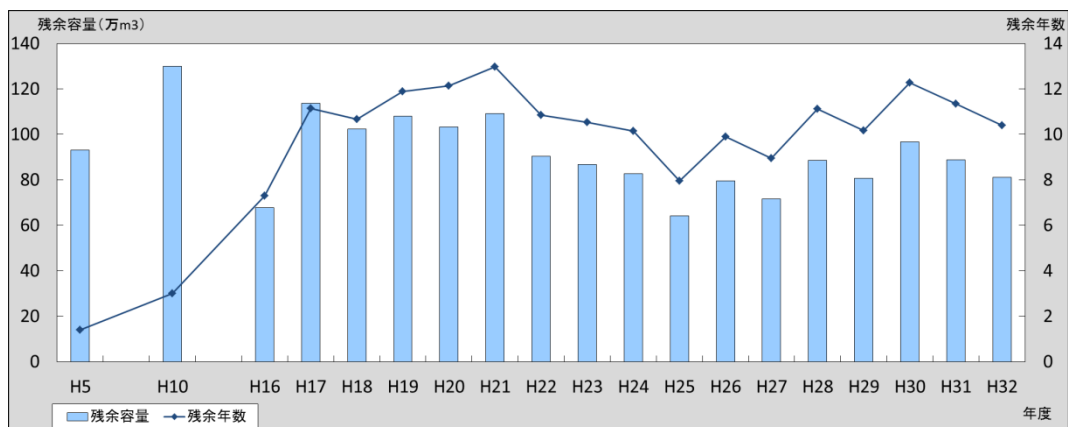
廃棄物処理計画(第2期)による基本的な考え方を見直しを受けて、平成19年6月、阿智村伍和地区最終処分場計画及び中信地区廃棄物処理施設候補地選定事業の見直しを行いました。

- ◇ 公共関与による施設整備が必要になった際の予定地として、県は阿智村伍和地区の最終処分場の用地を取得し管理していく。
- ◇ 中信地区の廃棄物処理施設候補地選定作業を中止する。
- ◇ 阿智村伍和地区最終処分場の整備後に、更に最終処分場の残余年数がひっ迫すると見込まれるときには、全県下において候補地を選定していく。

## エ 最終処分場の残余年数の推移

県内最終処分場の残余年数は、近年は10年前後で推移しています。

本計画の計画期間では、最終処分量の減少傾向と民間産業廃棄物処理業者による最終処分場整備計画が見込まれることから、おおむね10年以上の残余年数が継続することが見込まれています。



※ H17～H19 及び H21～H24 の残余年数並びに H26～H32 の残余容量及び残余年数は、推計値

図 6-2 産業廃棄物最終処分場の将来見込み

県内最終処分場の残余年数は、平成32年度の推計で10.4年と見込まれ、最終処分容量が不足しているとはいえ、直ちに公共関与により最終処分場を整備する状況ではないと考えます。

産業廃棄物の最終処分場の整備は、民間事業者による処理体制の確保を基本としつつ、今後も民間事業者の動向を常に把握し、最終処分場の残余年数がひっ迫してきた際には公共関与による施設整備が行えるよう、阿智村伍和地区に取得した用地を適正に管理していきます。

## 2 地域循環圏等の形成

リデュース及びリユースの取組によって、「もの」の生産から廃棄に至るライフサイクルが長期化されるとともに、量的に廃棄物の排出抑制が図られ、天然資源の投入量が抑えられます。

また、リサイクル技術及び熱・エネルギー回収技術の進歩により、廃棄物の資源化が図られ、天然資源の投入量が抑えられます。

そして、リサイクル等にあたっては、多くのエネルギーを費やし遠隔地に運んで処理するのではなく、なるべく地域での循環を進めることが求められます。

国の第三次循環型社会形成推進基本計画においては、「地域で循環可能な資源はなるべく地域で循環させ、地域での循環が困難なものについては、循環の環を広域化させていくという考え方に基づく「地域循環圏」が重層的に形成されるようになる」としています。地域循環圏の形成により、地域コミュニティや地域経済の活性化にも資することとなります。

リデュース、リユース、リサイクルの3Rの取組が、個人の取組から地域の取組へ、地域の取組から社会の取組へ、社会の取組から地球規模の取組へとスパイラル式に拡大していくことが望ましいと考えます。

3Rの取組が広がり、生活の豊かさと環境の保全とが調和した持続可能な社会の実現を見据えて、県民、排出事業者、廃棄物処理業者、市町村、県等が、連携・協働して循環型社会の形成に向けて取り組んでいきます。

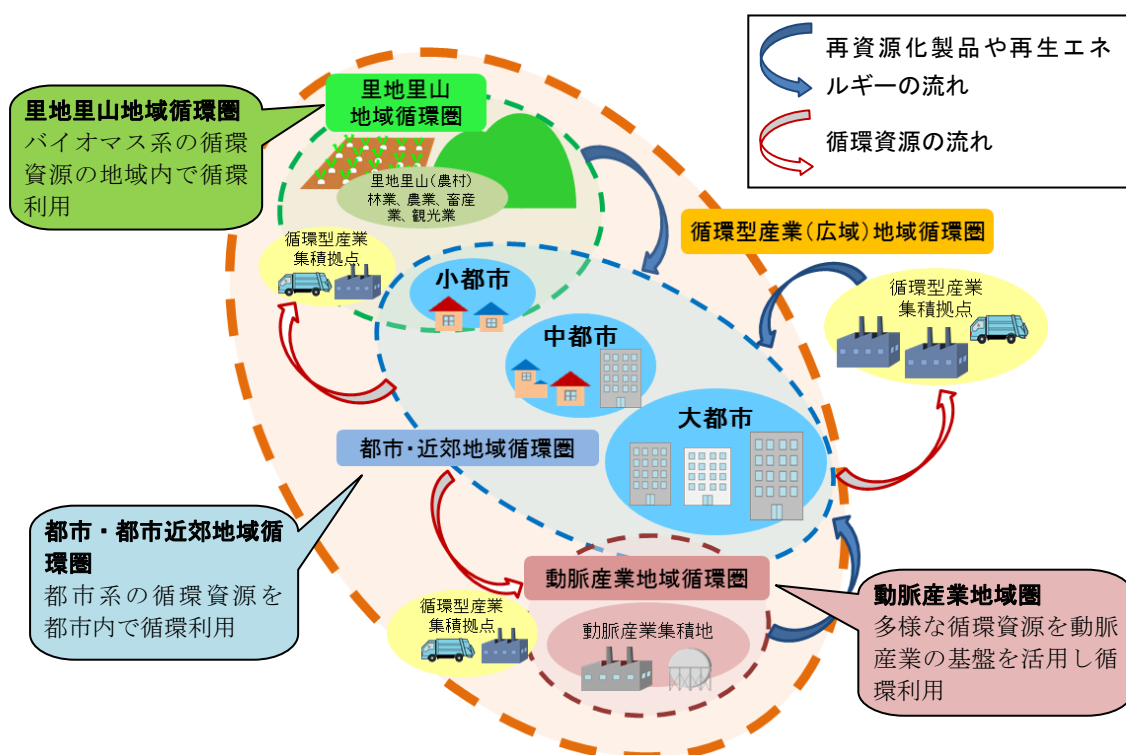


図 6-3 地域循環圏の類型パターンと重層的な構成イメージ (参考：環境省資料)

### 3 地球温暖化対策

現状の世界の温室効果ガスの人為的な排出量は、自然界の吸収量を超えています。

低炭素社会とは、究極的には、二酸化炭素の排出を自然界が吸収できる量以内にとどめる（カーボン・ニュートラル）社会を目指すものです。そのためには、産業、行政、国民など社会のあらゆるセクターが、地球の有限性を認識し、大量生産・大量消費・大量廃棄社会から転換するとの意識を持ち、選択や意思決定の際に、省エネルギー・低炭素エネルギーの推進や3Rの推進による資源生産性の向上等によって、二酸化炭素の排出を最小化（「カーボン・ミニマム」）するための配慮が徹底される社会システムを形成することが必要です。

国は、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を「2030年度までに2013年度比26%削減」という目標を決定しています。また、県は、温室効果ガスの排出量を「2030年度までに1990年度比30%削減」という目標を「長野県環境エネルギー戦略～第三次長野県地球温暖化防止県民計画～」において定めています。これらの目標の達成に向けて、家庭やオフィスなどのそれぞれの分野において、温室効果ガス削減のために積極的な取組が求められます。今後、家庭ごみ等の収集に、ハイブリッド仕様等の次世代自動車の収集車の導入も検討していく必要があります。

表 6-1 温室効果ガスの排出量の削減目標

区分	削減目標
国	2030年度（平成42年度）までに2013年度（平成25年度）比26%削減 （1990年度（平成2年度）比では18%削減）
県	2030年度までに1990年度比30%削減

また、東日本大震災以降、化石燃料への依存度が高まっており、二酸化炭素排出量も増加傾向にある中で、ごみ発電施設の重要性はますます高まっています。

生ごみ等から回収したメタンを活用したバイオガス発電をはじめとした廃棄物バイオマスをエネルギーとして利活用することが求められます。

一般廃棄物処理部門における地球温暖化対策として、3Rの推進により焼却量の抑制を図りつつ、焼却せざるを得ない廃棄物については、そのエネルギーを極力有効利用するよう廃棄物発電やバイオマスエネルギー活用を行うことにより、発電所等における化石燃料の使用量の抑制等に寄与しています。

産業廃棄物処理部門における地球温暖化対策として、産業界における自主行動計画の推進・強化、廃棄物発電などエネルギー利用の推進、廃プラスチック類・廃油の焼却量の削減、有機性廃棄物の最終処分量の削減などの取組が行われています。

県では、2Rを意識した取組による廃棄物の発生抑制及びリサイクルを含めた3Rの推進による循環型社会の構築を図るとともに、廃棄物バイオマスの利活用、収集運搬の効率化など廃棄物処理システムにおける地球温暖化対策の取組を促進します。

# 付 属 資 料

## 1 計画の策定経過等

### (1) 計画の策定経過

開催年月日	区 分	内 容
H27. 5. 26	第 1 回 環境審議会	・ 廃棄物処理計画（第 4 期）策定の諮問 ・ 廃棄物専門委員会設置の検討
H27. 6. 10	第 1 回 廃棄物専門委員会	・ 廃棄物処理計画（第 3 期）の進捗状況 ・ 廃棄物処理計画（第 4 期）の骨子案の検討
H27. 7. 16	第 2 回 廃棄物専門委員会	・ 廃棄物処理計画（第 3 期）の取組状況の検証 ・ 廃棄物処理計画（第 4 期）の素案の検討（第 5 章）
H27. 8. 20	第 3 回 廃棄物専門委員会	・ 廃棄物処理計画（第 4 期）の素案の検討（全体）
H27. 10. 20	第 4 回 廃棄物専門委員会	・ 廃棄物処理計画（第 4 期）の素案の検討（全体）
H27. 11. 17	第 4 回 環境審議会	・ 廃棄物専門委員会からの中間報告、検討
H27. 12. 17	第 5 回 廃棄物専門委員会	・ 目標値等の検討 ・ 廃棄物処理計画（第 4 期）の答申案の検討
H28. 3. 17	第 6 回 環境審議会	・ 廃棄物専門委員会からの最終報告 ・ 答申案の検討、承認
H28. 3.	知事への答申	
H28. 3. 25	部局長会議	・ 廃棄物処理計画（第 4 期）案の検討、決定

### (2) 県民等の意見の把握

区 分	概 要
産業廃棄物実態調査 (意識調査を合わせて実施)	実施時期：H26. 6. 30～8. 22 回答者数：1, 737 事業者
県政モニターアンケート	実施時期：H27. 1. 30～2. 12 回答者数：844 名
市町村等意見照会	実施時期：H27. 11. 18～12. 4 意見提出数：12 件
パブリックコメント	実施時期：H27. 11. 18～12. 17 意見提出数：8 件

## 2 審議会委員・専門委員（五十音順、敬称略）

### (1) 長野県環境審議会委員

区分	氏名	職名等	備考
委員	浦野 邦衛	長野県農業協同組合中央会地域農政部長	～H27.6.30
	太田 信子	調理師	
	小川 朱美	主婦	
	織 英子	弁護士	
	北村 智	長野県農業協同組合中央会地域農政部長	H27.7.1～
	才川 理恵	長野県消費者団体連絡協議会副会長	
	中村 義幸	NPO法人八ヶ岳福祉農園副理事長	
	西澤 孝枝	(株)西澤電機計器製作所代表取締役社長	
	野口 暢子	長野県短期大学助教	
	羽田 健一郎	長和町長	
	林 和弘	飯伊森林組合代表理事組合長	
	平林 公男	信州大学繊維学部教授	会長
	福江 佑子	NPO法人生物多様性研究所あーすわーむ理事	
	別府 桂	信州大学教育学部教授	会長代理
	柳平 千代一	茅野市長	
特別委員	阿蘇品 勉	環境省長野自然環境事務所長	
	小口 浩	国土交通省北陸地方整備局企画部長	
	桂川 裕樹	林野庁中部森林管理局長	
	森山 誠二	国土交通省中部地方整備局企画部長	

### (2) 長野県環境審議会廃棄物専門委員

氏名	職名等	備考
笠井 雪子	千曲川流域レジ袋削減推進協議会長	
小林 文江	長和町町民福祉課長	
高木 直樹	信州大学工学部教授	委員長
長田 秀彦	茅野市美サイクルセンター長	
平栗 幹夫	(一社)長野県資源循環保全協会会長	
藤波 博	(公財)廃棄物・3R研究財団調査部長	委員長代理
丸山 剛	長野県農業協同組合中央会協同活動推進部長	
矢島 清弘	セイコーエプソン(株)人事本部総務部主事	